

令和4年度
水道の基盤強化に向けた優良事例等調査
(広域連携の推進に関する調査)
報 告 書

令和5年3月

厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課

目 次

1. 業務概要	1
1.1 業務名称及び契約工期	1
1.2 業務目的	1
1.3 用語の定義	1
2. 広域連携の先行事例の調査及び分析	2
2.1 調査目的	2
2.2 調査対象事業体	2
2.3 調査方法	2
2.4 調査内容	2
2.5 調査結果及び分析	13
2.5.1 広域連携前の事業体等	13
2.5.2 広域連携（計画）の内容	15
2.5.3 広域連携実現までに要した期間	30
2.5.4 広域連携の効果（計画）	34
2.5.5 広域連携（実績）の内容	44
2.5.6 広域連携の効果（実績）	46
2.5.7 広域連携までに要した経費	56
2.5.8 経営統合前後の組織体制	57
2.5.9 今後、広域連携に取り組む事業者へのアドバイス	65
2.6 総括	67
3. 「水道広域化推進プラン」の分析	68
3.1 調査目的	68
3.2 調査対象事業体	68
3.3 調査結果及び分析	68
4. 「水道基盤強化計画」の分析	75
4.1 調査目的	75
4.2 調査対象事業体	75
4.3 調査結果及び分析	75
5. 参考 事例集	80
5.1 大阪広域水道企業団	81
5.1.1 基本情報	81

5.1.2 広域連携の概要	82
5.1.3 施設の統廃合及び再構築計画の概要	83
5.1.4 広域連携による効果	89
5.2 磯城郡水道企業団	91
5.2.1 基本情報	91
5.2.2 広域連携の概要	92
5.2.3 施設の統廃合及び再構築計画の概要	93
5.2.4 広域連携による効果	94

1. 業務概要

1.1 業務名称及び契約工期

本業務の業務名称、契約日及び履行期間は下記のとおりである。

業務名称：水道の基盤強化に向けた優良事例等調査一式
(広域連携の推進に関する調査)

契約日： 令和 4年 7月 6日

履行期間：自 令和 4年 7月 6日
至 令和 5年 3月 16日

1.2 業務目的

本業務は、これまでに広域連携に取り組んできた先行事例を分析し、今後、広域連携への取組を考えている水道事業者等の参考となるよう取りまとめを行うものである。また、現在、各都道府県において策定中の「水道広域化推進プラン」について、策定済みプランの内容分析を行い、横展開することにより、水道事業者等が取り組む基盤強化を推進することを目的とする。

1.3 用語の定義

本調査でいう水道事業の広域連携については、「水道広域化検討の手引きー水道ビジョンの推進のためにー」（平成20年8月）における定義に従い、以下の2つの形態とする。

事業統合 : 経営主体も事業も一つに統合された形態

経営の一体化 : 経営主体は一つだが、認可上、事業は別の形態

2. 広域連携の先行事例の調査及び分析

2.1 調査目的

水道の基盤強化を図るための手法の一つとして、広域連携の推進が挙げられる。広域連携の推進については、関係者の責務及び役割が水道法及び水道の基盤を強化するための基本的な方針に定められており、都道府県は広域連携の推進役、市町村は区域内の水道事業者等との連携等の推進、水道事業者等は基盤強化に努めることとされている。現在、各都道府県において「水道広域化推進プラン」の策定を進めているところであり、今後、当プランの検討を通じて、広域連携への取り組みを開始する水道事業者等が増加することが予測される。

このため、今後、広域連携に取り組む水道事業者等に参考となる先行事例の調査及び分析を行う。先行事例としては、「令和2年度 水道事業の統合と施設の再構築、水道基盤強化に向けた優良事例等調査（広域連携及び官民連携の推進に関する調査）報告書」及び「同（資料編）」の調査結果を基本とし、併せて調査以降に広域連携の進捗があった事例も含め、下記事項について調査し、体系的に分析を行うこととする。なお、広域連携は事業統合、経営の一体化を対象とする。

2.2 調査対象事業体

調査対象事業体は、表 2.1に示す事業統合もしくは経営の一体化を実現した事業体とした。

2.3 調査方法

事例の調査に当たり、都道府県・水道事業者等に厚生労働省を通じてアンケート調査を実施した。

2.4 調査内容

調査内容を表 2.2～表 2.10に示す。

表 2.1 調査対象事業者

No	都道府県名	事業者等名	連携区分	実現年月
1	北海道	中空知広域水道企業団	事業統合	平成18年4月
2	青森県	八戸圏域水道企業団	事業統合	平成24年4月
3	青森県	八戸圏域水道企業団	事業統合	平成26年4月
4	青森県	津軽広域水道企業団	事業統合	平成5年11月
5	岩手県	岩手中部水道企業団	事業統合	平成26年4月
6	福島県	会津若松市	事業統合	平成23年4月
7	福島県	双葉地方水道企業団	事業統合	平成12年4月
8	福島県	相馬地方広域水道企業団	事業統合	平成7年4月
9	茨城県	茨城県南水道企業団	事業統合	平成24年4月
10	栃木県	芳賀中部上水道企業団	事業統合	平成15年4月
11	群馬県	群馬東部水道企業団	事業統合	平成28年4月、令和2年4月
12	埼玉県	秩父広域市町村圏組合	事業統合	平成28年4月
13	千葉県	かずさ水道広域連合企業団	経営の一体化・事業統合	平成31年4月
14	東京都	東京都水道局	事業統合	昭和48年11月～平成22年4月
15	新潟県	柏崎市	事業統合	平成24年10月
16	山梨県	東部地域広域水道企業団	事業統合	平成18年4月
17	長野県	佐久水道企業団	事業統合	平成29年3月
18	長野県	小諸市	事業統合	平成27年4月
19	滋賀県	滋賀県企業庁	事業統合	平成23年4月
20	大阪府	大阪広域水道企業団	経営の一体化	平成29年4月
21	大阪府	大阪広域水道企業団	経営の一体化	平成31年4月
22	大阪府	大阪広域水道企業団	経営の一体化	令和3年4月
23	兵庫県	淡路広域水道企業団	事業統合	平成22年4月
24	奈良県	磯城郡水道企業団	経営の一体化	令和4年4月
25	香川県	香川県広域水道企業団	事業統合	平成30年4月
26	福岡県	田川広域水道企業団	経営の一体化	平成31年4月
27	福岡県	北九州市	事業統合	平成24年10月
28	福岡県	宗像地区事務組合	事業統合	平成22年4月
29	佐賀県	佐賀西部広域水道企業団	事業統合	令和2年4月
30	佐賀県	佐賀東部水道企業団	経営の一体化	平成8年4月

表 2.2 アンケート内容 (1/9)

令和4年度 広域連携による効果の事例調査票

※ アンケート集計のため、調査票の行削除・行挿入は行わないでください。

記入年月日 令和 年 月 日

項目		入力内容	備考
I 都道府県			※ リストから選択
II 事業体名			※ 直接記入
III 広域連携の形態			※ リストから選択 (1) 事業統合 (2) 経営の一体化
IV 広域連携実現年月			※ 直接記入 (例: 平成〇年△月)
V 広域連携前の事業体等			※ 直接記入 (例: 〇市△町□企業団)
VI 広域連携 (計画) の内容	1 広域連携の概要		※ 直接記入 (具体的に目的、内容等を記入)
	2 広域連携を行うこととなった経緯やきっかけ	(1) 計画段階におけるリーダー(中心事業体)の有無	※ リストから選択 ※ 「有」の場合、具体的に直接記入(例: 〇市)
		(2) 事業の進め方の形態	※ リストから選択 ※ その他の場合、具体的に直接記入
		(3) 計画段階での関係事業者における広域連携専従部署または担当職員の有無	※ リストから選択
	(4) 具体的な経緯やきっかけ、発議者の有無		※ 直接記入 ((1)~(3)の回答を踏まえて具体的に記入) ※ 差し支えなければ、広域連携に関する協定書等があればご提示ください。

表 2.3 アンケート内容 (2/9)

VI 広域連携（計画）の内容	3 広域連携に 取り組む上での 都道府県について	(1) 都道府県の広域連携専従部署または担当職員の有無		※ リストから選択	
		(2) 都道府県の関与の有無		※ リストから選択	
		(3) 都道府県の役割		※ 直接記入（例：関係事業者との調整役等）	
		(4) 幹事会や協議会等の有無		※ リストから選択	
VII 広域連携実現期間	1 広域連携実現までの当初想定期間	年	ヶ月	～	※ 直接記入（例：〇年△ヶ月 SO. △～H□. ×） ※ 広域連携を実現するまでの当初スケジュールがわかる資料を提出願います。
	2 広域連携実現までに要した期間	年	ヶ月	～	※ 直接記入（例：〇年△ヶ月 SO. △～H□. ×） ※ 広域連携を実現するまでの詳細スケジュールがわかる資料を提出願います。
	3 想定と実際の期間の差が生じた主な理由				※ 直接記入（例：議会の調整に時間を要した、施設整備に時間を要した、事業者間の意見調整・温度差等）
VIII 広域連携の効果（計画）	1 効果の有無				※ リストから選択 ※ 「無」の場合、下段に具体的な理由を記入
	2 効果の内容	.			※ 具体的な効果の内容を直接記入し、右欄にその区分をリストから選択
		.			
		.			
		.			
		.			
		.			
		.			
		.			
	3 指標による評価（費用除く）の有無				※ リストから選択
4 指標による評価①	(1) 効果の内容				※ 直接記入（具体的に記入）
	(2) 評価項目				※ 直接記入
	(3) 評価期間	年		～	※ 直接記入（例：〇年 SO. △～H□. ×）
	(4) 評価手法				※ 直接記入（具体的に記入）
	(5) 評価結果	指標による効果			※ 直接記入
		①広域連携後			
(6) 詳細検討資料の有無	②単独経営			※ リストから選択 ※ 「有」の場合、資料を提出願います。	

表 2.4 アンケート内容 (3/9)

Ⅷ 広域連携の 効果（計画）	4 指標による 評価②	(1) 効果の内容		※ 直接記入（具体的に記入）	
		(2) 評価項目		※ 直接記入	
		(3) 評価期間	年	～	※ 直接記入（例：○年 SO.△～H□.×）
		(4) 評価手法			※ 直接記入（具体的に記入）
		(5) 評価結果	指標による効果		※ 直接記入
			①広域連携後		
	②単独経営				
	(6) 詳細検討資料の有無			※ リストから選択 ※ 「有」の場合、資料を提出願います。	
	4 指標による 評価③	(1) 効果の内容		※ 直接記入（具体的に記入）	
		(2) 評価項目		※ 直接記入	
		(3) 評価期間	年	～	※ 直接記入（例：○年 SO.△～H□.×）
		(4) 評価手法			※ 直接記入（具体的に記入）
		(5) 評価結果	指標による効果		※ 直接記入
			①広域連携後		
	②単独経営				
	(6) 詳細検討資料の有無			※ リストから選択 ※ 「有」の場合、資料を提出願います。	
	4 指標による 評価④	(1) 効果の内容		※ 直接記入（具体的に記入）	
		(2) 評価項目		※ 直接記入	
		(3) 評価期間	年	～	※ 直接記入（例：○年 SO.△～H□.×）
		(4) 評価手法			※ 直接記入（具体的に記入）
(5) 評価結果		指標による効果		※ 直接記入	
		①広域連携後			
	②単独経営				
(6) 詳細検討資料の有無			※ リストから選択 ※ 「有」の場合、資料を提出願います。		
4 指標による 評価⑤	(1) 効果の内容		※ 直接記入（具体的に記入）		
	(2) 評価項目		※ 直接記入		
	(3) 評価期間	年	～	※ 直接記入（例：○年 SO.△～H□.×）	
	(4) 評価手法			※ 直接記入（具体的に記入）	
	(5) 評価結果	指標による効果		※ 直接記入	
		①広域連携後			
②単独経営					
(6) 詳細検討資料の有無			※ リストから選択 ※ 「有」の場合、資料を提出願います。		
5 費用削減効果算定の有無			※ リストから選択		

表 2.5 アンケート内容 (4/9)

Ⅶ 広域連携の 効果（計画）	6 費用削減効果①	(1) 効果の内容					※ 直接記入（具体的に記入）	
		(2) 効果算定期間	年	～			※ 直接記入（例：○年 SO.△～H□.×）	
		(3) 算定基準年					※ 直接記入	
		(4) 算定手法					※ リストから選択したうえで、具体的に算定手法を記入	
		(5) 効果算定対象費目					※ リストから選択 ※ 「その他」の場合、下段に具体的な費目を記入	
		(6) 評価結果	費用削減効果			¥0	#DIV/0!	※ 直接記入
			①広域連携後					
		②単独経営						
	(7) 詳細検討資料の有無	有				※ リストから選択 ※ 「有」の場合、資料を提出願います。		
	6 費用削減効果②	(1) 効果の内容					※ 直接記入（具体的に記入）	
		(2) 効果算定期間	年	～			※ 直接記入（例：○年 SO.△～H□.×）	
		(3) 算定基準年					※ 直接記入	
		(4) 算定手法					※ リストから選択したうえで、具体的に算定手法を記入	
		(5) 効果算定対象費目					※ リストから選択 ※ 「その他」の場合、下段に具体的な費目を記入	
		(6) 評価結果	費用削減効果			¥0	#DIV/0!	※ 直接記入
			①広域連携後					
		②単独経営						
	(7) 詳細検討資料の有無					※ リストから選択 ※ 「有」の場合、資料を提出願います。		
	6 費用削減効果③	(1) 効果の内容					※ 直接記入（具体的に記入）	
		(2) 効果算定期間	年	～			※ 直接記入（例：○年 SO.△～H□.×）	
		(3) 算定基準年					※ 直接記入	
		(4) 算定手法					※ リストから選択したうえで、具体的に算定手法を記入	
		(5) 効果算定対象費目					※ リストから選択 ※ 「その他」の場合、下段に具体的な費目を記入	
		(6) 評価結果	費用削減効果			¥0	#DIV/0!	※ 直接記入
			①広域連携後					
		②単独経営						
	(7) 詳細検討資料の有無					※ リストから選択 ※ 「有」の場合、資料を提出願います。		
	6 費用削減効果④	(1) 効果の内容					※ 直接記入（具体的に記入）	
(2) 効果算定期間		年	～			※ 直接記入（例：○年 SO.△～H□.×）		
(3) 算定基準年						※ 直接記入		
(4) 算定手法						※ リストから選択したうえで、具体的に算定手法を記入		
(5) 効果算定対象費目						※ リストから選択 ※ 「その他」の場合、下段に具体的な費目を記入		
(6) 評価結果		費用削減効果			¥0	#DIV/0!	※ 直接記入	
		①広域連携後						
	②単独経営							
(7) 詳細検討資料の有無					※ リストから選択 ※ 「有」の場合、資料を提出願います。			

表 2.6 アンケート内容 (5/9)

VIII 広域連携の効果 (計画)	6 費用削減効果	(1) 効果の内容			※ 直接記入 (具体的に記入)
		(2) 効果算定期間	年	~	※ 直接記入 (例: ○年 SO.△~H□.×)
		(3) 算定基準年			※ 直接記入
		(4) 算定手法			※ リストから選択したうえで、具体的に算定手法を記入
		(5) 効果算定対象費目			※ リストから選択 ※ 「その他」の場合、下段に具体的な費目を記入
	(6) 評価結果	費用削減効果	¥0	#DIV/0!	※ 直接記入
		①広域連携後			
	②単独経営				
	(7) 詳細検討資料の有無			※ リストから選択 ※ 「有」の場合、資料を提出願います。	
7 計画段階における課題と解決策	(1) 課題			※ 直接記入 (例: 広域連携後の水道料金の設定、費用負担の設定、広域連携後の職員体制、広域連携後の下水道事業・工業用水道事業の組織体制、工業用水道事業と水道事業の共同施設の施設管理等)	
	(2) 解決策			※ 直接記入 (例: 水道料金シミュレーションの実施、関係事業者への説明会の実施、工業用水道事業の施設管理を水道事業に委託等)	
IX 広域連携(実績)の内容				※ 直接記入 (実績及び計画変更内容を具体的に記入。また、当初計画より変更が生じた点については、その理由も記入。)	
X 広域連携の効果 (実績)	1 効果の有無			※ リストから選択 ※ 「無」を選択した場合は、下段に具体的な理由を記入	
		2 効果の内容	.		※ 具体的な効果の内容を直接記入し、右欄にその区分をリストから選択
	.				
	.				
	.				
	3 指標による評価(費用除く)の有無			※ リストから選択	
	4 指標による評価	(1) 効果の内容			※ 直接記入 (具体的に記入)
(2) 評価項目				※ 直接記入	
(3) 評価期間		年	~	※ 直接記入 (例: ○年 SO.△~H□.×)	
(4) 評価手法				※ 直接記入 (具体的に記入)	
(5) 評価結果		指標による効果			※ 直接記入
		①広域連携後			
	②単独経営				
(6) 詳細検討資料の有無			※ リストから選択 ※ 「有」の場合、資料を提出願います。		

表 2.7 アンケート内容 (6/9)

X 広域連携の効果（実績）	4 指標による評価②	(1) 効果の内容					※ 直接記入（具体的に記入）	
		(2) 評価項目					※ 直接記入	
		(3) 評価期間	年	～			※ 直接記入（例：○年 SO.△～H□.×）	
		(4) 評価手法					※ 直接記入（具体的に記入）	
		(5) 評価結果	指標による効果					※ 直接記入
			①広域連携後					
		②単独経営						
	(6) 詳細検討資料の有無					※ リストから選択 ※ 「有」の場合、資料を提出願います。		
	4 指標による評価③	(1) 効果の内容					※ 直接記入（具体的に記入）	
		(2) 評価項目					※ 直接記入	
		(3) 評価期間	年	～			※ 直接記入（例：○年 SO.△～H□.×）	
		(4) 評価手法					※ 直接記入（具体的に記入）	
		(5) 評価結果	指標による効果					※ 直接記入
			①広域連携後					
		②単独経営						
	(6) 詳細検討資料の有無					※ リストから選択 ※ 「有」の場合、資料を提出願います。		
	4 指標による評価④	(1) 効果の内容					※ 直接記入（具体的に記入）	
		(2) 評価項目					※ 直接記入	
		(3) 評価期間	年	～			※ 直接記入（例：○年 SO.△～H□.×）	
		(4) 評価手法					※ 直接記入（具体的に記入）	
		(5) 評価結果	指標による効果					※ 直接記入
①広域連携後								
	②単独経営							
(6) 詳細検討資料の有無					※ リストから選択 ※ 「有」の場合、資料を提出願います。			
4 指標による評価⑤	(1) 効果の内容					※ 直接記入（具体的に記入）		
	(2) 評価項目					※ 直接記入		
	(3) 評価期間	年	～			※ 直接記入（例：○年 SO.△～H□.×）		
	(4) 評価手法					※ 直接記入（具体的に記入）		
	(5) 評価結果	指標による効果					※ 直接記入	
		①広域連携後						
	②単独経営							
(6) 詳細検討資料の有無					※ リストから選択 ※ 「有」の場合、資料を提出願います。			
6 費用削減効果①	5 費用削減効果算定の有無					※ リストから選択		
	(1) 効果の内容					※ 直接記入（具体的に記入）		
		(2) 効果算定期間	年	～			※ 直接記入（例：○年 SO.△～H□.×）	
		(3) 算定基準年					※ 直接記入	
		(4) 算定手法					※ リストから選択したうえで、具体的に算定手法を記入。	
		(5) 効果算定対象費目					※ リストから選択 ※ 「その他」を選択した場合は下段に具体的な費目を記入	
		(6) 評価結果	費用削減効果			¥0	#DIV/0!	※ 直接記入
①広域連携後								
	②単独経営							
(7) 詳細検討資料の有無					※ リストから選択 ※ 「有」の場合、資料を提出願います。			

表 2.8 アンケート内容 (7/9)

X 広域連携の効果 (実績)	6 費用削減効果 ②	(1) 効果の内容					※ 直接記入 (具体的に記入)	
		(2) 効果算定期間	年	~			※ 直接記入 (例: ○年 SO.△~H□.×)	
		(3) 算定基準年					※ 直接記入	
		(4) 算定手法					※ リストから選択したうえで、具体的に算定手法を記入。	
		(5) 効果算定対象費目					※ リストから選択 ※ 「その他」を選択した場合は下段に具体的な費目を記入	
		(6) 評価結果	費用削減効果			¥0	#DIV/0!	※ 直接記入
			①広域連携後					
	②単独経営							
	(7) 詳細検討資料の有無					※ リストから選択 ※ 「有」の場合、資料を提出願います。		
	6 費用削減効果 ③	(1) 効果の内容					※ 直接記入 (具体的に記入)	
		(2) 効果算定期間	年	~			※ 直接記入 (例: ○年 SO.△~H□.×)	
		(3) 算定基準年					※ 直接記入	
		(4) 算定手法					※ リストから選択したうえで、具体的に算定手法を記入。	
		(5) 効果算定対象費目					※ リストから選択 ※ 「その他」を選択した場合は下段に具体的な費目を記入	
		(6) 評価結果	費用削減効果			¥0	#DIV/0!	※ 直接記入
			①広域連携後					
	②単独経営							
	(7) 詳細検討資料の有無					※ リストから選択 ※ 「有」の場合、資料を提出願います。		
	6 費用削減効果 ④	(1) 効果の内容					※ 直接記入 (具体的に記入)	
		(2) 効果算定期間	年	~			※ 直接記入 (例: ○年 SO.△~H□.×)	
		(3) 算定基準年					※ 直接記入	
		(4) 算定手法					※ リストから選択したうえで、具体的に算定手法を記入。	
		(5) 効果算定対象費目					※ リストから選択 ※ 「その他」を選択した場合は下段に具体的な費目を記入	
		(6) 評価結果	費用削減効果			¥0	#DIV/0!	※ 直接記入
			①広域連携後					
	②単独経営							
	(7) 詳細検討資料の有無					※ リストから選択 ※ 「有」の場合、資料を提出願います。		
	6 費用削減効果 ⑤	(1) 効果の内容					※ 直接記入 (具体的に記入)	
(2) 効果算定期間		年	~			※ 直接記入 (例: ○年 SO.△~H□.×)		
(3) 算定基準年						※ 直接記入		
(4) 算定手法						※ リストから選択したうえで、具体的に算定手法を記入。		
(5) 効果算定対象費目						※ リストから選択 ※ 「その他」を選択した場合は下段に具体的な費目を記入		
(6) 評価結果		費用削減効果			¥0	#DIV/0!	※ 直接記入	
		①広域連携後						
	②単独経営							
(7) 詳細検討資料の有無					※ リストから選択 ※ 「有」の場合、資料を提出願います。			

表 2.9 アンケート内容 (8/9)

7 実施段階における課題と解決策	(1) 課題		※ 直接記入 (例: 複数のシステムの運用、施設の管理水準・方法の乖離、広域連携後の事務所設置場所等)
	(2) 解決策		※ 直接記入 (例: システムの統合、施設の管理水準・方法の統一、広域連携前と同じ事務所を活用、事務所は○箇所に集約等)
	(3) 今後の更なる広域連携への取り組み		※ 直接記入 (例: 簡易水道事業の統合、広域連携事業体の拡充、施設の統廃合、事務所の集約等)
8 計画(Ⅷ②)と実績(X②)の効果項目の差	(1)-1 項目		※ 直接記入 (例: 建設改良費、人件費等)
	(1)-2 差(値)		※ 直接記入 (具体的に記入)
	(1)-3 考えられる理由		※ 直接記入 (具体的に記入)
	(2)-1 項目		※ 直接記入 (例: 建設改良費、人件費等)
	(2)-2 差(値)		※ 直接記入 (具体的に記入)
	(2)-3 考えられる理由		※ 直接記入 (具体的に記入)
	(3)-1 項目		※ 直接記入 (例: 建設改良費、人件費等)
	(3)-2 差(値)		※ 直接記入 (具体的に記入)
	(3)-3 考えられる理由		※ 直接記入 (具体的に記入)
	(4)-1 項目		※ 直接記入 (例: 建設改良費、人件費等)
	(4)-2 差(値)		※ 直接記入 (具体的に記入)
	(4)-3 考えられる理由		※ 直接記入 (具体的に記入)
	(5)-1 項目		※ 直接記入 (例: 建設改良費、人件費等)
	(5)-2 差(値)		※ 直接記入 (具体的に記入)
	(5)-3 考えられる理由		※ 直接記入 (具体的に記入)

表 2.10 アンケート内容 (9/9)

XI 広域連携までに要した経費	1 具体的な項目	(1)項目①	※ 直接記入 (例: 調査検討、システム導入、施設建設、等)
		(2)項目②	※ 直接記入 (例: 調査検討、システム導入、施設建設、等)
		(3)項目③	※ 直接記入 (例: 調査検討、システム導入、施設建設、等)
		(4)項目④	※ 直接記入 (例: 調査検討、システム導入、施設建設、等)
		(5)項目⑤	※ 直接記入 (例: 調査検討、システム導入、施設建設、等)
		(6)項目⑥	※ 直接記入 (例: 調査検討、システム導入、施設建設、等)
	2 経費	(1)項目①に要した費用	※ 直接記入 (〇〇 (円))
		(2)項目②に要した費用	※ 直接記入 (〇〇 (円))
		(3)項目③に要した費用	※ 直接記入 (〇〇 (円))
		(4)項目④に要した費用	※ 直接記入 (〇〇 (円))
		(5)項目⑤に要した費用	※ 直接記入 (〇〇 (円))
		(6)項目⑥に要した費用	※ 直接記入 (〇〇 (円))
XII 経営統合前後の組織体制	1 職員数の増減	(1)統合前の職員数	※ 直接記入 ※ 直接記入 (例: A市〇人 (技術職〇人、事務職〇人、技能職員〇人、臨時職員〇人、嘱託職員〇人)、 B市〇人 (技術職〇人、事務職〇人、技能職員〇人、臨時職員〇人、嘱託職員〇人)、 C市〇人 (技術職〇人、事務職〇人、技能職員〇人、臨時職員〇人、嘱託職員〇人))
		(2)統合後の職員数	※ 直接記入 ※ 直接記入 (例: 〇人 (技術職〇人、事務職〇人、技能職員〇人、臨時職員〇人、嘱託職員〇人))
		(3)統合後の職員数の設定方法	※ 直接記入 (例: 広域連携後の業務量を推定し必要職員数を推定した、現在の配置人数をベースに人数割りで設定、旧事業体職員と同数を設定等)
	2 統合後の職員配置基準	(1)出向者数	※ 直接記入 (〇〇 (人))
		(2)転籍者数 (身分移管)	※ 直接記入 (〇〇 (人))
		(3)新規採用者数	※ 直接記入 (〇〇 (人))
		(4) (1)~(3)の振り分けにした理由	※ 直接記入 (具体的に記入)
		(5)職員配置に関する今後の方針	※ 直接記入 (例: 統合直後は出向〇人、統合後〇年以内に全職員身分移管等)
	3 統合後の他事業について	(1)統合前の旧事業体の組織体制	※ リストから選択 ※ その他の場合、直接記入 (具体的に記入)
		(2)統合後の旧事業体の組織体制	※ 直接記入 (例: 旧事業体の工業用水道事業は、上水道事業とともに経営統合した。下水道事業は、分離したうえで上水のみ経営統合した、など)
		(3)統合後に他事業に配慮した内容、対策	※ 直接記入 (例: 下水道事業へ別部署から人員補填があった (〇人)、使用料徴収業務を経営統合後の水道事業に委託した、など)
XIII 今後、広域連携に取り組む事業者へのアドバイス		※ 直接記入 (具体的に記入)	

2.5 調査結果及び分析

2.5.1 広域連携前の事業体等

調査した事例の広域連携前の事業体の一覧を表 2.11に示す。

表 2.11 広域連携前の事業体等

No.	都道府県	事業体	広域連携の形態	類型区分	広域連携実施年	広域連携前の事業体等
1	北海道	中空知広域水道企業団	事業統合	垂直統合	2006	3市1町1企業団 中空知広域水道企業団、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町
2	青森県	八戸圏域水道企業団	事業統合	水平統合	2012	1村1企業団 旧南郷村（現八戸市）、八戸圏域水道企業団
3	青森県	八戸圏域水道企業団	事業統合	水平統合	2014	1町1企業団 南部町、八戸圏域水道企業団
4	青森県	津軽広域水道企業団	事業統合	水平統合	1993	1町5村1企業団 津軽広域水道企業団、木造町、森田村、柏村、稲垣村、車力村、市浦村
5	岩手県	岩手中部水道企業団	事業統合	垂直統合	2014	2市1町1企業団 北上市、花巻市、紫波町、岩手中部広域水道企業団
6	福島県	会津若松市	事業統合	水平統合	2011	1市1村 会津若松市、河沼郡湯川村
7	福島県	双葉地方水道企業団	事業統合	垂直統合	2000	5町1企業団 広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、双葉地方広域水道供給企業団
8	福島県	相馬地方広域水道企業団	事業統合	水平統合	1995	1市2町 相馬市、新地町、鹿島町（鹿島町は平成18年1月に合併し、南相馬市鹿島区である）
9	茨城県	茨城県南水道企業団	事業統合	水平統合	2012	1町1企業団 利根町、茨城県南水道企業団
10	栃木県	芳賀中部上水道企業団	事業統合	垂直統合	2003	3町1企業団 益子町、芳賀町、市貝町、芳賀中部上水道企業団
11	群馬県	群馬東部水道企業団	事業統合	水平統合	2016	3市5町 太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
				垂直統合	2020	2用水供給事業1企業団 群馬県企業局新田山田水道用水供給事業、群馬県企業局東部地域水道用水供給事業、群馬東部水道企業団
12	埼玉県	秩父広域市町村圏組合	事業統合	水平統合	2016	1市2町1組合 秩父市、横瀬町、小鹿野町、皆野・長瀬上下水道組合
13	千葉県	かずさ水道広域連合企業団	経営の一体化 事業統合	垂直統合	2019	4市1企業団 木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、君津広域水道企業団
14	東京都	東京都水道局	事業統合	水平統合	1973年～2010	24市4町 ①東京都、小平市、狛江市、東大和市、武蔵村山市 ②東京都、小金井市、日野市、東村山市、保谷市、多摩市、稲城市、瑞穂町 ③東京都、町田市、国分寺市、国立市、田無市、福生市、清瀬市 ④東京都、府中市、東久留米市、秋川市 ⑤東京都、八王子市、日の出町、五日市町 ⑥東京都、青梅市 ⑦東京都、立川市 ⑧東京都、調布市 ⑨東京都、三鷹市 ⑩東京都、奥多摩町
15	新潟県	柏崎市	事業統合	水平統合	2012	1市1村 柏崎市、刈羽村
16	山梨県	東部地域広域水道企業団	事業統合	水平統合	2006	1市1町1企業団 大月市、上野原町、東部地域広域水道企業団
17	長野県	佐久水道企業団	事業統合	水平統合	2017	2村3町1市1組合1企業団 八千穂村、佐久町（後に八千穂と佐久町が合併して佐久穂町になる）、臼田町、佐久市、浅科村（後に佐久市と臼田町、浅科村、望月町が合併。）、御代田町、佐久市御代田町水道組合、佐久水道企業団（簡水の合併及び上水への統合）
18	長野県	小諸市	事業統合	水平統合	2015	1市1組合 小諸市、小諸市外二市御牧ヶ原水道組合
19	滋賀県	滋賀県企業庁	事業統合	水平統合	2011	1事業者 滋賀県企業庁
20	大阪府	大阪広域水道企業団	経営の一体化	垂直統合	2017	1市1町1村1企業団 四條畷市、太子町、千早赤阪村、大阪広域水道企業団
21	大阪府	大阪広域水道企業団	経営の一体化	垂直統合	2019	2市5町1企業団 泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町、岬町、大阪広域水道企業団 ただし、能勢町は令和6年4月から
22	大阪府	大阪広域水道企業団	経営の一体化	垂直統合	2021	2市2町1企業団 藤井寺市、大阪狭山市、熊取町、河南町
23	兵庫県	淡路広域水道企業団	事業統合	垂直統合	2010	3市1企業団 洲本市、南あわじ市、淡路市、淡路広域水道企業団
24	奈良県	磯城郡水道企業団	経営の一体化	水平統合	2022	3町 川西町、三宅町、田原本町
25	香川県	香川県広域水道企業団	事業統合	垂直統合	2018	1県8市8町 香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町、小豆広域
26	福岡県	田川広域水道企業団	経営の一体化	垂直統合	2019	1市3町1企業団 田川市、川崎町、糸田町、福智町、田川地区水道企業団
27	福岡県	北九州市	事業統合	水平統合	2012	1市1町 北九州市、水巻町
28	福岡県	宗像地区事務組合	事業統合	垂直統合	2010	2市1事務組合 宗像市、福津市、宗像地区事務組合
29	佐賀県	佐賀西部広域水道企業団	事業統合	垂直統合	2020	3市3町1企業団 多久市、武雄市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、西佐賀水道企業団
30	佐賀県	佐賀東部水道企業団	経営の一体化	垂直統合	1996	1市10町2村 佐賀市、神埼町、三田川町、東脊振村、中原町、北茂安町、三根町、上峰村、諸富町、川副町、東与賀町、千代田町、基山町

2.5.2 広域連携（計画）の内容

(1) 広域連携の概要

調査した事例の広域連携の概要を表 2.12～表 2.17に示す。

表 2.12 広域連携の概要（1/6）

No.	事業体	広域連携の概要
1	中空知広域水道企業団	中空知広域水道企業団（昭和58年事業認可）で平成2年より行っていた、滝川市・砂川市・歌志内市への用水供給事業から、奈井江町を加えた形で水道事業へと垂直統合を図り、平成18年4月に水道事業へと事業認可を受け、水道料金統一を前提とした末端給水を開始する。
2	八戸圏域水道企業団	<p>①合併協議会前の計画 南郷村は、八戸圏域水道企業団の構成市町村の1つであったが、村営の簡易水道が残っていた。（島守簡水、不習簡水） 南郷村が平成17年度末から八戸市と合併することとなったが、八戸市では水道事業を行っておらず、当企業団が島守簡水を引き継ぎ（簡水として経営）、不習簡水は当企業団の上水道区域に編入することとしていた。 簡易水道として経営している間は、簡水債の元金、利息は八戸市が負担し、さらに減価償却費を除いた総収支差引きで不足額が出た場合は、その不足額を八戸市が負担することとしていた。また、施設のレベルが企業団上水道と同レベルに達した場合、上水道へ移行することとしていた。 島守水源は湧水を水源としており、水質汚染の可能性がある。既存水源を継続使用していくが、平成26年にその対策として膜処理施設を建設する計画であった。</p> <p>②企業団に移管後の計画 島守簡水を企業団が引き継いだ後、次のような問題点が明らかになった。 ・水源が沢水に冠水する恐れがある。 ・水源がクリプトスポリジウム汚染の恐れがある。 ・取水井から配水池間は高低差が少なく自然流下であるため、一度断水すると空気だまりが生じて通水に時間がかかる。 ・導水管がビニル管であるため、布設替えが必要。 ・配水池は耐震性がなく、再建設が必要。 ・配水幹線が一部民有地に布設されているため、公道への布設替えが必要。 ・送水管がビニル管で耐震性が低く、布設替えが必要。 ・高区配水池があるが、一部水圧低下の地域がある。 ・水源・給水区域が孤立しており、水道施設に異常が生じ、断水となった場合、運搬給水以外に給水方法がない。 以上のことから、事業費と水道施設の安全性（耐震性）等を再度検討した結果、水源を廃止し、上水道区域からの連絡管及び新設配水池を整備し、上水道区域へ編入することが望ましいと判断し、次のように計画を変更した。 ・島守配水池(V=300m³)建設 ・送水管(φ150、1,500m)、配水管(φ200～φ100、2,200m)布設 ・島守水源、高区配水池、低区配水池、高区ポンプ場の廃止</p>
3	八戸圏域水道企業団	<p>南部町は、八戸圏域水道企業団の構成市町村の1つであるが、町営の簡易水道が残っていた。（二又簡水） しかし、平成19年に二又簡水原水から大腸菌群が検出されたことによるクリプトスポリジウム対策の検討書が南部町より出され、その中の対策案として以下の5案が比較検討された。 ①膜ろ過設備の導入 ②原水監視システムによる制御 ③紫外線処理設備の導入 ④深層地下水に水源変更 ⑤企業団上水道からの分水（後に編入） 上記5案の中から⑤案が有利と判断され、企業団上水道に接続する計画となった。 二又簡水の二又配水池へは、企業団の送水管から分岐し、新たに2.4kmの送水管を平成21、22年度の2か年で布設することとした。また、二又配水池の機械、計器及び遠隔監視制御装置を平成23年度に整備する計画とした。これらの施設整備の費用は南部町が負担することとなった。平成24年度から分水を開始し、平成27年度を目途に事業統合する計画とした。 統合時には、二又簡水の簡水債と過疎債が残っているが、企業団は簡水債を引き継ぎ、その償還にかかる金額は南部町から負担金として受け取ることとした。その他の資産等は南部町から無償譲渡されることとしている。</p>
4	津軽広域水道企業団	<p>当地域は、社会環境の変遷とともに水源である河川の水質汚濁が進行し地下水にも水量不足が生ずるようになった。また、産業経済の発達により水の需要が年々増加傾向にあるため、新たな水源開発に迫られていた。そこで、旧6町村（木造町、森田村、柏村、稲垣村、車力村、市浦村、現在は2市）はこの問題の解消を図るため旧建設省が岩木川総合開発の一環として進めていた津軽ダム建設計画に共同で利水参加することとした。国庫補助事業の採択要件を満たすため、平成5年11月には津軽広域水道企業団に旧6町村が加入して西北事業部を組織した。</p>
5	岩手中部水道企業団	<p>国内の水道を取り巻く環境は、人口の減少等に伴う給水収益の低迷や職員の削減等により、いっそうの厳しさを増しており、老朽化した施設の更新や地震対策、高度化・複雑化する水質管理の強化など、様々な課題に直面している。 岩手中部広域水道企業団（以下、「企業団」という。）および構成市町（北上市、花巻市、紫波町）では、今後想定されるこれらの課題に確実に対応していくために、「国の水道ビジョン」で提言されている「新たな概念の広域化の推進」を踏まえ、企業団および構成市町の水道事業の運営基盤を抜本的に強化することとした。 広域化により、料金収入の安定化やサービス水準等の格差是正、安定水源の確保、施設余剰能力の有効活用、災害・事故等の緊急時対応力強化、更には人材、施設等の経営資源の共有化と効率の活用、スケールメリットを生かした事業運営により、技術の継承を含めた運営基盤の向上と水道利用者への均一で質の高いサービスを安定的に提供することを目指している。 企業団および構成市町では、早くから広域化の有用性に着目し、企業団用水の供給市町区域（以下、「岩手中部地域」という。）における広域化について情報を共有して検討を重ねてきた。そして、企業団および構成市町とも平成22年3月までに、「安全・安心・安定」の水道を「効率的・効果的・持続的」に推進する「岩手中部の広域化」を目指して、を基本理念とする水道ビジョンを策定するとともに、平成23年3月には、「岩手中部水道広域化基本構想」を策定、公表している。 事業計画では、平成23年度から平成36年度までを計画期間として、広域化により、岩手中部地域における水道施設の最適化を実現し、水道利用者に安心安全な水を継続して供給するために、水需要推計や水源統廃合の検討等を行い、送配水施設や浄水施設等の水道施設整備計画、財政計画などを内容として策定したものである。</p>
6	会津若松市	<p>河沼郡湯川村取水井の水位低下及び施設の老朽化のため、隣接する会津若松市と配水管を接続することにより湯川村への給水を可能とした。 なお平成22年4月に配水管の接続を行い分水を開始し、平成23年4月より事業統合を行った。</p>
7	双葉地方水道企業団	<p>用水供給を行う企業団と末端給水を行う構成5町が垂直統合し、事業規模を拡大した。 末端給水事業者間の水平統合にとどまらず、用水供給事業者を含んだ、垂直統合を実現した。</p>

表 2.13 広域連携の概要 (2/6)

No.	事業体	広域連携の概要
8	相馬地方広域水道企業団	福島県飯館村に真野ダムが建設される計画(平成3年完成)に伴い、平成元年に相馬市、新地町及び鹿島町(現南相馬市鹿島区)に対し、福島県より真野ダム利用事業のうち水道水の供給について、各市町間での水道企業団設立の打診があった。 各市町の水道事業部で協議の後、県より一部事務組合として認可を受けたため、平成4年8月17日に「相馬地方広域水道企業団」が発足した。また、当該年度中に厚生労働大臣より水道事業の認可も受けた。 そして、平成6年度をもって各市町の水道事業が廃止となり、平成7年度より相馬地方広域水道企業団としての業務を開始した。 その後、平成8年より真野ダムの水を浄水する「大野台浄水場」から給水が開始された。
9	茨城県南水道企業団	利根町役場の試算では、今後、人口減少、水需要の減少が続いていくことが想定されるため、利根町役場単独では健全な経営を維持していくことが非常に難しいということで、企業団への編入要望が提出された。 要望が提出されたことで、統合するべきか事務レベルでの協議をしたところ、大きなメリットとして、契約水量と1日最大給水量の乖離が大きいという当企業団の問題点を若干改善できることが分かった。 具体的な内容としては、当時利根町で使用していた井戸施設を統合に伴って廃止し、100%浄水受水とした。さらに契約水量を他団体へ融通することで、契約水量の未使用分を減少できると試算した。 また、給水区域を拡大するにも関わらず、職員数は現状維持とすることで、支出を抑えながら給水収益及び下水道料金徴収事務負担金分の増収が見込まれることから、収支の改善を図ることとした。さらに、企業団の内部留保資金が枯渇しつつあったことから、統合により資金を確保することで経営の健全化を図ることとした。
10	芳賀中部上水道企業団	給水区域における恒久的な安定給水や効率的な施設利用を実現させることを前提に、浄水処理にコストがかかる水源や老朽化の進む水源を廃止し、水源の一元化を行う。 このためには、水源水量が安定かつ豊富な企業団施設の有効利用を前提として、配水管本を拡張するとともに、全体の施設整備計画を作成する。 また、町境を超えた配水管網の整備により、増圧ポンプ施設の統廃合を行う。 ①企業団用水を給水区域で有効活用するために必要な施設の整備として企業団施設(水源、浄水場)、配水管の整備を行う。 ②益子町エリアについては、老朽化が進む西田井浄水場及び廃止する。 ③市貝町エリアについては、浄水費コスト削減のため赤羽水源及び浄水場を廃止する。 ④企業団用水の安定運用に向け、町境を超えた配水管ループ化のための管路整備を推進する。 ⑤各町で別々に行っていた水道料金の徴収を一元化し効率化を図る。 ⑥そのために各事業体の料金システムを統一する。 ⑦各事業体で異なる水道料金については、事業統合から3年後に統一することにする。
11	群馬東部水道企業団	群馬東部水道企業団は、群馬県東部に位置する太田市、館林市、みどり市の3市と、邑楽郡の板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町の5町の水道事業を平成28年4月に水平統合し、事業運営を開始した。企業団の設立により群馬県企業局新田山田水道用水供給事業及び東部地域水道用水供給事業の受水団体が1つにまとまったことから、水平統合の次のステップとして、維持管理費及び更新費用の低減、災害対策の推進等の効果が期待できる垂直統合を実施した。 【垂直統合基本計画における課題】 ①企業団における最新実績に基づく水需要動向の把握 ・行政区域内人口 令和6年度までに2.6%減少 令和40年度までに26.7%減少・一日平均給水量 令和6年度までに6.6%減少 令和40年度までに29.6%減少 ②水質が良好な水源等を有効利用した効率的な水道施設運用体制の構築 ・既存水源水量と受水量との合計と使用実績を比較すると余力がある・地下水水質悪化に伴う浄水処理コストの上昇 ③水道施設や配水区域間の融通体制構築による安定供給の向上④施設統廃合による更新事業や維持管理費の削減⑤濁水・水質汚染事故発生時などの非常時対策 【水運用計画】 1. 水運用計画基本方針 ①余力を活用して施設数の削減を図り、効率的な施設運用を実施する体制とする。②水質が思わしくない地下水水源については、水質監視を強化するとともに、他の地区からの補給、あるいは表流水系への転換を図る。表流水への転換により地盤沈下の軽減に寄与する。③みどり地区の北部は地形的な制約があり、現時点では統廃合は行わない。④東部地域水道浄水場においては利根川での水質事故対策に取り組む。 2. 施設整備について ①特に大きな余力が発生するみどり地区及び太田藪塚・新田受水場系統の余力再分配が重要となる。②地下水水源の余力については、地盤沈下抑制などのために水源の再編に取り組む。③館林地区の余力再分配については、地下水水源の水質が芳しくない地域への供給を可能な限り拡大する方針とする。 【管理体制の方針】【経営方針】 広域化基本計画を踏襲する。 【施設再構築基本方針】 ①水源及び水道施設の有効活用：効率的な水道施設の運用体制の構築、標高差の有効活用②安定供給体制の向上：水道施設や配水区域間の融通体制の構築③維持管理費・更新費用の低減：余力活用による施設統廃合の促進、二重投資の削減④災害対策の推進：融通施設整備による災害発生時の影響抑制、地下水水源保全 【財政計画】 財政シミュレーションの結果、損益については垂直統合した場合プラス約11.9億円(2024年時点)、垂直統合しない場合約11.6億円(2024年時点)となり、垂直統合により0.3億円の収支改善が見込める。また、垂直統合を実施することで資金残高は減少するものの、その減少幅を圧縮することができる結果となった。

表 2.14 広域連携の概要 (3/6)

No.	事業体	広域連携の概要
12	秩父広域市町村圏組合	<p>基本計画は、秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町の1市4町の4水道事業体で水道事業の50年後の将来像を見据えた基本構想のもとに、水道利用者に安心・安全でおいしい水を安定給水できるように、当面の目指すべき目標を実現するため、具体的な方策を定めるものです。</p> <p>1) 施設整備計画 施設の再編成は、「水源の有効利用」、「安全・安定給水の維持・向上」、「施設の維持管理費、更新費の低減」、「災害対策の推進」、「国からの交付金の有効活用」などの視点で検討します。計画期間は平成28年～37年までの10年間として、橋立浄水場及び別所浄水場を拠点とした配水施設整備計画を進めます。主な施設整備計画は、以下のとおりです。 ①秩父地域の拠点となる別所浄水場、橋立浄水場（両者施設能力約2万m³/日規模）の整備 ②橋立浄水場から横瀬町方面へ配水できる水道システムの整備 ③別所浄水場から秩父ミュージックパークを経由し、小鹿野町方面への配水と吉田地区・皆野町方面に配水できる水道システムの整備 ④別所浄水場から皆野町方面へ配水拡大できる水道システムの整備 ⑤橋立浄水場から高篠地区を通り、皆野町三沢地区へ配水できる水道システムの整備</p> <p>2) 管理体制 計画的に事務所を統合し、業務の効率化及び経費の削減を推進します。これにより、管理体制が明確となり、委託の対象範囲、形態や職員配置の適正化について検討します。具体的には、営業系管理体制、工務系管理体制の現状や委託状況を踏まえた上で、将来における管理体制や包括業務委託を推進します。 ●営業系管理体制 ・経理業務は、システムと職員を統合時1箇所に集約し、業務の効率化を図ります。 ・料金業務は、現在秩父市で実施している水道料金の包括的業務委託を拡充し、直営で実施してきた業務に対して4水道事業体一括で委託することが考えられます。業務を一括で委託することにより、職員不足の補完や委託費用を抑制することができます。また、コンビニエンスストア収納やクレジット収納などを充実させ、窓口となる事務所の統廃合の計画と併せた、合理的な管理体制を目指します。 ●工務系管理体制 ・監視体制、巡視点検、水質管理、故障・漏水対応などについては、包括業務委託の可能性を検討します。また、委託にあたっては、現在の水道サービスの水準を維持・向上を図りながら円滑に委託へと移行できるように、管理・監視体制を整備します。 ①地区設定 4水道事業体の現状は、給水区域が広く、施設の数も多く点在していることから、地区を分け段階的に委託範囲を拡大していきます。 ②委託内容 業務の効率化、夜間、休日の勤務体制、緊急時対応や各種保守点検、ユーティリティ調達などを組み込んだ包括業務委託による維持管理体制を進めます。 ●経営 取水施設や浄水場などの統廃合による建設改良費の低減や国からの交付金の活用、事業の効率化及び包括業務委託の導入による費用削減などを行い、3～5年ごとに定期的な水道料金見直しを行います。</p>
13	かずさ水道広域連合企業団	<p>耐震性の低い老朽管の解消、水道事業を担う人材の確保、経営基盤の強化のため4市水道事業と君津広域水道企業団が統合し、水平統合した4市水道事業と企業団で行っていた水道用水供給事業の2事業を広域連合で行うものである。 計画期間は20年間とし、施設規模、財政シミュレーションを行うため水需要予測を行い、統廃合事業に配慮した水源計画、統廃合事業や管路・設備の更新等などの施設計画を立てたうえで、業務量に応じた職員数を設定して、財政計画を作成するものとした。 施設整備計画の詳細は以下のとおりで、7項目に分類して整理している。</p> <p>1. 施設の統廃合事業 施設数の減による維持管理費及び更新費用の削減並びに配水池の整備による耐震性能の向上を図るため、配水区域の統廃合を行うものである。統廃合計画は、4市内の6区域で、効率化のため水源を地下水から表流水に転換するものとしている。 ①上烏田、久保、北子安、上飯野配水区域の統廃合 水源12か所、施設2か所の廃止 ②かずさ、俵田配水区域の統廃合 水源2か所、施設1か所の廃止 ③北部調整池からの直接配水 水源6か所、施設2か所の廃止 ④宝童寺受水槽（用途変更）からの配水 水源6か所、施設2か所の廃止 ⑤受水地点の追加 水源3か所、施設1か所の廃止 ⑥伊豆島、吉野田配水区域の統廃合 施設1か所の廃止</p> <p>2. 管路の更新事業 4市域毎に20年もしくは30年で老朽管を解消して有効率95%を達成するものとして管路の更新を行うものである。 なお、事業費の増加によって増加する企業債残高などの経営状況を勘案して、市域毎に期間を設定した。</p> <p>3. 施設設備の更新事業 アセットマネジメントにより更新事業を設定した。</p> <p>4. 耐震化事業 配水池を池の容量が大きい順に耐震化していくものである。</p> <p>5. 拡張事業 富津市水道事業で進めていた水道未普及地域への給水事業を引き続き行うものである。</p> <p>6. 管理設備集約事業 職員集約のための庁舎改修や施設を一元管理するための監視設備を管理棟に集約するものである。</p> <p>7. 企業団の事業 君津広域水道企業団の事業計画に受水地点の追加等の統廃合計画に基づく事業を加えて引き続き行うものである。</p>
14	東京都水道局	<p>昭和46年12月「多摩地区水道事業の都営一元化基本計画」を策定 昭和48年5月基本計画を一部修正 ア 計画の目標 (ア) 区部及び多摩地区を一体とする水道需要に基づき水源の確保を図る。 (イ) 多摩地区における給水普及率を向上させる。 (ウ) 相互融通機能を強化するため、配水連絡管等の抜本的整備拡充を図る。 (エ) 水道料金等の住民負担は、区部、多摩地区とも同一とし、その均衡を図る。 (オ) 営業制度その他については、住民福祉の向上と業務の効率的運営に配慮しつつ、漸進的にその改善を図る。 イ 計画期間 昭和47年度から昭和50年度までの4年間 ウ 計画の地域 五日市町（現あきる野市）、奥多摩町、日の出村（現日の出町）及び檜原村を除く28市町（五日市町及び日の出町は昭和49年10月に、奥多摩町は平成21年4月に計画対象地域に追加された。） エ 業務運営方式 市町の地域内業務は、原則として当該市町への事務委託により実施する。 【課題・対応策】 事務委託制度では、各々の市町域ごとに事業が運営される。よって、料金支払、届出、相談窓口などがお客様の居住地の市町に限定されることや、市町域にとらわれない適正な配水区域の設定ができないことなど、制度自体に起因する問題があり、広域水道としてのメリットを十分に発揮することが困難となっていた。 このため、平成15年6月「多摩地区水道経営改善基本計画」（計画期間 平成15年度から10年間）を策定し、平成24年3月末には、市町に委託していた全ての業務を都に移行し、事務委託を完全に解消した。 なお、移行された業務については、主に政策連携団体を活用することで、公共性を確保しつつ、効率的な体制を構築している。</p>

表 2.15 広域連携の概要 (4/6)

No.	事業体	広域連携の概要
15	柏崎市	刈羽村では、かねてより水源涵養地への産廃不法投棄や民有地の開発による井戸水源の汚染、枯渇の懸念があった。平成17年の高柳町、西山町との市町合併による旧西山町への給水拡張事業の際、管路が刈羽村を通過することから、平成18年、刈羽村から事業統合の要請があった。これを契機に事業統合を行うこととした。 旧西山町への管路を分岐し、刈羽村において新たに建設したポンプ場や基幹貯水池と接続することで刈羽村全域への送水を行った。
16	東部地域広域水道企業団	大月市・上野原市は、「山梨県水道整備基本構想」に基づき、将来にわたって安全な水を安定的に供給しうる水道事業を目指して、水道事業の広域化、統合整備及び未普及地域の解消を促進し、効率的な施設整備及び維持管理水準の向上を図ることを目標として計画した。また、新規水源を山梨県が建設する深城ダムに求め、圏域内の長期的な水需要に対処し、安全で安定した給水を確保するとともに、料金格差の是正、維持管理水準の向上、経営基盤の強化及び未普及地域の解消を図るために、末端給水型広域水道事業を創設することとした。 昭和55年3月 山梨県水道整備基本構想 昭和61年 東部地域広域的な水道整備計画策定 平成5年1月 企業団設立許可(山梨県) 平成7年2月 東部地域広域水道企業団事業経営認可(厚生大臣) 平成18年4月 大月市・上野原市水道事業統合
17	佐久水道企業団	【経過】 ①昭和41年4月 佐久地方の水道行政の広域化と効率的な水の供給により、水不足地域の解消と水道事業の合理的な運営による住民福祉の増進を図るため、佐久平上水道組合(現:佐久水道企業団)と佐久市御代田町水道組合、佐久市の東間水、東地簡水、御代田町の御代田町簡水と統合。同時に白田町の田口上水道の一部も統合。②昭和45年4月 雨季になると濁りが生じることや水源水量の不足により白田町田口簡易水道と丸山簡易水道が佐久水と統合。③昭和48年9月 佐久地方の水道行政の広域化を行い、効率的な水の供給による水不足地域の解消と合理的な運営により住民福祉の増進を図るため、佐久水道と八千穂村の穴原簡易水道、崎田簡易水道、佐久町の花園簡易水道、浅科村の駒寄簡易水道が統合。④昭和49年12月 水不足問題の解消のため御代田町の面替簡易水道が佐久水へ統合。⑤昭和52年5月 佐久市大沢の大沢、大沢新田の両簡易水道が佐久水へ統合により、水不足問題等の解消及び構成市町村の水道行政の一元化を図った。⑥昭和53年4月 佐久市の小宮山、前山北中、前山南の三簡易水道を整備し、前山簡易水道として統合し構成市町村の水道行政の一元化を進めた。⑦昭和58年9月 白田町の小田切簡易水道と、佐久水で経営する湯原簡易水道を統合整備し、小田切湯原簡易水道として名称を改めた。⑧昭和58年9月 水道施設の維持管理、水質の保全等に万全を期し合理的な運営により住民福祉の増進を図るため、御代田町の久能簡易水道を佐久水へ統合。⑨昭和58年9月 佐久市の常和簡易水道を佐久水へ統合し、市町村内の水道行政の一元化を進めた。⑩昭和58年9月 大沢・湯原新田の両簡易水道を一つの簡水に統合。両簡水は共に施設の老朽化と水源水量の枯渇問題を抱えていたため、施設の整備及び大沢新田地区に開発した水源(深井戸)により施設を一体化し安定した水の供給と合理的な運営を図った。⑪昭和58年11月 八千穂村で経営していた高岩・天神町簡易水道を佐久水へ統合することで有効な水源利用と合理的な運営を図り、構成市町村の水道行政の一元化を進めた。⑫昭和58年10月 大沢簡水、前山簡水を統合して大沢前山簡水として経営。施設の老朽化と水源水量不足を抱えていたため隣接しあう簡水で統合。⑬昭和60年4月 御代田町で運営されていた草越戸簡易水道と豊昇簡易水道を佐久水へ統合整備。構成市町村の水道行政の一元化を進めた。⑭昭和63年7月 佐久町で経営されていた下海瀬簡易水道を統合整備し、構成市町村の水道行政の一元化を進めた。⑮平成元年3月 下海瀬簡易水道の施設の老朽化と水源水量の減少のため、隣接する高岩天神町簡易水道と統合し、穂積下海瀬簡易水道と名称を改めた。また、水源の有効利用と水道施設の維持管理、水質の保全を整備。⑯平成3年4月 佐久市で経営されていた西山簡易水道と当簡易水道より分水を受けていた東立科、前山開拓水道及び未給水地区の笹倉地区を統合整備。⑰平成6年4月 浅科村で経営されていた矢島簡易水道を統合整備し、構成市町村内の水道行政の一元化を進めた。⑱上信越自動車道の開通、新幹線の開業と佐久平は、長野県の東玄関口として変貌は大きく、給水区域等の見直しが必要になり、11簡易水道を上水道に統合し水道行政の一元化をした。平成9年4月 11簡水のうち8簡水の矢島簡易水道、常和簡易水道、大沢湯原新田簡易水道、穂積下海瀬簡易水道、久能簡易水道、草越戸簡易水道、豊昇簡易水道、矢島簡易水道を統合。平成10年4月 日向簡易水道を佐久水へ統合。平成11年4月 内山簡易水道を佐久水へ統合。平成14年4月 小田切湯原簡易水道を佐久水へ統合。⑲平成13年3月 八千穂村で経営していた八郡簡易水道を施設の老朽化、水源水量の不足、管理の困難により佐久水へ統合。⑳平成19年3月 佐久市(旧望月町)で経営していた望月上水道、布施、長者原簡易水道と佐久市望月外1市水道企業団を水道事業の経営基盤強化とお客サービス向上を図るため統合。㉑平成21年3月 佐久穂町で経営している本郷針の木沢、館向原、東地区、影新田簡水を町内の水道の広域化と住民への給水サービスの向上を図ること、水道施設の整備、維持管理等の合理的な経営、住民の福祉増進に努めるため経営を移管。㉒平成29年3月 水道事業の一元管理、維持管理体制の強化、危機管理体制の充実等、水道利用者に安全安心な水道水を安定的に供給し、なほ一層の均一で良質な水道サービスを実現するため、11簡易水道(香坂東地、西山、布施、長者原、望月北御牧、東地区、本郷針の木沢、影新田、館向原、畑八、八郡)を佐久水へ統合。
18	小諸市	小諸市外二市御牧ヶ原水道組合で供給していた御牧ヶ原台地には取水に適した河川や水源が無く、農業用水を浄化して配水をしてきた。そのため降雨時には用水が濁り濁度が高くなり取水停止をすることがたびたびあった。また、配水管延長が長く給水戸数が少なく、平成20年度において長期的な経営見直しとして、一部事務組合での運営継続は困難であると判断された。 このため平成21年7月より検討を重ね小諸市の未使用水源を利用することで供給可能なことが判明し、平成27年4月1日に事業統合した。事業統合する過程において、水質が変わるという事で一部の利用者から理解が得られず、当初は平成26年4月1日の事業統合の予定であったが、1年遅れとなった。
19	滋賀県企業庁	平成8年3月に滋賀県が策定した「滋賀県水道整備基本構想」において、平成23年度までに滋賀県企業庁で行っている「南部上水道供給事業」と「東南部上水道供給事業」の2事業を統合し、より安定した用水供給を目指すこととした。 また、同時に策定された「湖南水道広域圏にかかる広域的な水道整備計画」においては、統合の環境整備として、南部と中部との間の緊急連絡管を整備することが示された。 これらに基づき、平成22年度まで事業統合に向けた諸課題について受水市町と協議を行い、全受水市町から事業統合の合意を得たうえで、平成23年4月に事業統合により「湖南水道用供給事業」を創設した。
20	大阪広域水道企業団	大阪府域の水道の広域化について 大阪府域の水道事業については、人口減少に伴う水需要・料金収入の減少をはじめ、老朽化した施設の更新・耐震化やベテラン職員の大量退職に伴う技術継承への対応など、様々な課題に直面している。 このため、府域では、将来にわたり安全・安心な水道水を安定的に供給するため、大阪府が策定した「大阪府水道整備基本構想(おおさか水道ビジョン)」に基づき、府域の水道事業の効率化や運営基盤の強化につながる「広域化」(市町村水道事業との連携拡大や統合)を推進し、当企業団を核とした「府域一水道」(大阪府を含む府内の全市町村との水道事業統合)をめざしているところである。 広域化の推進にあたっては、これまで災害用備蓄水の共同製作、水質管理業務の共同化といった「業務の共同化」など連携に取り組みやすい分野から順次取組を進めてきた。 現在は、「経営の一体化、事業統合」に軸足を置き、市町村水道事業との統合に向けた検討・協議を進め、平成29年4月から、四條畷市、太子町、千早赤阪村の各水道事業を企業団が引き継ぎ、3団体の水道事業を担っている。

表 2.16 広域連携の概要 (5/6)

No.	事業体	広域連携の概要
21	大阪広域水道企業団	<p>大阪府域の水道の広域化について</p> <p>大阪府域の水道事業については、人口減少等に伴う水需要・料金収入の減少をはじめ、老朽化した施設の更新・耐震化やベテラン職員の大量退職に伴う技術継承への対応など、様々な課題に直面している。</p> <p>このため、府域では、将来にわたり安全・安心な水道水を安定的に供給するため、大阪府が策定した「大阪府水道整備基本構想（おおさか水道ビジョン）」に基づき、府域の水道事業の効率化や運営基盤の強化につながる「広域化」（市町村水道事業との連携拡大や統合）を推進し、当企業団を核とした「府域一水道」（大阪市を含む府内の全市町村との水道事業統合）をめざしているところである。</p> <p>広域化の推進にあたっては、これまで災害用備蓄水の共同製作、水質管理業務の共同化といった「業務の共同化」など連携に取り組みやすい分野から順次取組を進めてきた。</p> <p>現在は、「経営の一体化、事業統合」に軸足を置き、市町村水道事業との統合に向けた検討・協議を進め、平成29年4月から、四條畷市、太子町、千早赤阪村の各水道事業、平成31年4月からは、泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町の各水道事業を企業団が引き継ぎ、計9団体の水道事業を担っている。（能勢町は令和6年4月から事業開始）</p>
22	大阪広域水道企業団	<p>大阪府域の水道の広域化について</p> <p>大阪府域の水道事業については、人口減少等に伴う水需要・料金収入の減少をはじめ、老朽化した施設の更新・耐震化やベテラン職員の大量退職に伴う技術継承への対応など、様々な課題に直面している。</p> <p>このため、府域では、将来にわたり安全・安心な水道水を安定的に供給するため、大阪府が策定した「大阪府水道整備基本構想（おおさか水道ビジョン）」に基づき、府域の水道事業の効率化や運営基盤の強化につながる「広域化」（市町村水道事業との連携拡大や統合）を推進し、当企業団を核とした「府域一水道」（大阪市を含む府内の全市町村との水道事業統合）をめざしているところである。</p> <p>広域化の推進にあたっては、これまで災害用備蓄水の共同製作、水質管理業務の共同化といった「業務の共同化」など連携に取り組みやすい分野から順次取組を進めてきた。</p> <p>現在は、「経営の一体化、事業統合」に軸足を置き、市町村水道事業との統合に向けた検討・協議を進め、平成29年4月から、四條畷市、太子町、千早赤阪村の各水道事業、平成31年4月からは、泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町の各水道事業（能勢町は令和6年4月から事業開始）、令和3年4月からは、藤井寺市、大阪狭山市、熊取町、河南町の各水道事業を企業団が引き継ぎ、計13団体の水道事業を担っている</p>
23	淡路広域水道企業団	<p>淡路地域では、温暖で降水量の比較的小さい瀬戸内気候圏に属しており、渇水による給水制限が度々発生していた。市町単独での水源確保等の対策が困難であったため、旧1市10町が共同で企業団を設立し、ダム開発や本土導水施設等の整備を進め、恒久的な安定給水を実現させることになった。</p> <p>企業団の事業は、以下に示す。</p> <p>①島内ダム開発（大日・牛内ダム、成相・北富士ダム、本庄川ダム）</p> <p>②本土導水施設整備・・・兵庫県水道用水供給事業から受水し、旧1市10町に送水するたの施設</p> <p>島内のダム開発は、平成10年度に大日・牛内ダム、平成11年度に成相・北富士ダム、平成12年度に本庄川ダムが完成、また、本土導水施設整備は、平成2年4月より進め、平成11年11月に全島の施設が完成した。</p> <p>施設整備完了後、平成11年12月より旧1市10町に全島一斉送水を行っている。</p> <p>「兵庫県南部地域広域的な水道整備計画(平成12年3月)」では、淡路地域の水道の一元化を図ること及びその必要性を示している。これらを受け、旧1市10町及び企業団は平成12年度より水道合併研究会を設けて、統合のための協議・調整を行ってきた。しかしながら、全国的に推進されていた市町の行政合併を優先させるため、平成15年10月に、旧1市10町長間で、「水道事業の経営統合に関する確認書」を交わし、事業統合を5年間延期し、3市体制の下で協議を継続し、平成22年4月の事業統合に至った。</p> <p>水道事業においては、人口の減少等による水需要の減少、老朽化施設の更新や耐震化対応による投資費用の増大、熟練職員の退職による技術力の低下や人材不足が大きな課題となっており、全国の多くの自治体において、将来的な水道料金の大幅な値上げや、安定した水道事業経営持続の困難化が懸念されている状況です。</p> <p>このような状況の中、磯城郡3町及び奈良県は、安定した水道事業経営を持続するため、投資費用の削減や事業運営の効率化による将来の水道料金の上昇幅抑制を目指して、平成26年7月の大和郡山市・天理市・磯城郡地域懇談会において、磯城郡の水道事業広域化についての検討を開始しました。</p>
24	磯城郡水道企業団	<p>年表</p> <p>平成26年7月 大和郡山市・天理市・磯城郡地域振興懇談会を開催し、磯城郡3町における施設共同化・広域化の検討を開始</p> <p>平成28年5月 磯城郡3町水道広域化懇談会を開催</p> <p>平成28年7月 「磯城郡における水道事業の広域化に関する覚書」を締結し、磯城郡3町において広域的に水道事業を経営する事業体の設立に向け協力して取り組むことを確認</p> <p>平成28年10月 「磯城郡水道広域化推進協議会」を設置し、磯城郡3町において広域的に水道事業を経営する事業体の設立に向けた協議、検討を開始</p> <p>平成29年6月 川西町で県営水道の直結配水を開始し、全量を県営水道に転換</p> <p>平成30年3月 田原本町も全量を県営水道に転換</p> <p>平成30年4月 「磯城郡広域水道事業体設立準備協議会」を設置するとともに、事務局として準備室を設置し、経営統合に向けた課題分析や方向性の検討を実施</p> <p>平成31年3月 それまでの検討の方向性を取り纏め、磯城郡広域水道事業体の設立の指針となる「磯城郡水道事業広域化基本方針」を磯城郡広域水道事業体設立準備協議会で策定</p> <p>令和2年3月 磯城郡3町の水道事業を統合し、水道事業の経営の一体化を実施するにあたり関係する基本的事項について定めた「磯城郡水道広域化計画」を磯城郡広域水道事業体設立準備協議会で策定</p> <p>令和2年6月 「磯城郡における水道事業広域化にかかる基本協定」を締結し、水道事業の経営の一体化を実施するにあたり関係する基本的事項について合意</p> <p>令和3年3月 三宅町でも県営水道の直結配水を開始し、全量を県営水道に転換</p> <p>令和3年3月 磯城郡水道企業団規約案等について、磯城郡広域水道事業体設立準備協議会で協議（事実上の協議）</p> <p>令和3年6月 磯城郡水道企業団の設立議案を磯城郡3町の各議会に上程し、議決</p> <p>令和3年6月 磯城郡水道企業団の設立について、磯城郡3町で協議（法定上の協議）</p> <p>令和3年7月 奈良県知事に磯城郡水道企業団の設立許可を申請</p> <p>令和3年9月 奈良県知事より設立許可</p> <p>令和4年3月 奈良県知事より創設事業認可</p> <p>令和4年4月1日 磯城郡水道企業団による水道事業の運営開始</p>

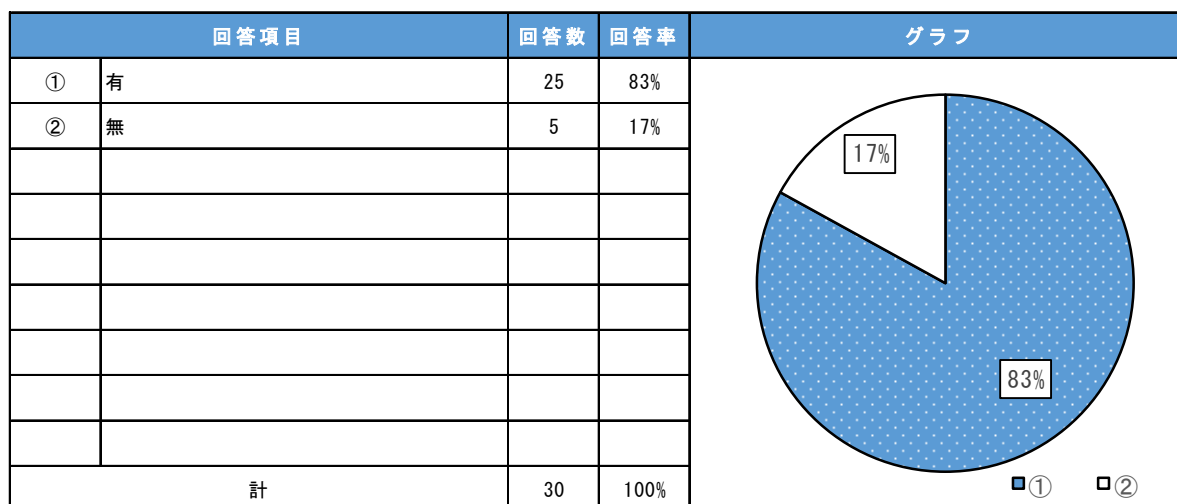
表 2.17 広域連携の概要 (6/6)

No.	事業体	広域連携の概要
25	香川県広域水道企業団	<p>○広域化の必要性</p> <p>給水収益の減少、香川用水の取水制限等への対応、水道施設の大規模更新や耐震化、職員の技術力の継承など県内の水道事業者が抱える課題に、各水道事業者が単独で対応していくには限界があり、これらの課題に対応し、将来にわたって安全な水道水を安定的に供給できる運営基盤を確立していくためには、水道事業者が広域的な見地から連携・協力していく「水道の広域化」が有効な手段であり、広域化を推進していく必要がある。</p> <p>○基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域水道の運営母体は参画する県、市町が構成員となる企業団とする ・安定的な給水を確保するため、香川用水と県内水源の一元的な管理を行う ・水道施設を広域的な観点から再編整備し、規模の大きい浄水場で周辺施設を監視するなど、業務の効率化、省力化を進める ・小規模浄水場は、将来、停止して更新事業費を抑制する ・老朽化した施設を計画的に更新するとともに、新たに必要となる施設を整備するため、国の交付金を活用する ・事業統合後10年間は、現在の市町ごとの料金制度を維持し、区分経理をする中で、費用と収益のバランスを確認しながら水道料金値上げを実施する ・事業統合後10年間経過を目的に、県下全域で水道料金を統一する
26	田川広域水道企業団	<p>田川広域水道企業団を構成する1市3町の人口は緩やかに減少し、引き続き減少することが予想されており、さらに利用者の節水意識が向上していることから、今後は水需要が減少し、料金収入が減少することが見込まれている。</p> <p>また、高度経済成長期に整備した水道管や施設が更新時期を迎えるため、近い将来において整備しなおす必要が生じる見込みである。安定的に水道水を供給するためには、耐震性の高い水道管や施設を整備していく必要があることから、今後は資金需要が増え、財政状態が一層厳しくなることが見込まれている。</p> <p>上記の経営環境を踏まえ、水道事業の基盤強化を行う目的で、1市3町の水道事業及び水道企業団の水道用水供給事業は、平成35年（令和5年）4月に事業統合を行うことを決定し、その前段階として平成31年4月1日に経営を一体化し、国の生活基盤施設耐震化等交付金を活用した水道システムの再構築に着手した。</p> <p>再構築の主な内容は、新たに浄水場を建設し、当該浄水場を核とした施設の統廃合を実施するものである。将来的には、浄水場は11から2か所、取水施設は15か所から5か所、配水池は36か所から27か所に集約し、施設数は大幅に削減される予定である。</p> <p>組織面では、事業統合を機に、料金窓口（令和5年度より民間委託）を除く1市3町の水道事務所機能を一元化し、1か所に集約する。また、1市3町で異なる水道料金を令和5年4月に統一する。経過措置として、値上げとなる水道利用者については、令和9年度末までは従前の水道料金を適用することとしている。</p>
27	北九州市	<p>【概要】</p> <p>北九州市は分水解消、水巻町は水道料金の適正化と安定給水の確保等を目的として、事業統合を行ったもの。</p> <p>平成23年8月、水巻町より「事業統合の要望書」を受け、北九州市上下水道局を挙げて管理・運営全般にわたって課題を抽出し、対応策委について検討・協議を重ねた。</p> <p>統合の条件面で水巻町と合意に至ったことから、平成24年2月に「水道事業統合に係る基本協定」を締結した。</p> <p>平成24年10月、事業統合を行った。</p> <p>平成25年10月1日、水巻町の水道料金を北九州市の料金体系に統一した。</p> <p>【事業統合に向けた準備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市の料金システムや配水管理システム等の改修 ・実務担当者による給水面や営業面の細部にわたる調整 ・施設の引継ぎに関する取り決め <p>など、各種協定の締結を行った。</p> <p>また、局内調整会議を開催し、関係各課の意思疎通を図るとともに、課題解決に向けた進捗管理を行った。</p>
28	宗像地区事務組合	<p>組合統合前の宗像地区水道企業団議会で、「構成市との末端給水一元化」の決議案が提出、承認された。そのことを受け、宗像市、福津市及び宗像地区事務組合（旧宗像地区水道企業団）で水道事業統合の検討会を設置し、「宗像地区水道事業広域化基本計画報告書」を作成、議会等報告した。その後、本格的な検討に入り、2010年4月に2市（宗像市・福津市）の水道事業と1事務組合（宗像地区事務組合）の用水供給事業を統合し、効率的な水運用、老朽化施設の廃止、料金の引き下げ等実施した。さらに今後の水道技術の継承や経営の安定のため2016年4月より北九州市へ水道事業の包括委託を開始した。</p>
29	佐賀西部広域水道企業団	<p>佐賀西部広域水道企業団の構成団体である、多久市、武雄市、嬉野市、大町町、江北町、白石町及び西佐賀水道企業団では、人口減少に伴う給水収益の低迷、職員の高齢化や減少による技術継承の問題、施設の老朽化に伴う施設更新や耐震化等の設備投資費の増大、災害や水質事故に対する危機管理体制の強化などの課題を抱えていた。これらの課題の解決を図るためには、経費削減、危機管理体制・組織体制の強化という面に効果をもたらす事業統合が有効な施策であることから、構成団体の水道事業を統合し、用水供給事業である佐賀西部広域水道企業団が水道事業を行うことになった。</p> <p>水道事業統合を行うことで水量が余剰となる水源及び浄水施設等の施設を統廃合して、維持管理費及び施設の更新費用を削減することができる。</p> <p>広域化事業により、現在稼働している水道事業の11か所の浄水場のうち6か所を順次廃止し、廃止した浄水場の区域に給水するための連絡管の整備、監視装置の集約など広域化に必要な施設整備を行う計画である。また、広域化事業と並行して、運営基盤強化等事業により、老朽管の更新を行うこととしている。</p> <p>その後、統合前の構成団体の区域ごとに設定されている水道料金を段階的に統合し、令和16年度に管内全域の料金統一を行うことで、広域化を実現する。</p>
30	佐賀東部水道企業団	<p>佐賀県の東部地域に位置する市町村は、従来地下水が豊富であったことから、飲料水はそのほとんどを地下水に頼ってきたが、過剰揚水による地盤沈下や水量不足、水質の悪化等の諸問題から新たな水源確保の必要性に迫られていた。</p> <p>昭和46年7月「筑後川水系における水資源開発基本計画」に基づき開発された江川ダム及び寺内ダムにかかる佐賀県配分水量1,204㎥/日（104,000㎥/日）が決定をみたことにより受益を希望する市町村で協議を重ねた結果、水道用水供給事業に関する事務を共同処理すべく企業団を設立することを決定する。</p> <p>その後、佐賀県配分水量のうち1,065㎥/日（92,000㎥/日）をもって用水供給事業を開始すべく昭和50年4月に13市町村を構成団体として佐賀東部水道企業団が発足し、昭和51年8月に目標年度を昭和60年とした用水供給事業の認可を得た。</p> <p>12市町村（基山町を除く）に供給する施設として、筑後大堰に隣接した筑後川右岸に計画1日最大取水量87,000㎥/日の北茂安浄水場を建設し、基山町に対しては、福岡導水路から原水を受水し計画1日最大取水量5,000㎥/日を供給する、既存の浄水場を利用した基山浄水場をもって供給を行うこととなった。</p>

(2) 広域連携を行うこととなった経緯やきっかけ

1) 計画段階におけるリーダー（中心事業体）の有無

計画段階におけるリーダー（中心事業体）の有無について、図 2.1、表 2.18に示す。広域連携を実現した事例のうち、25事例でリーダー（中心事業体）が計画段階において存在している。



※回答率は小数点以下の端数により合計が異なる場合あり

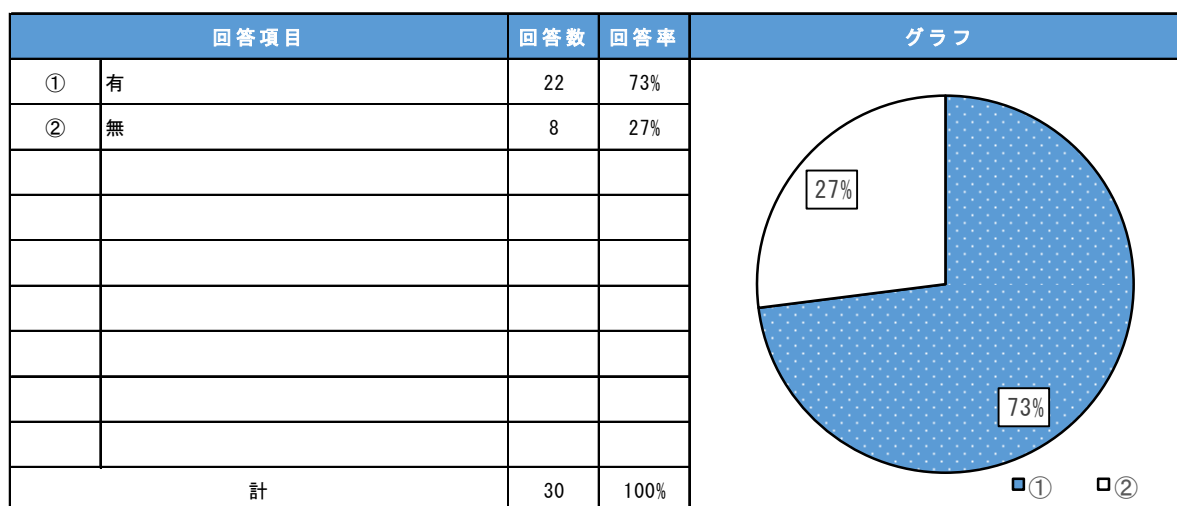
図 2.1 計画段階におけるリーダー（中心事業体）の有無

表 2.18 計画段階におけるリーダー（中心事業体）

No.	事業体	リーダー（中心事業体）	No.	事業体	リーダー（中心事業体）
1	中空知広域水道企業団	リーダー（中心事業体）無し	16	東部地域広域水道企業団	東部地域広域水道企業団
2	八戸圏域水道企業団	八戸圏域水道企業団	17	佐久水道企業団	リーダー（中心事業体）無し
3	八戸圏域水道企業団	八戸圏域水道企業団	18	小諸市	小諸市
4	津軽広域水道企業団	木造町	19	滋賀県企業庁	滋賀県企業庁
5	岩手中部水道企業団	岩手中部広域水道企業団	20	大阪広域水道企業団	大阪広域水道企業団
6	会津若松市	会津若松市	21	大阪広域水道企業団	大阪広域水道企業団
7	双葉地方水道企業団	双葉地方広域水道供給企業団	22	大阪広域水道企業団	大阪広域水道企業団
8	相馬地方広域水道企業団	福島県	23	淡路広域水道企業団	淡路広域水道企業団
9	茨城県南水道企業団	リーダー（中心事業体）無し	24	磯城郡水道企業団	磯城郡水道事業体広域化準備室
10	芳賀中部上水道企業団	芳賀中部上水道企業団	25	香川県広域水道企業団	香川県
11	群馬東部水道企業団	リーダー（中心事業体）無し	26	田川広域水道企業団	田川地区水道企業団
12	秩父広域市町村圏組合	秩父市	27	北九州市	北九州市
13	かずさ水道広域連合企業団	リーダー（中心事業体）無し	28	宗像地区事務組合	宗像地区事務組合
14	東京都水道局	東京都	29	佐賀西部広域水道企業団	佐賀西部広域水道企業団
15	柏崎市	柏崎市	30	佐賀東部水道企業団	佐賀市水道局

3) 計画段階での関係事業者における広域連携専従部署または担当職員の有無

計画段階での関係事業者における広域連携専従部署または担当職員の有無について、図 2.3 に示す。広域連携を実現した事例のうち、22事例で関係事業体における広域連携専従部署または担当職員が存在している。



※回答率は小数点以下の端数により合計が異なる場合あり

図 2.3 広域連携専従部署または担当職員の有無

また、リーダー（中心事業体）の有無、事業の進め方、関係事業者における広域連携専従部署または担当職員の有無の推移を図 2.4に示す。

2016年以降の事例においては、関係事業者における広域連携専従部署または担当職員が存在している事例のみである。

近年はボトムアップにより実現した事例が増加傾向で、トップダウンにより実現した事例は、広域連携実現の初期から一定数ある。

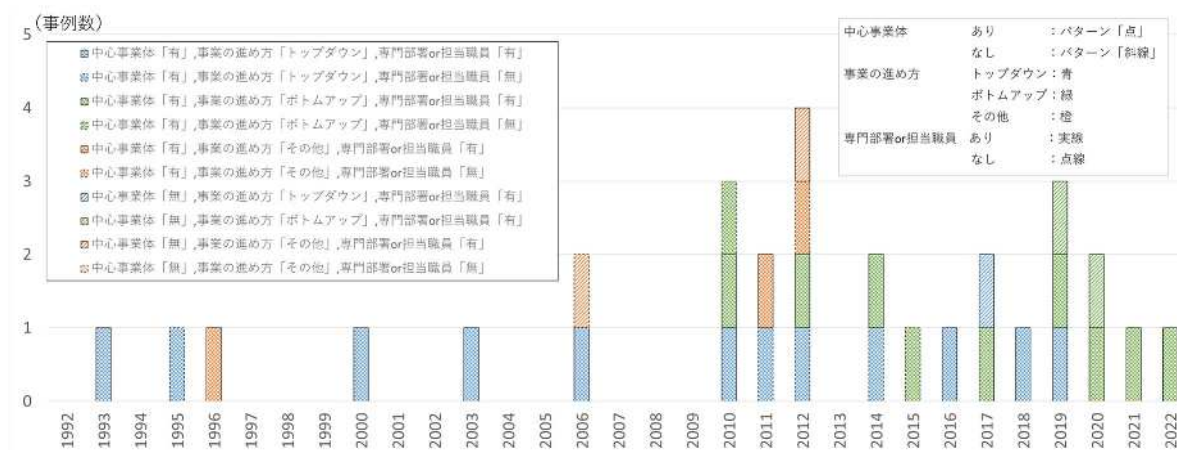


図 2.4 リーダーの有無、事業の進め方、広域連携専従部署または担当職員の有無の推移

4) 具体的な経緯やきっかけ、発議者の有無

具体的な経緯やきっかけ、発議者の有無について、表 2.20、表 2.21に示す。

表 2.20 具体的な経緯やきっかけ、発議者の有無 (1/2)

No.	事業体	トップダウン or ボトムアップ	具体的な経緯やきっかけ、発議者の有無
1	中空知広域水道企業団	その他	平成14年3月に、当企業団に対し事務レベルで用水供給事業への参画が奈井江町より打診された。しかし、従来から当企業団では末端給水化が課題となっており、水道事業の統合を前提として議論を進めてきた中で、平成17年3月に奈井江町より末端給水事業への参画要望書の提出を受け、その後、3市1町で協議検討を重ね、平成18年に事業統合を行った。
2	八戸圏域水道企業団	トップダウン	「1 広域連携の概要」参照
3	八戸圏域水道企業団	トップダウン	「1 広域連携の概要」参照
4	津軽広域水道企業団	トップダウン	回答なし
5	岩手中部水道企業団	ボトムアップ	岩手中部広域水道企業団協議会で広域化について検討すべきとの提言があり、岩手中部広域水道企業団を中心とし、岩手中部水道広域化統合準備室を設置し、計画を進めた。
6	会津若松市	トップダウン	河沼郡湯川村取水井の水位低下及び施設の老朽化のため
7	双葉地方水道企業団	トップダウン	当該地域では、都市化の進展と生活様式の多様化等に加え、工業団地の開発などもあり水需要の増加が見込まれていた。しなしながら、新規水源は乏しく、既存水源の取水量は減少し、水質は悪化の傾向にあったことから、新規水源を求めて双葉地方広域水道供給企業団が設立されたこと。
8	相馬地方広域水道企業団	トップダウン	概要のとおり
9	茨城県南水道企業団	その他	平成17年8月18日に利根町より、「利根町水道事業の茨城県南水道企業団への編入要望について」が龍ヶ崎市長及び企業長宛に提出されたため。
10	芳賀中部上水道企業団	トップダウン	各町とも施設の拡張、改良工事等の施設整備費が増大し、財政状況は健全とは言えず、一般会計から多額の助成金を繰り入れ、料金高騰の防止や利息支払い等を補っている状況であった。 このような状況を踏まえ、芳賀中部上水道企業団が水道用水供給事業から構成町全域を給水区域とする広域水道事業を行い、将来の長期的な水需要に対処し、末端給水業務の一元化を図り、安全性、安全性、経済性を追求する水道事業体とすることについて検討するよう平成6年度に企業団監査委員から企業長あてに要望書が提出された。
11	群馬東部水道企業団	ボトムアップ	平成28年度に3市5町による広域化したあとも、群馬県企業局の二つの用水供給事業、新田山田水道用水供給事業と東部地域水道用水供給事業から受水を継続。 この二つの用水供給事業の、すべての受水団体である3市5町が広域化し、企業団となったことよって、群馬県の東部地域が一給水区域となったことから、この二つの用水供給事業と統合することで、取水から給水まで一元的に管理・運営することが可能な状況であったため、群馬県企業局との協議し、事業統合することとなった。
12	秩父広域市町村圏組合	トップダウン	本地域は「ちちぶ定住自立圏」として、総務省から定住自立圏構想の先行実施団体として全国22圏域の一つに選定され、秩父市は周辺4町の意向を伺い、平成21年3月19日に「中心市宣言」を行った。 その後、平成21年9月25日に具体的な取組のための「ちちぶ定住自立圏形成協定」の議決を経て、平成22年3月26日に実施計画である「ちちぶ定住自立圏共生ビジョン」を策定して事業を推進していくことになった。 この定住自立圏構想の一環として、水道事業についても運営の見直しを行い、水道事業の広域化につながっていった。
13	かずさ水道広域連合企業団	ボトムアップ	千葉県の県内水道経営検討委員会の提言により5団体（木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、君津広域水道企業団）で検討を開始。
14	東京都水道局	トップダウン	都知事の諮問を受けた「東京都水道事業調査専門委員」は、昭和45年に「東京都は三多摩地区市町村営水道事業を吸収合併し、区部水道事業とともに一元的に経営することによって、水道事業における格差を解消する方途を講ずるべきである。」との助言を行った。そこで都は、市町村からの要望や諮問機関の助言を踏まえ、各市町の水道事業を都営に統合するため、昭和46年に「多摩地区水道事業の都営一元化基本計画」を策定し、本計画に基づき各市町からの申出に応じて協議を重ね、平成14年までに各市町の水道事業を順次都営に一元化し、本計画の取組は終結した。その後、奥多摩町との個別協議を踏まえて平成22年に同町を加え、現在、都営水道の多摩地区の給水区域は26市町となっている。
15	柏崎市	その他	平成18年6月12日付け「柏崎市上水道への給水区域編入について（お願い）」による羽羽村からの要請
16	東部地域広域水道企業団	トップダウン	回答なし
17	佐久水道企業団	トップダウン	広域連携の概要のとおり
18	小諸市	ボトムアップ	計画段階においてリーダー（中心事業体：小諸市）によって発議され、ボトムアップで事業をすすめた。
19	滋賀県企業庁	その他	前述のとおり

表 2.21 具体的な経緯やきっかけ、発議者の有無 (2/2)

No.	事業体	トップダウン or ボトムアップ	具体的な経緯やきっかけ、発議者の有無
20	大阪広域水道企業団	ボトムアップ	企業団と構成団体との垂直統合について大阪広域水道企業団運営協議会等において「統合条件」及び「統合を推進するための取組み」等について検討、協議を進めてきた。 平成25年度に企業団との統合に係るアンケート調査を実施し、四條畷市、太子町及び千早赤阪村の3つの水道事業が統合に係る検討、協議を開始する意思を表明。(平成26年4月に「水道事業の統合に向けての検討、協議に関する覚書」を締結)
21	大阪広域水道企業団	ボトムアップ	平成27年度に企業団との統合に係るアンケート調査を実施し、泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町及び岬町の7つの水道事業が統合に係る検討、協議を開始する意思を表明。(平成28年4月に「水道事業の統合に向けての検討、協議に関する覚書」を締結)
22	大阪広域水道企業団	ボトムアップ	企業団と統合する際の統合メリット等に関して、より一層理解を深めることを目的とした「企業団との統合検討協議に向けての勉強会」を平成30年2月から6月にかけて実施。 その結果、藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町が統合に向けた検討、協議を開始する意思を表明。(平成30年10月に「水道事業の統合に向けての検討、協議に関する覚書」を締結)
23	淡路広域水道企業団	ボトムアップ	事務局である淡路広域水道企業団によって発議され、ボトムアップで事業をすすめた。
24	磯城郡水道企業団	ボトムアップ	平成30年4月 磯城郡広域水道事業体設立準備協議会の設置(磯城郡3町、奈良県、奈良県水道局) 事務局として磯城郡水道事業体広域化準備室を設置し、磯城郡3町において広域的に水道事業を経営する事業体の設立を目的として、統合に向けた作業を開始。
25	香川県広域水道企業団	トップダウン	○平成20年12月 水道広域化勉強会(県局及び市町担当者)を開始 ○平成21年11月 トップ政談会(市長グループ) ・市長から水道広域化検討開始の要請 トップ政談会(町長グループ) ・知事から水道広域化検討を呼びかけ ○平成22年2月 香川県水道広域化専門委員会を設置(水道に関する専門家で組織) ○平成23年3月 香川県水道広域化専門委員会から知事へ「香川県内水道のあるべき姿に向けて」提言
26	田川広域水道企業団	トップダウン	平成16年度に厚生労働省から通知のあった水道ビジョン等を踏まえ、人口減少に伴う水道料金収入の減収による経営状況の悪化や高度経済成長期に整備された施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、全国的に水道事業の課題が共有され、当企業団を構成する首長間においても、これらの課題に対する危機感が高まった。 構成団体1市3町は企業団による水道用水供給事業のかたちで、既に広域化されていたことから、企業団の定例議会や運営協議会など、4人の首長が顔を合わせる機会が定期的であり、その中で水需要の動向や各水道事業の経営状況などの課題が共有されやすい状況にあった。 そこで、国の動向に対応する形で、これらの課題に対して解決策を見出すため、企業長の命により、各構成団体水道事業の実情を調査し、水道事業の広域化の形態を審議する場として田川地域水道改革推進会議を平成20年8月に設置した。
27	北九州市	ボトムアップ	1969年から水巻町へ分水を開始し、水巻町の年間給水量の約9割に相当する量を供給していた。 平成14年、厚生労働省課長通知「水道法の施行について」において 分水の解消が求められた。 平成18年、広域連携の取組として水質試験の受託や緊急時応援協定を締結し、更なる広域連携を推進するため、事務レベルで勉強会を定期的に継続していた。 水巻町は高い水道料金(北九州市の1.8倍)に苦慮しており、料金の値下げが最重要課題であった。 勉強会で様々な手法でシミュレーションを重ねてきたが、抜本的な解決を図る必要があった。 平成23年8月、水巻町から「水道事業統合の要望書」が正式に提出され、北九州市が中心となり事業統合に向けた検討を開始した。 平成24年2月、統合の条件面で水巻町と合意に至ったことから、「水道事業の統合に係る基本協定」を締結し、統合に向けた調整を開始した。
28	宗像地区事務組合	ボトムアップ	計画段階においてリーダー(中心事業体:宗像地区事務組合)によって発議され、ボトムアップで事業をすすめた。また、計画が進むに当たって、計画段階で関係事業者における調整委員会を配置した。
29	佐賀西部広域水道企業団	ボトムアップ	2008年2月 企業団議会で水道事業統合の検討を表明 2009年8月 企業団議会全員協議会に「水道事業統合検討報告書」報告 2013年8月 企業団議会全員協議会に「水道事業統合基本計画書(案)」報告 2015年2月 企業団議会全員協議会に「水道事業統合基本計画書改訂(案)」報告 2015年10月 「佐賀西部広域水道事業統合協議会」設置 2016年12月 「水道事業統合計画書(案)」策定 2017年12月 「水道事業統合計画書の変更(案)」策定 2018年3月 「佐賀西部広域水道事業統合に関する基本協定書」締結。 2020年3月 佐賀西部広域水道企業団水道事業の経営認可を取得
30	佐賀東部水道企業団	その他	1971年7月に江川ダム及び寺内ダムにかかる佐賀県側配分水量が決定されたことにより、佐賀県が広域水道設立を目指し、東部地区関係市町村に呼び掛けて佐賀東部広域水道推進協議会が設立された。配分水量や負担金の協議が進む一方で事業主体が中々決まらず、県営を検討するも断念し、企業団を設立する運びとなった。 その後推進協議会から企業団設立準備委員会へと引き継がれ、企業団設立に向けた議論が進められ、1975年4月に佐賀東部水道企業団が発足した。

3) 都道府県の役割

都道府県の役割について、表 2.22に示す。都道府県の役割としては、関係事業者との調整役が大半である。

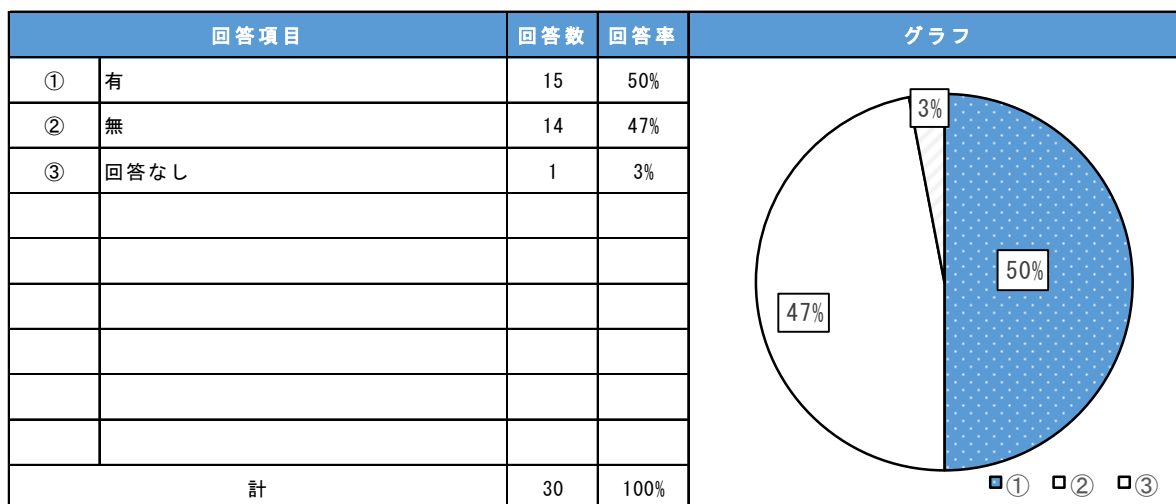
表 2.22 都道府県の役割

No.	事業者	都道府県の役割
1	中空知広域水道企業団	北海道が昭和58年に策定した「空知北部地域広域的水道整備計画」に基づき、当企業団を根幹的水道施設と位置づけする中で主導的役割を果たしていただいている。なお、厚生労働省との協議や関係市町との協議においても、主体的に調整いただいた。
4	津軽広域水道企業団	関係事業者との調整役
7	双葉地方水道企業団	県が調整役となり広域化へのスケジュールや検討課題等の共有を図った。
8	相馬地方広域水道企業団	当初、福島県から各市町に企業団の設立の打診があった。
10	芳賀中部上水道企業団	水道財産の引継ぎ及び処分等についての相談先。
11	群馬東部水道企業団	当企業団へ群馬県企業局の二つの用水供給事業の資産全部を譲渡といった形での垂直統合であったため、企業団の担当部署と群馬県企業局の担当部署と双方で事業譲渡に係る調整を行った。
12	秩父広域市町村圏組合	計画策定、協議会への参加、関係事業者との調整
13	かずさ水道広域連合企業団	関係事業者との調整役等
14	東京都水道局	関係事業者との調整役
16	東部地域広域水道企業団	回答なし
19	滋賀県企業庁	事業統合に関する方針決定、事業統合推進委員会等への参加
20	大阪広域水道企業団	関係水道事業者との調整役
21	大阪広域水道企業団	関係水道事業者との調整役
22	大阪広域水道企業団	関係水道事業者との調整役
23	淡路広域水道企業団	関係事業者との調整
24	磯城郡水道企業団	準備室室長として経営統合に向けた課題分析や方向性の検討、関係事業者との支援、調整役
25	香川県広域水道企業団	県営水道（用水供給、工業用水道）を含めた統合
26	田川広域水道企業団	会議体でのオブザーバー
30	佐賀東部水道企業団	国及び関係市町村との調整役

4) 幹事会や協議会等の有無

幹事会や協議会等の有無について、図 2.9に示す。幹事会や協議会等が開かれた割合は同等であった。

また、幹事会や協議会等の有無の推移を図 2.10に示すが、特段傾向はみられない。



※回答率は小数点以下の端数により合計が異なる場合あり

図 2.9 幹事会や協議会等の有無

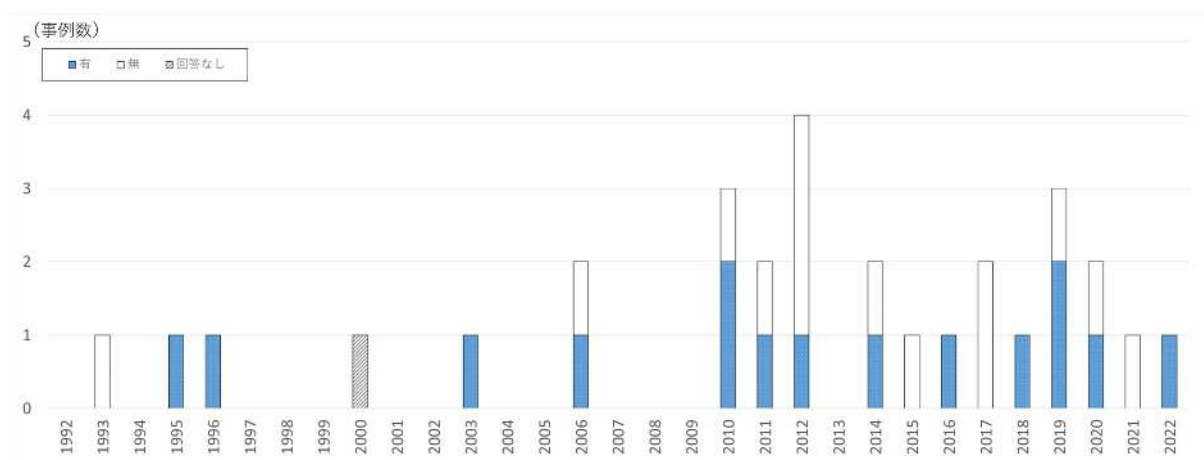


図 2.10 幹事会や協議会等の有無の推移

2.5.3 広域連携実現までに要した期間

広域連携実現までに要した期間について、表 2.23、図 2.11に示す。広域連携を実現した事例の内、約半数の事例が計画通りで実現している。また、広域連携の実現に至るまでに要した期間の平均は約92か月（約7.7年）である。

想定期間に比べ、実際に要した期間の差が生じた理由を表 2.24に示す。

主な理由としては、住民説明への期間、資産台帳や職員の身分移管等の議会調整、事業体間の意見調整等が挙げられる。

表 2.23 広域連携実現までの想定期間及び実際の期間

No.	事業体	想定期間	⇒	実際の期間
1	中空知広域水道企業団	回答なし	⇒	2年 0ヶ月
2	八戸圏域水道企業団	5年 0ヶ月	⇒	7年 6ヶ月
3	八戸圏域水道企業団	8年 9ヶ月	⇒	6年 9ヶ月
4	津軽広域水道企業団	1年 10ヶ月	⇒	1年 10ヶ月
5	岩手中部水道企業団	5年 1ヶ月	⇒	5年 1ヶ月
6	会津若松市	3年 3ヶ月	⇒	3年 3ヶ月
7	双葉地方水道企業団	回答なし	⇒	9年 0ヶ月
8	相馬地方広域水道企業団	回答なし	⇒	2年 8ヶ月
9	茨城県南水道企業団	6年 8ヶ月	⇒	6年 8ヶ月
10	芳賀中部上水道企業団	回答なし	⇒	8年 9ヶ月
11	群馬東部水道企業団	3年 11ヶ月	⇒	3年 11ヶ月
12	秩父広域市町村圏組合	6年 6ヶ月	⇒	6年 6ヶ月
13	かずさ水道広域連合企業団	12年 0ヶ月	⇒	12年 0ヶ月
14	東京都水道局	4年 0ヶ月	⇒	39年 0ヶ月
15	柏崎市	3年 9ヶ月	⇒	6年 4ヶ月
16	東部地域広域水道企業団	14年 3ヶ月	⇒	回答なし
17	佐久水道企業団	回答なし	⇒	回答なし
18	小諸市	5年 8ヶ月	⇒	6年 8ヶ月
19	滋賀県企業庁	9年 0ヶ月	⇒	9年 0ヶ月
20	大阪広域水道企業団	3年 0ヶ月	⇒	3年 0ヶ月
21	大阪広域水道企業団	3年 0ヶ月	⇒	0年 0ヶ月
22	大阪広域水道企業団	3年 2ヶ月	⇒	3年 2ヶ月
23	淡路広域水道企業団	5年 0ヶ月	⇒	10年 0ヶ月
24	磯城郡水道企業団	7年 9ヶ月	⇒	7年 9ヶ月
25	香川県広域水道企業団	7年 4ヶ月	⇒	9年 4ヶ月
26	田川広域水道企業団	9年 8ヶ月	⇒	10年 8ヶ月
27	北九州市	1年 2ヶ月	⇒	1年 2ヶ月
28	宗像地区事務組合	4年 2ヶ月	⇒	4年 2ヶ月
29	佐賀西部広域水道企業団	7年 2ヶ月	⇒	12年 2ヶ月
30	佐賀東部水道企業団	回答なし	⇒	24年 0ヶ月

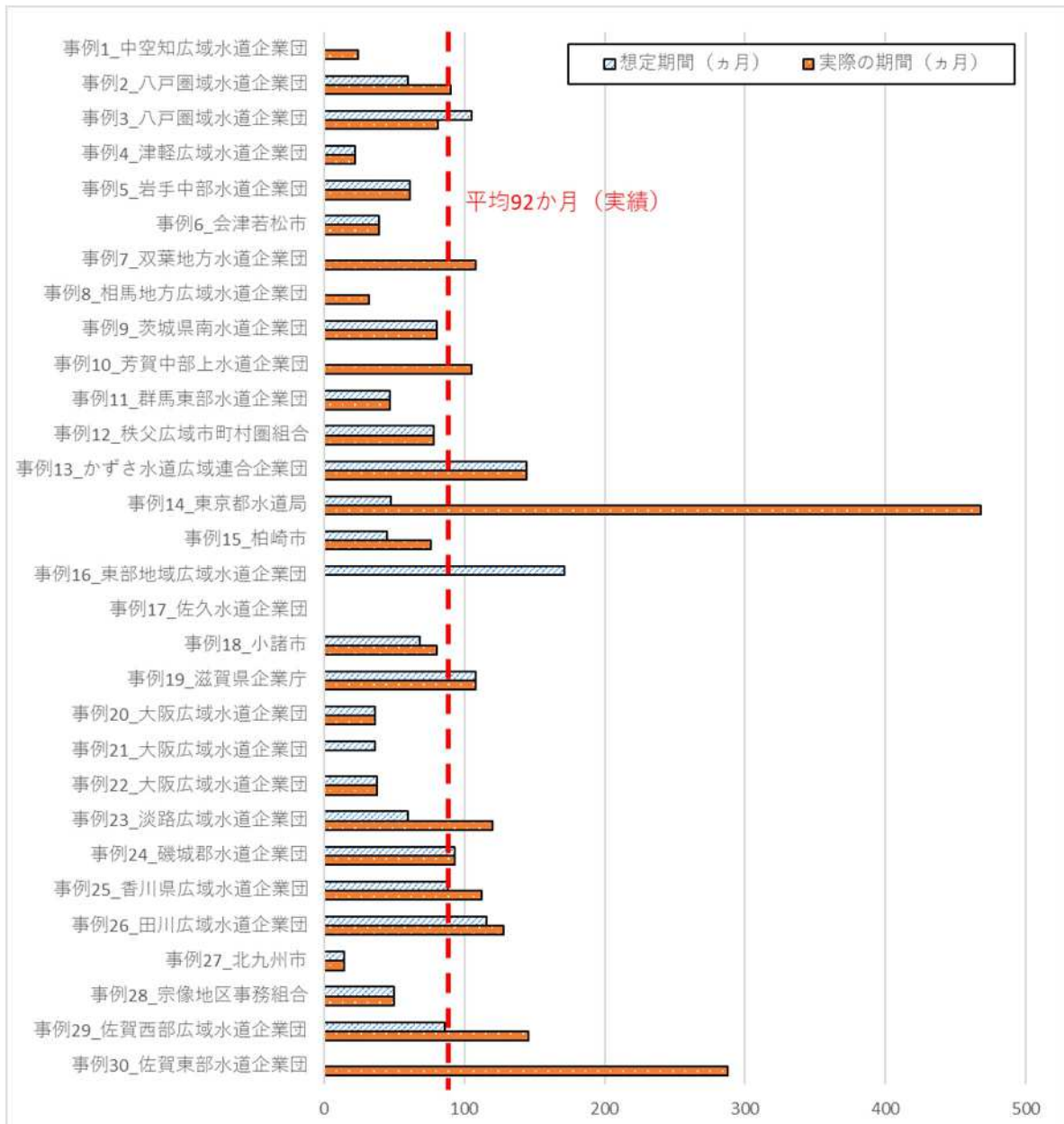


図 2.11 広域連携実現までの想定期間及び実際の期間

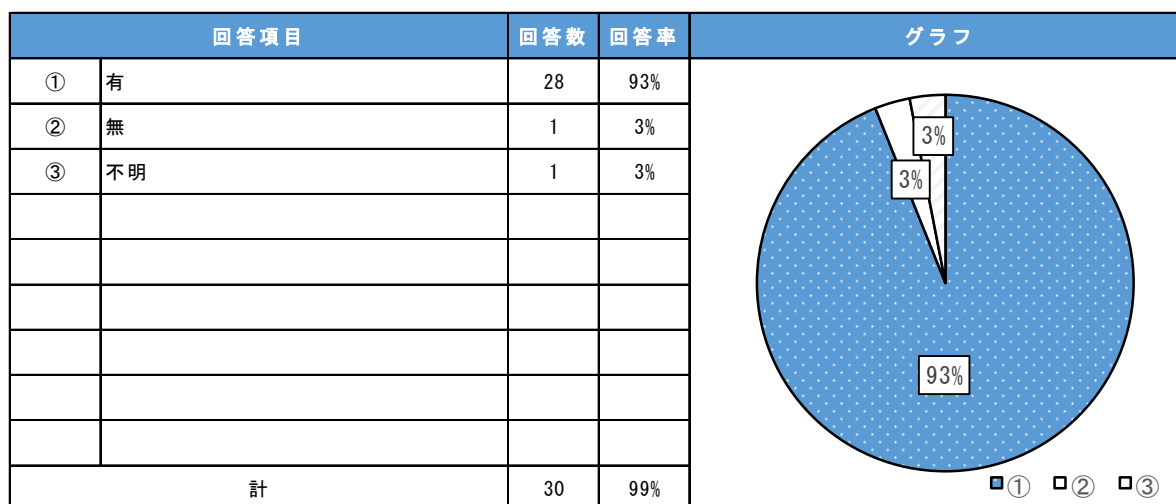
表 2.24 想定と実際の期間の差が生じた主な理由

No.	事業体	差が生じた主な理由
1	中空知広域水道企業団	当初想定期間が不明。
2	八戸圏域水道企業団	地域住民への説明に時間を要した。
3	八戸圏域水道企業団	H19年7月に南部町より簡易水道事業分水計画についての正式な協議依頼があったが、H16年度から試算等の事前準備を行っていたため円滑に進んだ。
7	双葉地方水道企業団	資産台帳の整理不備や職員の身分移行等について議会の調整に時間を要した。
8	相馬地方広域水道企業団	当初想定が不明
10	芳賀中部上水道企業団	回答なし
14	東京都水道局	議会や関係事業体、関係部署との調整等に時間を要した
15	柏崎市	中越沖地震による
16	東部地域広域水道企業団	回答なし
17	佐久水道企業団	1966年4月から複数回その都度合併を行っているため明確な期間はありません。
18	小諸市	事業統合する過程において、水質が変わるという事で一部の利用者から理解が得られず、当初は平成26年4月1日の事業統合の予定であったが、1年遅れとなった。
23	淡路広域水道企業団	全国的に推進されていた市町の行政合併を優先させるため、5年延期した。
26	田川広域水道企業団	構成団体首長の一部交代による協議の中断（4年間）
29	佐賀西部広域水道企業団	事業体間の意見調整、統合事業体の見直し
30	佐賀東部水道企業団	回答なし

2.5.4 広域連携の効果（計画）

(1) 効果の有無

計画段階における効果の有無について、図 2.12に示す。効果があると回答した事例は28事例である。



※回答率は小数点以下の端数により合計が異なる場合あり

図 2.12 効果の有無

(2) 効果の内容

計画段階における効果の内容について、表 2.25に示す。

定性的効果は、水の安定供給、水源確保、水道施設の再構築・効率的運用、耐震性の向上、災害時の安定供給・危機管理体制の強化、維持管理の合理化、運転管理の強化経営の効率化、サービス向上、職員体制の強化、収支状況の改善等が挙げられる。

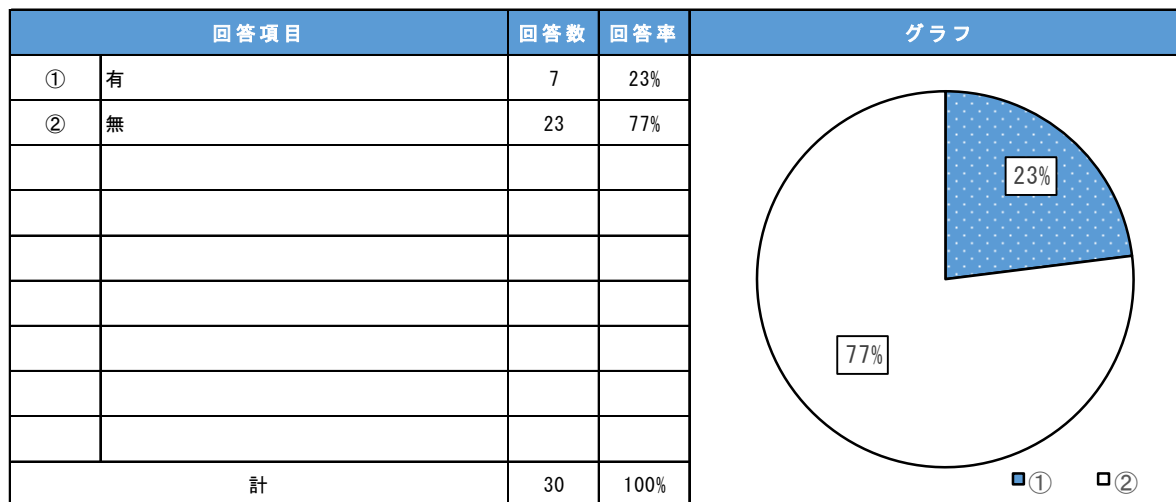
定量的効果は、経営基盤の強化、整備費用・維持管理費の削減、職員体制の適正化、財源の確保、料金負担の軽減、交付金の活用等が挙げられる。

表 2.25 効果の内容 (回答があった事業者のみ)

No.	事業者	効果															
		定量的効果	定性的効果	定量的効果	定性的効果	定量的効果	定性的効果	定量的効果	定性的効果	定量的効果	定性的効果	定量的効果	定性的効果	定量的効果	定性的効果	定量的効果	定性的効果
1	中空知広域水道企業団	重複投資の回避	定性的効果	人件費削減	定性的効果	経営の効率化	定性的効果	サービスの向上	定性的効果	職員のレベルアップ	定性的効果						
2	八戸圏域水道企業団	安定した水質の水道水供給	定量的効果	耐震性の向上	定性的効果	災害時の安定給水	定性的効果	水圧の確保	定量的効果								
3	八戸圏域水道企業団	安定した水質の水道水供給	定量的効果	耐震性の向上	定性的効果	災害時の安定給水	定性的効果	水圧の確保	定量的効果								
4	津軽広域水道企業団	共同施工のため事業費は格安である	定量的効果	補助金の対象となる。	定性的効果												
5	岩手中部水道企業団	経営基盤の強化	定量的効果	有収率向上に向けた管路施設の適正管理	定性的効果	水道施設の再構築	定量的効果	水道施設の耐震化	定性的効果	取水・導水・浄水施設の再編	定性的効果	危機管理体制の強化	定性的効果				
6	会津若松市	湯川村における取水井の整備費用の削減	定量的効果	会津若松市における給水収益の増加	定量的効果												
7	双葉地方水道企業団	ダム広域水による水の安定供給	定性的効果	施設の統廃合	定性的効果												
9	茨城県南水道企業団	余剰契約水量の削減による配水施設の効率的運用	定性的効果	事業統合による収支状況の改善	定性的効果												
10	芳賀中部上水道企業団	水源の一元化による安定水量の確保と効率的な施設運営	定量的効果	事業統合による費用削減	定量的効果	職員体制の強化により、事務の合理化と迅速性を追求し、専門性を活かしたサービスの提供が可能	定性的効果	災害・事故等の緊急時対応力強化	定性的効果								
11	群馬東部水道企業団	水源及び水道施設の有効活用	定性的効果	水道水の安定供給体制の向上	定性的効果	維持管理費、更新費用の低減	定性的効果	災害対策の推進	定性的効果	事業費の削減	定量的効果						
12	秩父広域市町村圏組合	事業統合による更新費用の削減	定量的効果	職員体制の適正化	定量的効果	財源の確保	定量的効果										
13	かずさ水道広域連合企業	事業統合による費用削減効果	定量的効果	施設の統廃合による施設更新費用の軽減	定量的効果	料金負担の軽減効果	定量的効果										
14	東京都水道局	区部及び多摩地区を一体とする水道需要に基づき水源の確保を図る。	定性的効果	多摩地区における給水普及率を向上させる。	定性的効果	相互融通機能を強化するため、配水連絡管等の抜本的整備拡充を図る。	定性的効果	水道料金等の住民負担は、区部、多摩地区とも同一とし、その均衡を図る。	定性的効果	営業制度その他については、住民福祉の向上と業務の効率的運営に配慮しつつ、漸進的にその改善を図る。	定性的効果						
15	柏崎市	連携先は、漏水時に不安なく水量の確保が図られる	定性的効果	連携先は、水質の不安が解消される	定性的効果	連携先は、専門の水道技術職員の確保の困難性が解消でき技術的課題が解決される	定性的効果	連携元は、給水原単位(給水人口)を増加させることができる。	定量的効果	連携元は、有収水量を増加させることにより料金収入が増える	定量的効果	連携元は、設備投資に要した経費、負担金等、大きな一時的収入が期待できる	定量的効果	連携元は、施設・設備を一体的に管理できる	定性的効果		
17	佐久水道企業団	上水統合に伴いバックアップ機能の強化	定性的効果	水不足地区の解消	定性的効果	隣接しあう簡水の合併、統合により効率的な水の供給	定性的効果	施設の維持管理の合理化	定性的効果								
18	小諸市	圧送による送水であるが、安定した水量の供給が出来た	定性的効果														
19	滋賀県企業庁	組織の一元化、業務の集中化により人員削減を行う	定量的効果	各浄水場からの配水管を連絡管でつなぎ、緊急時等の水融通による危機管理対応の強化を図る	定性的効果	集中管理システムを導入し、3つの浄水場を一元管理することによる運転管理の強化を図る	定性的効果										
20	大阪広域水道企業団	経営の一体化による費用削減	定量的効果	交付金の活用	定量的効果	企業団の技術力・組織力を活用した非常時対応の発揮	定性的効果	人員の適正配置による技術継承問題の解消	定性的効果	技術管理者を中心とした専門技術職による確実な事業運営	定性的効果	水源から蛇口までの総合的な水質管理	定性的効果	新規サービスの導入等によるお客様サービスの維持・向上	定性的効果		
21	大阪広域水道企業団	経営の一体化による事業費削減	定量的効果	経営の一体化による維持管理費削減	定量的効果	交付金の活用	定量的効果	企業団の技術力・組織力を活用した非常時対応の発揮	定性的効果	人員の適正配置による技術継承問題の解消	定性的効果	技術管理者を中心とした専門技術職による確実な事業運営	定性的効果	水源から蛇口までの総合的な水質管理	定性的効果	新規サービスの導入等によるお客様サービスの維持・向上	定性的効果
22	大阪広域水道企業団	経営の一体化による事業費削減	定量的効果	経営の一体化による維持管理費削減	定量的効果	交付金の活用	定量的効果	企業団の技術力・組織力を活用した非常時対応の発揮	定性的効果	人員の適正配置による技術継承問題の解消	定性的効果	技術管理者を中心とした専門技術職による確実な事業運営	定性的効果	水源から蛇口までの総合的な水質管理	定性的効果	新規サービスの導入等によるお客様サービスの維持・向上	定性的効果
23	淡路広域水道企業団	安定給水の確保	定性的効果														
24	磯城郡水道企業団	水道料金の将来的な値上げ幅の抑制	定量的効果	施設統廃合による更新投資の抑制	定量的効果	業務共同化による運営効率化	定性的効果										
25	香川県広域水道企業団	事業統合による費用削減	定量的効果	災害・事故時等の緊急時対応力強化	定性的効果												
26	田川広域水道企業団	供給単価の抑制	定量的効果	水源の集約及び浄水場の統廃合等による水道システムの効率化	定量的効果	窓口業務及び浄水場の業務委託による業務の効率化	定量的効果	水質安全対策の強化	定量的効果	災害・事故対策、危機管理体制の強化	定量的効果	料金滞納整理事務の標準化	定性的効果	料金システム、財務会計システム、マッピングシステムを統一し、業務の効率化	定性的効果		
27	北九州市	水道料金の値下げ【水巻町】	定量的効果	事業統合による費用削減【水巻町】	定量的効果	受託収益の増加【北九州市】	定量的効果	分水の解消【北九州市】	定性的効果	サービスの向上【水巻町】	定性的効果	地域貢献【北九州市】	定性的効果				
28	宗像地区事務組合	事業統合による人件費削減	定量的効果	施設の休廃止に伴う施設運転経費の削減	定量的効果	効率的な水運用	定性的効果										
29	佐賀西部広域水道企業団	人件費の削減	定量的効果	浄水場の統廃合による施設維持管理費の削減	定量的効果	交付金の活用による更新財源の確保	定量的効果	将来の供給単価上昇の抑制	定量的効果	効率的な水運用	定量的効果	管理体制の強化	定性的効果	技術の継承	定性的効果		
30	佐賀東部水道企業団	地盤沈下や水質悪化等の諸問題を内包した地下水源の廃止、安定した水源の確保	定性的効果	広域化による経費削減	定性的効果	技術水準の維持向上と効率的な施設の維持管理・運営	定性的効果	浄水場を2か所に集約することによる設備投資、維持管理費の抑制	定性的効果								

(3) 指標による評価(費用除く)の有無

計画段階における費用を除いた指標による評価の有無について、図 2.13に示す。7事例で費用を除いた指標による評価を実施している。



※回答率は小数点以下の端数により合計が異なる場合あり

図 2.13 指標による評価(費用除く)の有無

(4) 指標による評価

計画段階における費用を除いた指標による評価の内容について、表 2.26に示す。

供給単価や給水原価、施設利用率、施設数、職員数、耐震化率、管路更新率等を評価項目として、評価している。

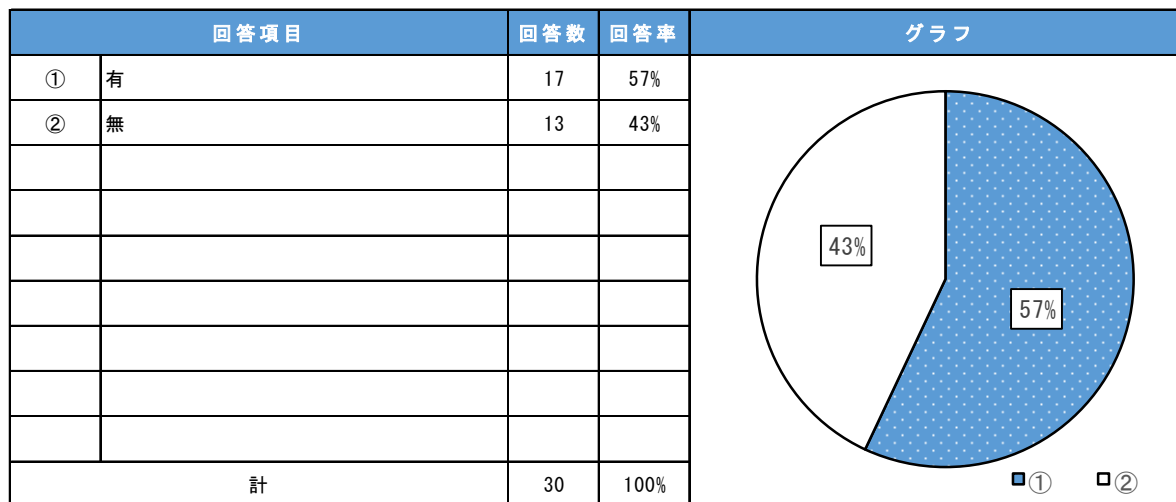
また、単独経営時と広域連携時の効果を比較する評価手法が大半である。全ての事例において、単独経営時と比べ、広域連携時の方が効果的となっている。

表 2.26 指標による効果 (回答があった事業体のみ)

No.	事業体	効果の内容	評価項目	評価期間		評価手法	評価結果		
							指標による効果	広域連携後	単独経営
5	岩手中部水道企業団	経営基盤の強化	供給単価	— 年	2024 ~ —	広域化事業計画においてシミュレーションしたH36の統合時・単独経営時の値を比較する	△4.8~67.8円/m ³	233.2円/m ³	238.0~301.0%円/m ³
			給水原価	— 年	2024 ~ —		△12.3~73.2円/m ³	232.5円/m ³	244.8~305.7円/m ³
6	会津若松市	会津若松市における給水収益の増加	給水収益	— 年	— ~ —	湯川村の給水収益を会津若松市の供給単価に置き換えて収益を算定しかかる費用の差分を効果とする	約2,800万円	約6,000万円	約3,200万円
10	芳賀中部上水道企業団	水源の一元化による安定水量の確保と効率的な施設運営	施設利用率	14 年	2002 ~ 2015	単独経営と広域連携後における施設利用率を算定し、その差分を効果とする。	8.4%	82.7%	74.3%
12	秩父広域市町村圏組合	事業統合による更新費用の削減	施設の削減数	10 年	2016 ~ 2025	統合後の取水施設及び浄水場の削減数	取水施設△15 浄水場△15	取水施設32 浄水場26	取水施設47 浄水場41
		職員体制の適正化	職員数の削減	50 年	2016 ~ 2065	単独と統合後の職員数の比較	△17人	33人	50人
		財源の確保	生活基盤施設耐震化等交付金の確保	10 年	2016 ~ 2025	統合後の交付金の試算	111億円	111億円	0円
13	かずさ水道広域連合企業団	料金負担の軽減効果	供給単価	20 年	2019 ~ 2039	算定した3条4条の費用を用いて財政収支計画を策定収入にあたっては、5年間で料金算定期間として、5年間で赤字等がでないように供給単価で料金を設定し、単独と統合で料金(供給単価)を比較 ※評価結果は、R16~20の5年間の供給単価	△40円/m ³	309円/m ³	349円/m ³
26	田川広域水道企業団	水源の集約及び浄水場の統廃合等による水道システムの効率化	有形固定資産減価償却率	5 年	2023 ~ 2028	事業統合前後における各評価項目を算定し、その差分を効果とする	△6.36%	44.29%	50.65%
			管路経年化率	5 年	2023 ~ 2028		△10.35%	17.68%	28.03%
			管路更新率	5 年	2023 ~ 2028		2.52%	3.04%	0.52%
			有収率	5 年	2023 ~ 2028		3%	85.00%	82%
		窓口業務及び浄水場の業務委託による業務の効率化	職員一人当たり有収水量	5 年	2023 ~ 2028	事業統合前後における職員一人当たり有収水量を算定し、その差分を効果とする	103,953m ³ /人	319,000m ³ /人	215,047m ³ /人
		水質安全対策の強化	水質検査回数	5 年	2023 ~ 2028	事業統合前後における各評価項目を算定し、その差分を効果とする	0回	12回	12回
			利用者満足度	5 年	2023 ~ 2028		2%	50%	48%
災害・事故対策、危機管理体制の強化	耐震化率(管路)	5 年	2023 ~ 2028	事業統合前後における耐震化率(管路)を算定し、その差分を効果とする	16.3%	21.4%	5.1%		
供給単価の抑制	供給単価	10 年	2023 ~ 2032	1市3町及び企業団において、事業統合後及び単独経営を継続した場合における財政シミュレーションを行い、供給単価を算定し、その差分を事業統合の効果として評価。	△8.7円/m ³	227.5円/m ³	236.2円/m ³ (田川市)		
27	北九州市	水道料金の値下げ【水巻町】	水道料金の値下げ率	1 年	2012 ~ 2012	水道料金値下げ率(13ミリ20m ³ /月) 統合前の水巻町水道料金3,797円を100%として水道料金値下げ率を算定。 ※北九州市2,100円	△44.7%	2,100円	3,797円
		受託収益の増加【北九州市】	受託費	1 年	2013 ~ 2013	下水道料金を徴収した件数に単価を乗じて算出	15,800,000円	15,800,000円	0円

(5) 費用削減効果算定の有無

計画段階における費用削減効果算定の有無について、図 2.14に示す。17事例で費用削減効果を算定している。



※回答率は小数点以下の端数により合計が異なる場合あり

図 2.14 費用削減効果算定の有無

(6) 費用削減効果

計画段階における費用削減効果の内容について、表 2.27、表 2.28に示す。

建設改良費、維持管理費、人件費、委託料等を評価項目として、評価している。

また、単独経営時と広域連携時の効果を比較する評価手法が大半である。全ての事例において、単独経営時と比べ、広域連携時の方が効果的となっている。

表 2.27 費用削減効果 (1/2) (回答があった事業者のみ)

No.	事業者	効果の内容	効果算定期間		算定基準年	算定手法	効果算定対象費目	評価結果(円)			
								費用削減効果		広域連携後	単独経営
2	八戸圏域水道企業団	膜処理施設建設と上水道編入の費用比較	20年	2005～2024	2004年	必要経費の積算値を用いたシミュレーション 膜処理施設建設に係る建設改良費と、上水道編入に係る調査・用地取得、配水池建設、管網整備等の比較	建設改良費 その他(委託料)	△380,724,000	58.6%	269,000,000	649,724,000
3	八戸圏域水道企業団	事業統合する場合としない場合の費用比較	40年	2015～2054	2008年	必要経費の積算値を用いたシミュレーション 統合しない場合の抜本的対策となりうる膜ろ過設備導入に係る費用と、企業団上水道からの分水に係る費用の比較(南部町の算出)	建設改良費 維持管理費 人件費	△9,860,000	2.6%	369,460,000	379,320,000
5	岩手中部水道企業団	事業統合による費用削減	14年	2011～2024	—年	その他 企業団及び構成市町において、事業統合後及び単独経営を継続した場合における財政計画シミュレーションを実施し、その差分を経済効果として算定。	建設改良費 維持管理費 人件費 その他(上記以外のすべての費用を含む)	△15,018,274,000	6.9%	203,425,207,000	218,443,481,000
6	会津若松市	湯川村における取水井整備費用の削減	—年	—～—	—年	その他 取水井の整備費用と、配水管の接続費用を算定し、その差分を効果とする。	建設改良費	△1,230,000,000	92.5%	100,000,000	1,330,000,000
10	芳賀中部上水道企業団	事業統合による経費削減	16年	2000～2015	2001年	その他 企業団及び構成町において、事業統合後及び単独経営を継続した場合における財政計画シミュレーションを実施し、その差分を経営効果として算定。	建設改良費 維持管理費 人件費 その他(受水費、減価償却費、支払利息、企業債現金償還金)	△353,283,000	14.0%	2,175,993,000	2,529,276,000
11	群馬東部水道企業団	—	8年	2017～2024	2017年	その他 企業団及び群馬県企業局新田山田水道用水供給事業及び東部地域水道用水供給事業における概算事業費を算定し、垂直統合する場合としない場合の差分を効果として算定。 概算事業費：施設規模に施工単価を乗じる方法で算定。	建設改良費	△267,390,000,000	35.1%	494,690,000,000	762,080,000,000
12	秩父広域市町村圏組合	事業統合による更新費用の削減	50年	2016～2065	2013年	アセットマネジメント アセットマネジメント簡易支援ツールのほか、施設・設備の施設更新費用については、「水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き、厚生労働省」に示されている費用関数を用いて算定する。また、小規模施設の更新費用については、メーカーヒアリング調査を実施し、設定する。	建設改良費	△11,900,000,000	11.5%	91,700,000,000	103,600,000,000
		職員体制の適正化	50年	2016～2065	2011～2014年の平均値	必要経費の積算値を用いたシミュレーション 実績値等をもとに人件費削減額を試算	人件費	△7,400,000,000	28.1%	18,900,000,000	26,300,000,000
13	かずさ水道広域連合企業団	事業統合による費用削減効果	20年	2019～2039	2010～2014年の実績平均値	その他 システムの統一、委託の拡大、人件費の削減等の効果を3条費用の20年間の年平均削減額で比較	その他(3条の費用(長期前受金戻入を除く))	△1,084,450,000	11.1%	8,681,450,000	9,765,900,000
		施設の統廃合による施設更新費用の軽減	20年	2019～2039	—年	その他 管、施設、設備などの更新対象に合わせて、過去実績や厚生労働省で公表しているツールで費用を算出し、全てを更新する単独と統合により更新が不要になった事業費を比較 管路：「水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き平成23年12月」による費用関数をベースに平成25年度実績単価で補整 配水池：「水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き平成23年12月」による費用関数で設定 その他：過去の投資額をH23年度のデフレーターに換算して計上	建設改良費	△2,770,000,000	3.9%	68,390,000,000	71,160,000,000
19	滋賀県企業庁	組織の一元化、業務の集中化により人員削減を行う	2年	2010～2011	2010年	その他 事業統合による組織の一元化、業務の集中化により、75人(事業統合前)の人員を70人(事業統合後)に削減。	人件費	△51,816,000	6.7%	725,130,000	776,946,000
20	大阪広域水道企業団	経営の一体化による費用削減	40年	2013～2052	2013年	アセットマネジメント アセットマネジメント簡易支援ツールを用いたシミュレーション 今後40年間の市町村水道の事業費について、単独経営と統合時の財政計画シミュレーションを実施し、その差分を効果として算定。 ・更新事業費：施設整備計画で検討した最適配置(アセット及びダウンサイジング)に基づき算定。 ・維持管理費は平成25年度の実績値で算定。 ・人件費は平成25年度実績値で算定(組織統合による削減効果は算定せず)	建設改良費 その他(減価償却費、支払利息、企業債還元金償還金)	△2,225,000,000	11.3%	17,538,000,000	19,763,000,000
		交付金の活用	10年	2017～2026	2013年	アセットマネジメント アセットマネジメント簡易支援ツールを用いたシミュレーション 上記シミュレーション内において、平成29～令和8年度の10年間について、施設整備事業費の1/3の財源に国の交付金を見込み、総額(充当額)を効果として算定。	その他(交付金)	1,626,000,000	—	1,626,000,000	0

表 2.28 費用削減効果 (2/2) (回答があった事業体のみ)

No.	事業体	効果の内容	効果算定期間		算定基準年	算定手法	効果算定対象費目	評価結果(円)			
								費用削減効果		広域連携後	単独経営
21	大阪広域水道企業団	経営の一体化による事業費削減	40年	2015～2054	2015年	アセットマネジメント簡易支援ツールを用いたシミュレーション 今後40年間の市町村水道の事業費について、単独経営と統合時の財政計画シミュレーションを実施し、その差分を効果として算定。 ・更新事業費：施設整備計画で検討した最適配置（アセット及びダウンサイジング）に基づき算定。	建設改良費	△4,113,000,000	6.7%	57,011,000,000	61,124,000,000
		経営の一体化による維持管理費削減	40年	2015～2054	2015年	アセットマネジメント簡易支援ツールを用いたシミュレーション 今後40年間の市町村水道の事業費について、単独経営と統合時の財政計画シミュレーションを実施し、その差分を効果として算定。 ・維持管理費：原則平成27年度の決算値を採用するが、施設の統廃合等による動力費、委託費等の増減を考慮。	維持管理費	△2,673,000,000	9.4%	25,789,000,000	28,462,000,000
		交付金の活用	10年	2019～2028	2015年	アセットマネジメント簡易支援ツールを用いたシミュレーション 上記シミュレーション内において、平成31～令和10年度の10年間について、施設整備事業費の1/3の財源に国の交付金を見込み、総額（充当額）を効果として算定。	その他（交付金）	3,156,000,000	—	3,156,000,000	0
22	大阪広域水道企業団	経営の一体化による事業費削減	40年	2018～2057	2017年	アセットマネジメント簡易支援ツールを用いたシミュレーション 今後40年間の市町村水道の事業費について、単独経営と統合時の財政計画シミュレーションを実施し、その差分を効果として算定。 ・更新事業費：施設整備計画で検討した最適配置（アセット及びダウンサイジング）に基づき算定。	建設改良費	△1,865,000,000	3.0%	61,052,000,000	62,917,000,000
		経営の一体化による維持管理費削減	40年	2018～2057	2018年	アセットマネジメント簡易支援ツールを用いたシミュレーション 今後40年間の市町村水道の事業費について、単独経営と統合時の財政計画シミュレーションを実施し、その差分を効果として算定。 ・維持管理費：原則平成30年度の決算値を採用するが、施設の統廃合等による動力費、委託費等の増減を考慮。	維持管理費	△448,000,000	1.5%	29,386,000,000	29,834,000,000
		交付金の活用	10年	2021～2029	2018年	アセットマネジメント簡易支援ツールを用いたシミュレーション 上記シミュレーション内において、令和3～令和12年度の10年間について、施設整備事業費の1/3の財源に国の交付金を見込み、総額（充当額）を効果として算定。	その他（交付金）	4,078,000,000	—	4,078,000,000	0
24	磯城郡水道企業団	経営の一体化による費用削減	30年	2017～2046	—年	その他 企業団及び構成町において、経営の一体化後及び単独経営を継続した場合における財政シミュレーションを実施し、その差分を経済効果として算定。	建設改良費 維持管理費 その他（受水費）	△1,441,565,000	7.8%	17,092,579,000	18,534,144,000
25	香川県広域水道企業団	事業統合に伴う費用削減	26年	2018～2043	2015年	必要経費の積算値を用いたシミュレーション 企業団及び構成市町において、事業統合後及び単独経営を継続した場合における財政計画シミュレーションを実施し、計画目標年次までの建設改良費、維持管理費、人件費を算出し、差分を経済効果として算定。	建設改良費 維持管理費 人件費	△24,124,881,000	5.5%	413,215,562,000	437,340,443,000
27	北九州市	事業統合による費用削減【水巻町】	1年	2013～2013	2010年	必要経費の積算値を用いたシミュレーション 水巻町は事業統合に伴い水道事業を廃止することから、水道職員（4名分）の削減を効果とした。	人件費	△30,000,000	100.0%	0	30,000,000
28	宗像地区事務組合	事業統合による人件費削減	10年	2010～2019	—年	その他 事務組合及び構成市において、事業統合の場合及び単独経営を継続した場合における財政計画シミュレーションを実施し、その差分を経済効果として算定。 営業費用（職員給与）の差を経済効果として算定	人件費	△1,424,134,000	39.3%	2,198,000,000	3,622,134,000
		施設の休廃止に伴う施設運転経費の削減	10年	2010～2019	—年	必要経費の積算値を用いたシミュレーション 事務組合及び構成市において、事業統合の場合及び単独経営を継続した場合における財政計画シミュレーションを実施し、その差分を経済効果として算定。 営業費用（経費）の差を経済効果として算定	維持管理費	△9,376,568,000	40.2%	13,958,817,000	23,335,385,000
29	佐賀西部広域水道企業団	事業統合による費用削減	40年	2020～2059	2014年	必要経費の積算値を用いたシミュレーション 企業団及び構成団体において、事業統合後及び単独経営を継続した場合における財政計画シミュレーションを実施し、その差分を経済効果として算定した。	建設改良費 維持管理費 人件費 その他（減価償却費、支払利息、受水費）	△27,990,000,000	14.9%	159,992,000,000	187,982,000,000

(7) 計画段階における課題と解決策

計画段階における課題と解決策について、表 2.29、表 2.30に示す。

主な課題は、出資金・負担金の負担割合の設定、水道料金の統一・料金値上げの住民理解、議員定数の構成団体への配分、広域連携後の職員体制、水道施設整備水準の格差、法規制（水利権）、下水道事業の取扱等が挙げられる。

主な解決策は、出資金・負担金の負担割合に関する課題に対しては、認可水量等で調整、水道料金に関する課題に対しては、審議会等を実施し、料金を決定や段階的な料金改定、職員体制に関する課題に対しては、各市町からプロパー職員で募集、整備水準の格差に関する課題に対しては、統合時における施設水準を設定して格差解消を図る、下水道事業の取扱に関する課題に対しては、一部事務組合（企業団）へ移管せず旧事業体で実施等が挙げられる。

表 2.29 計画段階における課題と解決策 (1/2) (回答があった事業者のみ)

No.	事業者	課題	解決策
1	中空知広域水道企業団	(1)水源費・施設費・拡張分施設費の出資金・負担金の負担割合。 (2)水道料金の統一。 (3)議員定数の構成団体への配分。	(1)新たに加入した奈井江町の負担割合を認可水量等の割合で調整し、既存の3市の出資金・負担金を減額とした。 (2)統合後2年間は旧料金を継続、H20.4に料金統一することとした。既存3市は料金が上がらないことを前提とし、新料金に基づく経営計画等を水道料金審議会、議会調査特別委員会に提示・議論し、議会議決を経て決定した。 (3)統合前の3市の定数をそれぞれ1名減し、新たに加入した奈井江町を2名とすることにより、統合後の定数を13名とした。(従来14名)但し、任期中のためH19.4の改選までは、奈井江町の定数を1名とし、合計15名を暫定的な定数とした。
2	八戸圏域水道企業団	1) 島守水源のクリプトスポリジウム汚染のおそれ 2) 島守地区簡易水道施設の耐震性の低さ	1) 水源の変更(島守水源⇒白山浄水場) 2) 新島守配水池の建設、配水管の新設
3	八戸圏域水道企業団	平成19年に二又簡水原水から大腸菌群が検出	八戸圏域水道企業団からの分水(二又水源⇒白山浄水場)
4	津軽広域水道企業団	有	1996年9月 水道料金改定(統一)
5	岩手中部水道企業団	広域連携後の水道料金の設定、費用負担の設定、広域連携後の職員体制	住民への水道料金説明会、関係事業者への説明会、各市町からプロパー職員になるかたちでの募集、旧企業団職員は継続雇用
7	双葉地方水道企業団	1. 水道料金の統一化 2. 営業所の統廃合 3. 水道施設整備水準の格差	1. 段階的な料金改定・審議会の開催・町や住民への説明 2. 段階的な機構改革の実施 3. 統合時における施設水準を設定し格差解消を図った(老朽施設更新や石綿管更新等)
9	茨城県南水道企業団	・統合に際して必要となる、施設整備や営業業務統一のためのコスト。 ・業務の負荷の増加。 ・統合後の水道料金。	・利根町水道事業から引き継ぐ内部留保資金。 ・業務負荷については、母体となる企業団が有する運営基盤により、十分対応が可能。 ・水道料金を統一する時期については、茨城県南水道企業団議会において協議。
10	芳賀中部上水道企業団	有	水道料金の調整、他会計補助金及び出資金等の格差の調整、組織及び職員構成について、構成町との各種会議により協議・決定した。
11	群馬東部水道企業団	広域連携後における3市5町の水道料金の統一、広域連携後の群馬県企業局との連携	財政シュミレーションによる結果に基づいた水道料金の統一、群馬県企業局との協議のうえ、垂直統合の実施
13	かずさ水道広域連合企業団	10年間は、4市域で水道料金を統一せずセグメントで管理、10年後に料金統一する計画であるが、料金が値上げとなる団体と値下げとなる団体があり、値上げする市域の住民に理解が得られるかが課題である。	将来の料金値上げや統一に備えて、水道審議会を組織したところである。
14	東京都水道局	施設の整備水準や費用負担等の条件整備	都営水道への一元化に必要な施設整備は、各団体の努力を原則とするが、これまでの経緯や地域特性などを総合的に勘案し、必要に応じて財政上の措置を検討
15	柏崎市	1 経費負担 2 法規制 3 連携先施設の取扱い	1 経費負担(工事費、既存施設・設備投資に対する応分の負担、水道料金のあり方) 連携先に直接係る工事費・経費は連携先が負担する。その他の工事費は連携先と数字を精査し、合理的な負担額を詰めて協議していくこととした。 2 法規制(水利権、議会議決その他手続き) 水利権について、新潟県と協議を進めた。連携元、連携先双方に議会議決等の手続の必要があるため、連絡を密にし調整した。 3 連携先施設の取扱い 現有施設を無償で引継ぎ、不要施設は廃止した。

表 2.30 計画段階における課題と解決策 (2/2) (回答があった事業者のみ)

No.	事業者	課題	解決策
20	大阪広域水道企業団	耐用年数を経過した老朽化施設が大幅に増加。	施設の最適配置による一部施設の統廃合やダウンサイジングを行うとともに府補助金を活用。業務の一元化等による効率化や、企業団の持つ組織力（人的資源）等の活用。
21	大阪広域水道企業団	給水人口の減少、更新費用の増加に伴う給水原価の上昇。	
22	大阪広域水道企業団	技術職員の確保が難しい状況であり技術継承が困難。	
23	淡路広域水道企業団	厳しい経営環境の中、お客さまサービスの維持が困難。	
24	磯城郡水道企業団	①下水道事業の取り扱いについて ②県域水道一体化への対応について	水道料金シミュレーションの実施 ①(1)下水道事業については、一部事務組合（企業団）へ移管せず各町で実施する。 (2)料金徴収等、既に水道担当部局で実施している業務については一部事務組合（企業団）への委託の形で実施することとし、委託項目の拡大についても検討する。 ②(1)奈良県では、平成30年4月に上水道事業を経営する28市町村が参加する県域水道一体化検討会を設置し、県域水道一体化の検討を進めている。磯城郡の広域化は県域水道一体化に向けたモデルケースとして位置づけられていることから、県域水道一体化への参加を見据えて検討を進めている。今後も奈良県及び他の市町村と連携を取り、県域水道一体化の動きを踏まえて検討を進める。
27	北九州市	①各種システムの統合。 ②施設水準の格差解消。 ③各種制度の違い。 ④事業統合後の円滑な事業運営。	①事業統合前に水巻町から委託を受け、北九州市が必要なシステム改修を実施した。 ②事業統合後に、北九州市が施設水準の格差解消を行った。資金手当てとして、国庫補助金や水巻町水道事業の余剰資金だけでは不足するため、事業統合後も一定期間水巻町の水道料金を据え置いた。 ③北九州市の制度に一元化することとし、制度変更に伴う関係者への説明会や広報誌の配布などを事前実施した。 ④統合直後の一時的なサービス低下を回避するため、現状を熟知している水巻町担当職員の配置を依頼（2年間）した。 水巻町職員が、水道の問合せを北九州市の担当部署に円滑に取り次げるように、業務案内本を作成した。
28	宗像地区事務組合	有	職員減による人件費の抑制、市域を越えた効率的な水運用、老朽施設の廃止、水道料金シミュレーションの実施
29	佐賀西部広域水道企業団	・ 広域連携後の水道料金の設定 ・ 事業統合後の職員体制 ・ 施設整備計画及び費用負担 ・ 資産、業務の引継 ・ 条例、規則及び各種ルールの一統	・ 水道料金改定シミュレーションの実施 ・ 統合事業者の担当者が参加する専門部会にて協議を実施
30	佐賀東部水道企業団	広域化後の事業主体が決まらず、県営も困難な状況があった。	受水者を構成団体とする企業団を設立した。

2.5.5 広域連携（実績）の内容

広域連携の実績の内容について、表 2.31、表 2.32に示す。

表 2.31 広域連携（実績）の内容（1/2）

No.	事業体	課題
1	中空知広域水道企業団	中空知広域水道企業団（昭和58年事業認可）で平成2年より行っていた、滝川市・砂川市・歌志内市への用水供給事業から、奈井江町を加えた形で水道事業へと垂直統合を図り、平成18年4月に水道事業へと事業認可を受け、末端給水を実現、平成20年4月には料金を統一した。
2	八戸圏域水道企業団	基本的に計画通り行ったが、「配水池容量を400㎡に増量」「管路の口径変更」を行った。
3	八戸圏域水道企業団	基本的に計画通り行ったが、事業統合は平成26年4月に前倒しで行った。
4	津軽広域水道企業団	水源を津軽ダムに求めていたが、津軽圏域における水需要の見直しにより余剰水量が発生したため津軽ダムを撤退（H19.8.21変更告示）し、浅瀬石川ダムを水源とする津軽広域水道企業団津軽事業部から受水する計画に変更した。
6	会津若松市	当初計画とおり
7	双葉地方水道企業団	回答なし
8	相馬地方広域水道企業団	回答なし
9	茨城県南水道企業団	水道事業収益においては、予測していたほどの増収とはっていない状況にあり、水道事業費用においては、予想以上に修繕による負担が発生している。 また、4条において、引継ぎした老朽化資産の更新に、多額の投資を要している。
10	芳賀中部上水道企業団	本計画については、基本的に当初計画の目的に基づき施設整備を実施した。ただし、老朽化施設の更新や漏水多発管路の更新などの対応により、当初計画のスケジュールにより遅れが生じ、以下の内容について計画変更を実施。 ・配水本管拡張の遅れに伴い西田井水源及び浄水場の廃止延期 ・予備としていた赤羽水源及び浄水場廃止 ・益子送水ポンプ場の新設延期 ・赤羽浄水場廃止に伴い伊許山送水ポンプ場を新設
11	群馬東部水道企業団	基本計画の目的に基づき施設整備を実施中。 内容については以下のとおり ・水源及び水道施設の有効活用（施設統廃合） ・安定供給体制の向上（施設間の水融通体制の構築） ・維持管理費・更新費用の低減（施設数削減による維持管理費の削減） ・災害対策の推進（施設間の水融通体制の構築）
12	秩父広域市町村圏組合	最新の水需要予測、更新需要等を踏まえ、以下の点を中心に当初計画のローリングを実施した。 ・管網解析の再実施 ・過去工事実績等を参考に、より現実的な整備費用と財源の算出
13	かずさ水道広域連合企業団	実績なし。 （※20年にわたる長期スパンの計画であるため、現状ではまだ実績を公表する段階にありません。）
14	東京都水道局	昭和48年11月1日から現在までに、計画対象31市町のうち28市町の水道事業の都営一元化が実現した（秋川市と五日市町とが平成7年9月1日付けで合併し、あきる野市となったこと及び田無市と保谷市とが平成13年1月21日付けで合併し、西東京市となったことにより、現在で計画対象29市町、都営水道26市町となっている。）。 なお、現在、計画対象市町のうち都営水道に一元化されていない市は、武蔵野市、昭島市及び羽村市の3市となっている。 この3市は、平成12年に当局が実施した「水道事業の都営一元化に関する意向の再確認」に対し、それぞれ「当面は市の事業として運営し、一元化については市が進めている主要な施設整備が完了する段階又は一元化に関する市民のコンセンサスが得られる段階で検討する。」旨の意向を示している。
15	柏崎市	「VI 広域連携(計画)の内容」-「1 広域連携の概要」のとおり
16	東部地域広域水道企業団	回答なし
17	佐久水道企業団	広域連携の概要のとおり
18	小諸市	当初計画では平成26年4月の事業統合の予定であったが、一部の利用者から水質が変わるとの意見があり、理解を得るため1年遅らし、平成27年4月の事業統合となった。

表 2.32 広域連携（実績）の内容（2/2）

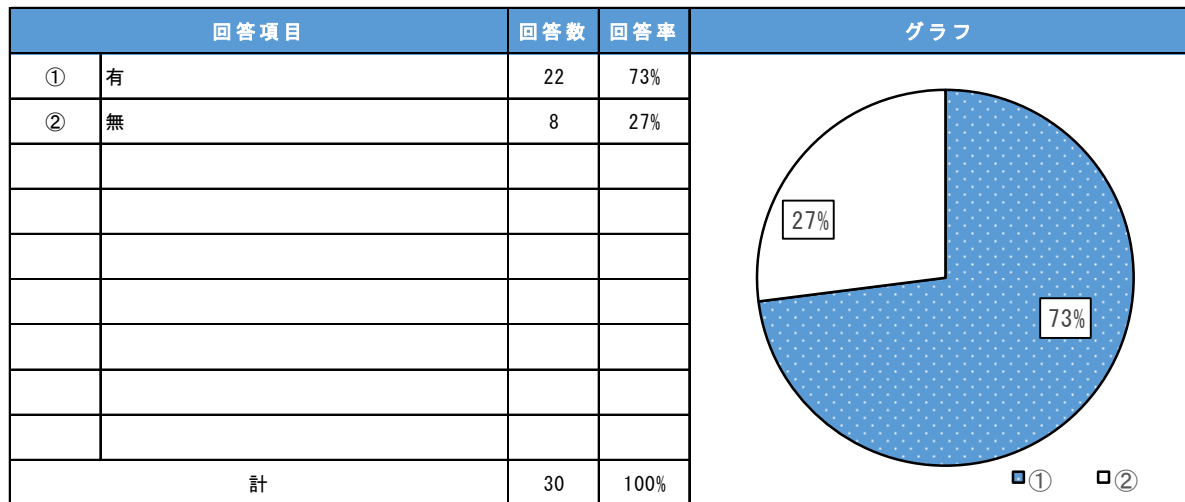
No.	事業体	課題
19	滋賀県企業庁	平成8年度時点では、南部上水については水需要の増加を見込んで拡張事業を予定していたが、平成21年度に再評価を行ったところ、水需要の減少や事業統合に合わせ整備した緊急連絡管による水融通を行うことで現有施設で今後見込まれる水需要に対応できることから、浄水場の拡張工事は当面行わないこととした。
20	大阪広域水道企業団	当初計画を踏襲した経営戦略に基づき、6年目の施設整備を実施中。 統合効果である専門技術職の最適配置に伴い、現場における技術力のボトムアップが図られ、新規事業の着実な推進に繋がっている。また、既存施設の点検を含めた施設整備計画の詳細な検討を実施することが可能となったため、施工時期の優先度について見直しを行った。 その結果、アセットに基づく設備系の更新事業については、実際の老朽度・危険度等に基づき、適切な施工時期の見直しを行い、一部の工事については施工時期の入替え等を実施。 また、施設の統廃合に基づく最適配置計画についても、今後、技術力に基づく詳細な検討を進めて行く予定。
21	大阪広域水道企業団	当初計画を踏襲した経営戦略に基づき、施設整備を実施中。 統合効果である専門技術職の最適配置に伴い、現場における技術力のボトムアップが図られ、新規事業の着実な推進に繋がっている。また、既存施設の点検を含めた施設整備計画の詳細な検討を実施することが可能となったため、施工時期の優先度について見直しを行った。
22	大阪広域水道企業団	その結果、アセットに基づく設備系の更新事業については、実際の老朽度・危険度等に基づき、適切な施工時期の見直しを行い、一部の工事については施工時期の入替え等を実施した。 また、施設の統廃合に基づく最適配置計画についても、今後、技術力に基づく詳細な検討を進めて行く予定である。
23	淡路広域水道企業団	平成11年12月より本土導水等により、淡路地域の給水制限はなくなった。
24	磯城郡水道企業団	今年度が広域化の初年度であるため未検証。
25	香川県広域水道企業団	基幹浄水場間の原水連絡管等について、整備を実施しているところである。
26	田川広域水道企業団	令和5年4月1日から事業統合予定（当初計画から変更なし）。
27	北九州市	当初計画どおり、事業統合を実施した。
28	宗像地区事務組合	当初計画どおり
29	佐賀西部広域水道企業団	2020年4月から、佐賀西部広域水道企業団の構成団体の水道事業を統合し、新たに佐賀西部広域水道企業団水道事業の経営を開始した。 2021年度から、交付金を活用し施設整備を開始した。
30	佐賀東部水道企業団	1976年8月1市10町2村にて水道用水供給事業を開始。1985年2月構成市町村のうち8町村（千代田町・神埼町・三田川町・東脊振村・中原町・北茂安町・三根町・上峰村）へ用水の供給を開始し、同年4月基山町への用水供給を開始した。その後、諸富町へは1987年11月、佐賀市へは1992年4月暫定通水を開始した。 1996年3月には創設工事が完了し、4月から構成市町村全体への用水供給を行った。 用水の全面通水に伴い、1996年3月末には諸富浄水場を、1997年3月末には川副浄水場を廃止した。 用水供給料金については、構成市町村間での弾力的な水運用を行う必要に迫られたことから、1992年4月からそれまでの責任水量の考え方を改め、過去3か年間使用実績により3年毎に水量を見直す協定水量制を施行した。

2.5.6 広域連携の効果（実績）

(1) 効果の有無

実績段階における効果の有無について、図 2.15に示す。効果があると回答した事例は22事例である。

「無」の回答については、施設の統廃合等の事業を実施途中であり、効果は未算定であるため、無しと回答している事例が大半であり、効果が無いことを示しているわけではない。



※回答率は小数点以下の端数により合計が異なる場合あり

図 2.15 効果の有無

(2) 効果の内容

実績段階における効果の内容について、表 2.33に示す。

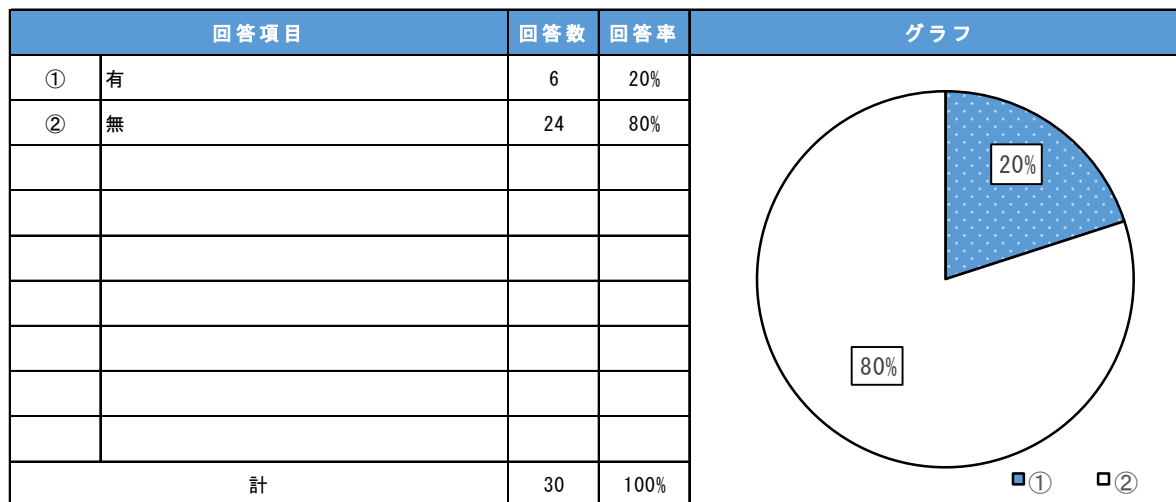
効果の内容は、計画段階とほぼ同様である。

表 2.33 効果の内容 (回答があった事業者のみ)

No.	事業者	効果													
1	中空知広域水道企業団	事務費の縮減	定量的効果	建設改良費の適正執行	定量的効果	水道料金の引下げ	定量的効果								
2	八戸圏域水道企業団	安定した水質の水道水の供給	定量的効果	耐震性の向上	定性的効果	災害時の安定給水	定性的効果	水圧の確保	定量的効果						
3	八戸圏域水道企業団	安定した水質の水道水の供給	定量的効果	耐震性の向上	定性的効果	災害時の安定給水	定性的効果	水圧の確保	定量的効果						
5	岩手中部水道企業団	経営基盤の強化	定性的効果	有収率向上に向けた管路施設の適正管理	定性的効果	水道施設の再構築	定量的効果	水道施設の耐震化	定性的効果	取水・導水・浄水施設の再編	定性的効果				
6	会津若松市	湯川村における取水井の整備費用の削減	定量的効果	会津若松市における給水収益の増加	定量的効果										
7	双葉地方水道企業団	施設の統合	定性的効果	ダム広域水による水の安定供給	定性的効果	人員の削減	定量的効果								
8	相馬地方広域水道企業団	回答なし													
9	茨城県南水道企業団	余剰契約水量の削減による配水施設の効率的運用	定性的効果	事業統合による収支状況の改善	定性的効果										
10	芳賀中部上水道企業団	水源の一元化による安定水量の確保と効率的な施設運営	定量的効果	事業統合による費用削減	定量的効果	職員体制の強化により、事務の合理化と迅速性を追求し、専門性を活かしたサービスの提供が可能	定性的効果	災害・事故等の緊急時対応力強化	定性的効果						
11	群馬東部水道企業団	水源及び水道施設の有効活用	定性的効果	水道水の安定供給体制の向上	定性的効果	維持管理費、更新費用の低減	定性的効果	災害対策の推進	定性的効果	事業費の削減	定量的効果				
14	東京都水道局	区部及び多摩地区を一体とする水道需要に基づき水源を確保することが可能。	定性的効果	多摩地区における給水普及率を向上。	定性的効果	相互融通機能を強化。	定性的効果	水道料金等の住民負担を、区部、多摩地区とも同一とし、均衡を実現。	定性的効果	住民福祉の向上と業務の効率的運営の改善。	定性的効果	料金支払、届出、相談窓口などの手続が市町を越えて実施可能。	定性的効果	市町域にとらわれずに適正な配水区域を設定することが可能。	定性的効果
15	柏崎市	水道料金値上げ抑制	定量的効果	給水人口の増加	定量的効果	給水人口が増加することにより有収水量が増える	定量的効果								
16	東部地域広域水道企業団	簡易水道18事業の統合による料金格差・維持管理の均一化	定性的効果	未普及地域(300件程度)の解消	定性的効果	災害・事故等の緊急時における対応力の向上 水道事業専門職員の組織による迅速な対応がなされるようになった。	定性的効果	民間活用(営業窓口業務)職員人事による移動がないため、ノウハウが蓄積されお客様サービスが向上した	定性的効果	民間活用(給水装置管理業務)給水装置の検査及び管理について、民間企業による均一な対応が行われており管理水準が向上した。	定性的効果				
17	佐久水道企業団	上水統合に伴いバックアップ機能の強化	定性的効果	水不足地区の解消	定性的効果	隣接しあう簡水の合併、統合により効率的な水の供給	定性的効果	施設の維持管理の合理化	定性的効果						
18	小諸市	圧送による送水であるが、安定した水量の供給が出来た	定性的効果												
19	滋賀県企業庁	組織の一元化、業務の集中化により人員削減を行った	定量的効果	各浄水場からの配水管を連絡管でつなぎ、緊急時等の水融通による危機管理対応の強化を図った	定性的効果	集中管理システムを導入し、3つの浄水場を一元管理することによる運転管理の強化を図った	定性的効果								
23	淡路広域水道企業団	安定給水の確保	定性的効果												
25	香川県広域水道企業団	緊急時の対応(給水車の手配等)がスムーズになった。	定性的効果												
27	北九州市	水道料金の値下げ【水巻町】	定量的効果	事業統合による費用削減【水巻町】	定量的効果	受託収益の増加【北九州市】	定量的効果	分水の解消、地域貢献【北九州市】	定性的効果	サービスの向上【水巻町】	定性的効果				
28	宗像地区事務組合	事業統合による人件費削減	定量的効果	施設の休廃止に伴う施設運転経費の削減	定量的効果	効率的な水運用	定性的効果	国庫補助事業(広域化補助)の採択による事業費負担の軽減	定量的効果						
29	佐賀西部広域水道企業団	交付金の活用による更新財源の確保	定量的効果												
30	佐賀東部水道企業団	地盤沈下や水質悪化等の諸問題を内包した地下水水源の廃止、安定した水源の確保	定性的効果	広域化による経費削減	定性的効果	技術水準の維持向上と効率的な施設の維持管理・運営	定性的効果	浄水場を2か所に集約することによる設備投資、維持管理費の抑制	定性的効果						

(3) 指標による評価(費用除く)の有無

実績段階における費用を除いた指標による評価の有無について、図 2.16に示す。6 事例で費用を除いた指標による評価を実施している。



※回答率は小数点以下の端数により合計が異なる場合あり

図 2.16 指標による評価(費用除く)の有無

(4) 指標による評価

実績段階における費用を除いた指標による評価の内容について、表 2.34に示す。

水道料金、施設利用率、耐震化率等を評価項目として、評価している。

また、単独経営時と広域連携時の効果を比較する評価手法が大半である。全ての事例において、単独経営時と比べ、広域連携時の方が効果的となっている。

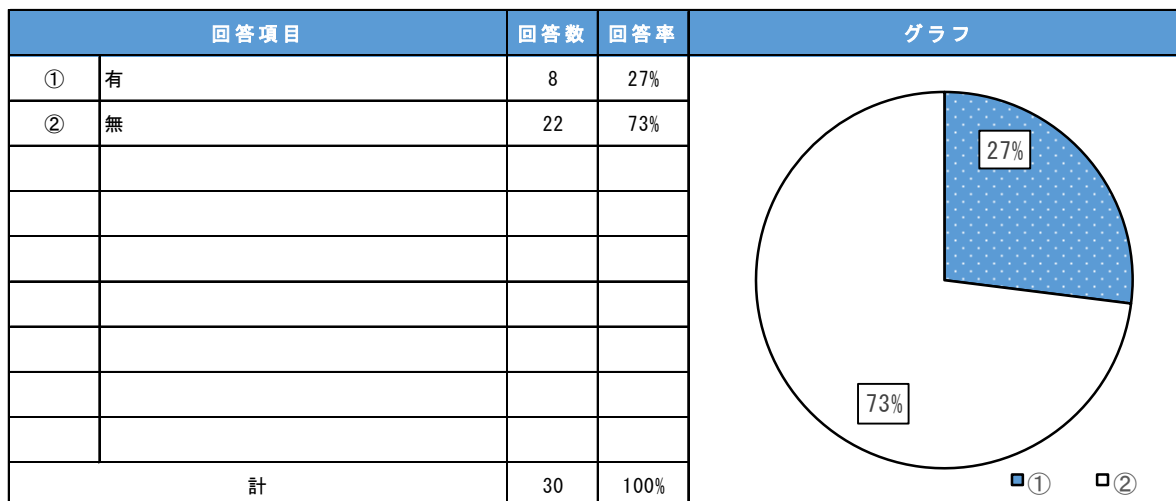
表 2.34 指標による効果 (回答があった事業体のみ)

No.	事業体	効果の内容	評価項目	評価期間		評価手法	評価結果		
							指標による効果	広域連携後	単独経営
1	中空知広域水道企業団	水道料金の引下げ	水道料金	7年	2006～2013	事業統合時に作成した単独経営を継続した場合のシミュレーションと、統合後、H20に実施した料金改定などを踏まえた実績値の差分を求め、効果額を算出した。水道料金については、当企業団にとっては収入減となるが、利用者にとっても直接的なメリットにつながるものであり、ほとんどの水道利用者の水道料金が引き下げとなり、トータルで約7.4%の水道料金の圧縮となった。	△987,859,000	12,286,175,000	13,274,034,000
5	岩手中部水道企業団	経営基盤の強化	料金回収率	8年	2014～2021	統合前と広域連携後における率を比較し、その差分を効果とする。	4.1～20.5%	107.5%	87.0～103.4%
		有収率向上に向けた管路施設の適正管理	有収率	8年	2014～2021		7.40%	87.1%	79.70%
		水道施設の耐震化	管路の耐震管率	8年	2014～2021		8.5～16.3%	23.4%	7.1～14.9%
		水道施設の耐震化	浄水施設の耐震化率	7年	2015～2021	統合直後の年度と現在の率を比較し、その差分を効果とする。	△7.9%	40.4%	48.30%
6	会津若松市	会津若松市における給水収益の増加	—	—	—	湯川村の給水収益を会津若松市の供給単価に置き換えて収益を算定しかかる費用の差分を効果とする。	約2,800万円	約6,000万円	約3,200万円
9	茨城県南水道企業団	余剰契約水量の削減による配水施設の効率的運用	施設利用率	2年	2011～2012	単独経営と広域連携後における施設利用率を算定し、その差分を効果とする。	10.1%	79.8%	69.7%
		事業統合による保有現金の増加	流動比率	2年	2011～2012	単独経営と広域連携後における流動比率を算定し、その差分を効果とする。	256.7%	553.1%	296.4%
10	芳賀中部上水道企業団	水源の一元化による安定水量の確保と効率的な施設運営	施設利用率	14年	2002～2015	単独経営と広域連携後における施設利用率を算定し、その差分を効果とする。	4.8%	79.1%	74.3%
27	北九州市	水道料金の値下げ【水巻町】	水道料金値下げ率	1年	2012～2012	水道料金値下げ率（13ミリ20㎡/月） 統合前の水巻町水道料金3,797円を100%として水道料金値下げ率を算定。 ※北九州市2,100円	△44.7%	2,100円	3,797円
		受託収益の増加【北九州市】	受託費	1年	2013～2013	下水道料金を徴収した件数に単価を乗じて算出	16,686,072円	16,686,072円	0円

(5) 費用削減効果算定の有無

実績段階における費用削減効果算定の有無について、図 2.17に示す。8事例で費用削減効果を算定している。

「無」の回答については、施設の統廃合等の事業を実施途中であり、効果は未算定であるため、無しと回答している事例が大半であり、効果が無いことを示しているわけではない。



※回答率は小数点以下の端数により合計が異なる場合あり

図 2.17 費用削減効果算定の有無

(6) 費用削減効果

実績段階における費用削減効果の内容について、表 2.35に示す。

建設改良費、維持管理費、人件費、委託料等を評価項目として、評価している。

また、単独経営時と広域連携時の効果を比較する評価手法が大半である。全ての事例において、単独経営時と比べ、広域連携時の方が効果的となっている。

表 2.35 費用削減効果 (回答があった事業体のみ)

No.	事業体	効果の内容	効果算定期間		算定基準年	算定手法	効果算定対象費目	評価結果(円)			
								費用削減効果		広域連携後	単独経営
1	中空知広域水道企業団	事務費の削減	7年	2006～2013	2006年	必要経費の積算値を用いたシミュレーション 事業統合時に作成した単独経営を継続した場合のシミュレーションと、実際の統合後の実績値の差分を求め、効果額を算出した。具体的には、統合を行わなかった場合の3市1町の試算に加え、用水供給事業を行っていた企業団の収益的支出を合算する形で比較し、企業団の用水供給事業による収入は、構成市町の受水費と見合うため収支相殺の上除算、さらに非現金支出分も除算して比較した。	維持管理費	△972,762,000	17.3%	4,642,529,000	5,615,291,000
		建設改良費の適正執行	7年	2006～2013	2006年	必要経費の積算値を用いたシミュレーション 企業団及び構成市町において、事業統合後及び単独経営を継続した場合における財政計画シミュレーションを実施し、その差分を経済効果として算定。	建設改良費	1,610,004,000	-53.3%	4,633,236,000	3,023,232,000
5	岩手中部水道企業団	浄水施設廃止による将来的な費用削減	50年	2018～2068	2018年	その他 H30時点で廃止した浄水施設について、更新した場合に係る建設費及び運転費用を効果額とする。	建設改良費 維持管理費	△2,450,000,000	100.0%	0	2,450,000,000
6	会津若松市	湯川村における取水井整備費用の削減	—年	—～—	—年	その他 取水井の整備費用と、配水管の接続費用を算定し、その差分を効果とする。	建設改良費	△1,260,000,000	94.7%	70,000,000	1,330,000,000
8	相馬地方広域水道企業団	水道施設全般の統廃合による経費削減	—年	—～—	—年	その他 単独経営の実績と事業統合した後の実績を算定し、その差額を効果とする。	維持管理費(年間)	△6,000,000	—	—	—
		事務所統合による委託料等の削減	—年	—～—	—年		委託費等経費(年間)	△26,000,000	—	—	—
		財政融資資金補償金免除線上償還実施	—年	—～—	—年		支払利息(年間)	△14,000,000	—	—	—
		水道料金隔月検診・隔月請求の開始	—年	—～—	—年		委託費等経費(年間)	△7,000,000	—	—	—
		工業用水包括業務委託	—年	—～—	—年		包括委託による収入(年間)	18,000,000	—	—	—
10	芳賀中部上水道企業団	事業統合による費用削減	1年	—～—	2015年	その他 当初計画による構成町が単独経営を継続した場合の財政シミュレーションと事業統合後のH27年度の決算額を比較し、その差分を経営効果として算出。	建設改良費 維持管理費 人件費 その他(受水費、減価償却費、支払利息、企業債現金償還金)	△955,334,000	37.8%	1,573,942,000	2,529,276,000
19	滋賀県企業庁	組織の一元化、業務の集中化により人員削減を行う	2年	2010～2011	2010年	その他 事業統合による組織の一元化、業務の集中化により、75人(事業統合前)の人員を70人(事業統合後)に削減。 評価結果は実績値。	人件費	△89,322,000	11.5%	687,624,000	776,946,000
27	北九州市	事業統合による費用削減【水巻町】	1年	2013～2014	2010年	必要経費の積算値を用いたシミュレーション 水巻町は事業統合に伴い水道事業を廃止することから、水道職員(4名分)の削減を効果とした。	人件費	△30,000,000	100.0%	0	30,000,000
28	宗像地区事務組合	事業統合による人件費削減	10年	2010～2019	—年	その他 単独経営時の経営シミュレーションと統合後決算値を比較し、その差分を事業効果と算定 営業費用(職員給与)の差分を効果と算定 単独経営：2006シミュレーション 広域連携後：2010～2019～R1決算合計値	人件費	△2,181,549,831	60.2%	1,440,584,169	3,622,134,000
		施設の休廃止に伴う施設運転経費の削減	10年	2006～2019	—年		維持管理費	△10,517,659,243	45.1%	12,817,725,757	23,335,385,000
		国庫補助事業(広域化補助)の採択による事業費負担の軽減	10年	2010～2019	—年		建設改良費 単独経営時の経営シミュレーションと統合後決算値を比較し、その差分を事業効果と算定 国庫補助金(事業費の1/3)及び構成市出資金(事業費の1/3)をメリットと算定した 国庫補助金+構成市出資金	△5,432,356,000	66.7%	2,716,412,000	8,148,768,000

(7) 実績段階における課題と解決策

実績段階における課題と解決策について、表 2.36、表 2.37に示す。

主な課題は、システム統合、企業団事務所・営業所設置、職制、給与の調整、料金格差、基幹浄水場のリスク集中等が挙げられる。

主な解決策は、システム統合に関する課題に対しては、システム移行・現行データコンバート、企業団事務所・営業所設置に関する課題に対しては、企業団浄水場改築や一か所に集約、職制に関する課題に対しては、職制は一定の事業体に統一、給与に関する課題に対しては、現給保障を基本、料金格差に関する課題に対しては、段階的な料金改定により統一、基幹浄水場のリスク集中に関する課題に対しては、耐震化・更新等の計画策定等が挙げられる。

今後の更なる広域連携への取り組みとしては、広域連携地区を広げること、施設の統廃合や広域ループ管の整備等が挙げられる。

表 2.36 実績段階における課題と解決策 (1/2)

No.	事業体	課題	解決策	今後の更なる広域連携への取り組み
1	中空知広域水道企業団	(1) 統合後の料金経理システムの統合 (2) 統合後の企業団事務所について	(1) 3市1町1企業団を回線で結んだシステムに移行、現行データのコンバート (2) 企業団浄水場を改築し、総務経理部門、工務部門を集約	特になし
2	八戸圏域水道企業団	1) 島守水源のクリプトスポリジウム汚染のおそれ 2) 島守地区簡易水道施設の耐震性の低さ	1) 水源の変更(島守水源⇒白山浄水場) 2) 新島守配水池の建設、配水管の新設	三八地区における更なる広域連携についての検討を進めている。
3	八戸圏域水道企業団	平成19年に二又簡水原水から大腸菌群が検出	八戸圏域水道企業団からの分水(二又水源⇒白山浄水場)	三八地区における更なる広域連携についての検討を進めている。
4	津軽広域水道企業団	回答なし	回答なし	回答なし
5	岩手中部水道企業団	職制、給与の調整、広域連携後の事務所設置場所	職制は、各構成市町で異なっていたことから、北上市の職制に統一。 給与は、現給保障を基本とし、役職に対し最も近いかたちで支給。後に不具合があることが発覚し、初年度で修正。 事務所設置場所は、3市町の中心である花巻市に決定。	施設の統廃合、広域ループ管の整備
6	会津若松市	料金単価の相違	会津若松市の料金に合わせることで統合前に湯川村で周知をし、理解をいただいた。	回答なし
7	双葉地方水道企業団	1. 複数のシステムの運用 2. 機構改革による営業所の統廃合 3. 複数の料金体系による格差	1. システムの統一化 2. 段階的な営業所の統廃合により、事務所を1か所に集約 3. 高料金に合わせた段階的な料金改定により料金を統一	水道施設の統廃合推進(新たに配水池からの自然流下とすることで、複数のポンプ施設等を廃止予定)
8	相馬地方広域水道企業団	回答なし	回答なし	回答なし
9	茨城県南水道企業団	・水道料金の統一。 ・利根町浄水場の廃止、全量受水へ切替え。	・統合後1年間は旧料金体系のままとし、1年後に料金体系を統一したことで、利根町の水道料金を実質値下げした。 ・統合前に、利根町において利根町浄水場を廃止し、全量受水に切替えるための工事を施工した。	・茨城県の広域連携等に係る研究会に参加。
10	芳賀中部上水道企業団	①水道施設の各町ごとの遠方監視システムの運用。②各町ごとの料金会計システムの運用。③統合後の各役場の会計窓口の水道料金取扱いの有無。	①遠方監視システムを設置していたのは3町のうち1町だったため、当面の間は移設し並行運用した。②各システムを移設し3年間個別に運用した後、統合した。③利用者サービスの一環として引続き納入できるように協定した。	現在のところ施設統合等の具体的なものはありませんが、県内における数事業体ごとのブロックでの工事申込書式統一や一括業務委託に関する勉強会を実施する案があります。
11	群馬東部水道企業団	施設再構築を進めたことによる基幹浄水場へのリスク集中と、垂直統合基本計画で想定した災害の変化と災害規模の拡大。	災害への対策と施設の老朽度等を考慮して、耐震化、耐水化、更新等の方針及び具体的な対象施設や時期を明示した水道施設強靱化計画を策定し、更なる施設の強化を図っていく。	現状は更なる広域連携の予定はなし。
12	秩父広域市町村圏組合	回答なし	回答なし	回答なし
13	かずさ水道広域連合企業団	料金統一するまでの間はセグメント会計としていることで、システムや管理水準の統一が図れず、効率的でないことがある。	料金統一をまたずして可能なものについては、システムや管理水準の統一を、図っているところである。	特に検討していない。

表 2.37 実績段階における課題と解決策 (2/2)

No.	事業体	課題	解決策	解決策
14	東京都水道局	施設の整備水準や費用負担等の条件整備	都営水道への一元化に必要な施設整備は、各団体の努力を原則とするが、これまでの経緯や地域特性などを総合的に勘案し、必要に応じて財政上の措置を検討	事業統合については、地理的条件や施設の整備水準、財源の確保等様々な課題があるため、個々の状況を踏まえ検討していく。
15	柏崎市	1 統合元と統合先の財産区分、管理区分の違い 2 基幹配水池の耐震化、老朽管路の考え方	1 統合元の財産管理区分に合わせることとした。 2 基幹配水池については耐震化してから統合した。国道横断老朽管は統合までに更新とした。	回答なし
16	東部地域広域水道企業団	回答なし	回答なし	回答なし
17	佐久水道企業団	水道料金の統一について、図面・施設について	統合前に統合される事業体へ料金改定、施設の改良、不足する図面の整備等要望	回答なし
18	小諸市	事業統合する過程において、水質が変わるという事で1部の利用者から理解が得られず、事業統合の予定が1年遅れとなった。	住民説明会の開催、関係市との連絡調整。	回答なし
19	滋賀県企業庁	2事業3地区の料金統一	一体化された施設から供給される水道用水の便益は均一との考え方のもと、使用料金を平成23年度から、基本料金を平成28年度から統一した。	回答なし
20	大阪広域水道企業団	水道事業ごとに運用しているため、業務マニュアルや技術基準が異なる。	業務の一元化等による効率化。	統合団体数を着実に増やし、府域一水道の実現に向けた動きを加速させていく。
21	大阪広域水道企業団			
22	大阪広域水道企業団			
23	淡路広域水道企業団	回答なし	回答なし	回答なし
24	磯城郡水道企業団	回答なし	回答なし	回答なし
25	香川県広域水道企業団	回答なし	回答なし	回答なし
26	田川広域水道企業団	・広域連携後の各市町水道事務所機能の再構築	・料金窓口業務については、民間業務委託の上、各市町庁舎内に維持。 ・その他業務については、田川市役所別館庁舎内に集約し、組織を一元化。	・現在建設中の浄水場完成後に、事務所を市役所別館庁舎内から当該浄水場に移転予定。
27	北九州市	当初計画どおりに事業統合を実施したことから、計画時に想定された課題に対する解決策を実施した。	回答なし	回答なし
28	宗像地区事務組合	各種システムの運用方法、施設の基準・管理方法の乖離、料金体系の相違	各種システムの統合、施設基準・管理方法の統一、料金体系の統一	回答なし
29	佐賀西部広域水道企業団	・水道料金改定 ・複数のシステムの運用（料金・会計システム、マッピングシステム）	・統合時の料金改定シミュレーションによる料金水準、改定時期の見直しを実施 ・交付金を活用したシステムの統合	・営業所の廃止 ・浄水場の統廃合 ・水道料金の統一
30	佐賀東部水道企業団	受水側の財政面や組織体制の問題からの受け入れ態勢が整わず進捗が遅れた。	国や県からの指導を仰いだうえで、構成団体の水道事業に関する諸問題を広域的に処理すべく、水道事業の統廃合を行った。	近隣水道事業体とシステムの共同利用を行う。

(8) 計画と実績の効果項目の差

計画段階と実績段階の指標による効果の差を表 2.38に、費用削減効果の差を表 2.39に示す。なお、ここでは、計画段階と実績段階で効果項目が同様の内容のみ比較する。

指標による効果の差は、概ね計画通りの効果が得られている。

費用削減効果の差は、概ね計画通りもしくは、計画時に想定していたよりもより効果的であった事例もある。

表 2.38 指標による効果の差

No.	事業体	評価項目	評価結果（計画）			評価結果（実績）		
			指標による効果	広域連携後	単独経営	指標による効果	広域連携後	単独経営
6	会津若松市	給水収益	約2,800万円	約6,000万円	約3,200万円	約2,800万円	約6,000万円	約3,200万円
10	芳賀中部上水道企業団	施設利用率	8.4%	82.7%	74.3%	4.8%	79.1%	74.3%
27	北九州市	水道料金の値下げ率	△44.7%	2,100円	3,797円	45%	2,100円	3,797円
		受託費	15,800,000円	15,800,000円	0円	16,686,072円	16,686,072円	0円

表 2.39 費用削減効果の差

No.	事業体	効果算定対象費目	評価結果（円）（計画）			評価結果（円）（実績）				
			費用削減効果	広域連携後	単独経営	費用削減効果	広域連携後	単独経営		
6	会津若松市	建設改良費	△1,230,000,000	92.5%	100,000,000	1,330,000,000	△1,260,000,000	94.7%	70,000,000	1,330,000,000
19	滋賀県企業庁	人件費	△51,816,000	6.7%	725,130,000	776,946,000	△89,322,000	11.5%	687,624,000	776,946,000
27	北九州市	人件費	△30,000,000	100.0%	0	30,000,000	△30,000,000	100.0%	0	30,000,000
28	宗像地区事務組合	人件費	△1,424,134,000	39.3%	2,198,000,000	3,622,134,000	△2,181,549,831	60.2%	1,440,584,169	3,622,134,000
		維持管理費	△9,376,568,000	40.2%	13,958,817,000	23,335,385,000	△10,517,659,243	45.1%	12,817,725,757	23,335,385,000

2.5.7 広域連携までに要した経費

広域連携までに要した経費を表 2.40に示す。

主な項目としては、認可申請書作成や基本計画策定等の調査業務、システム導入・統合に係る費用、施設の建設に係る費用等が挙げられる。

表 2.40 広域連携までに要した経費 (回答があった事業者のみ)

No.	事業者	項目	経費 (円)	項目	経費 (円)	項目	経費 (円)
5	岩手中部水道企業団	基本計画策定	不明	認可変更 (調査検討含む)	32,550,000		
6	会津若松市	配水管接続工事	70,000,000				
9	茨城県南水道企業団	調査検討	8,085,000	システム統合	15,750,000	工事実施設計委託	5,145,000
		設備工事、配管及び建物改修工事	291,354,000	送水管布設工事負担金	462,475,000	水道事業変更届出書作成	1,470,000
10	芳賀中部上水道企業団	広域水道基本構想計画書作成業務	1,281,000	水道事業認可申請図書作成業務	24,150,000	企業団庁舎改修・倉庫増築工事	21,000,000
12	秩父広域市町村圏組合	認可申請書等作成委託費	18,986,400	システム導入費	78,637,080	事務費	12,079,962
13	かずさ水道広域連合企業団	調査検討業務	54,897,000	ネットワーク構築等委託	14,870,542	机、事務用品等購入	5,692,747
		会計、監視設備の引越	3,355,030	認可申請書作成業務	13,358,870		
20	大阪広域水道企業団	統合素案の策定	13,500,000	創設認可申請書の作成	19,936,800		
21	大阪広域水道企業団	統合素案の策定	24,786,000	創設認可申請書の作成	30,136,320		
22	大阪広域水道企業団	統合素案の策定	28,393,200	創設認可申請書の作成	17,831,000		
23	淡路広域水道企業団	調査検討	52,320,000				
24	磯城郡水道企業団	広域化検討事業	35,475,000	事業認可委託	8,691,000	県職員派遣	33,435,000
		ネットワーク構築、システム導入	91,008,000	準備室運営負担金、HP作成等	8,833,000		
25	香川県広域水道企業団	調査・整備計画の策定、準備協議会派遣職員人件費・旅費など	180,365,000	給水需要分析・創設認可業務	93,031,000	システム (会計、工事管理、HPなど) 導入	287,810,000
26	田川広域水道企業団	調査検討	150,000,000	システム導入	185,000,000	施設建設	23,515,000,000
27	北九州市	システム改修	200,000,000				
29	佐賀西部広域水道企業団	調査検討	20,952,000	システム導入	166,747,000	施設建設	50,650,000
		派遣職員人件費	46,270,000				

2.5.8 経営統合前後の組織体制

(1) 職員数の増減

統合前後の職員数の増減について表 2.41～表 2.43に示す。

大半の事例で、職員配置の適正化等により、統合前と比べて、統合後の職員は減少している。

統合後の職員配置の設定方法は、統合前の職員体制を維持する形で設定、人員計画を策定し設定、広域連携後の業務量を推定し必要職員数を推定等が挙げられている。

表 2.41 職員数の増減 (1/3)

No.	事業体	旧事業体	統合前の職員数				統合後の職員数				統合後の職員数の設定方法
			総数	技術職	事務職	その他	総数	技術職	事務職	その他	
1	中空知広域水道企業団	滝川市	12	—	—	—	11	—	—	—	統合前の職員体制を維持する形で設定
		砂川市	7	—	—	—	6	—	—	—	
		歌志内市	6	—	—	—	5	—	—	—	
		奈井江町	9	—	—	—	8	—	—	—	
		企業団	9	—	—	—	10	—	—	—	
		合計	43	—	—	—	40	—	—	—	
2	八戸圏域水道企業団	合計	163	—	—	—	160	—	—	—	企業団内の上水道事業と簡易水道事業の統合のため特設設定なし
3	八戸圏域水道企業団	合計	155	—	—	—	154	—	—	—	計画給水人口100人程度の小規模な簡易水道事業との統合のため特設設定なし
4	津軽広域水道企業団	—	—	—	—	—	—	—	—	—	回答なし
5	岩手中部水道企業団	北上市	24	—	—	—	—	—	—	—	旧団体の職員定数合計82人の予定だったが、組織方針により10人を効率化で減らすものとして72人を定数とした
		花巻市	28	—	—	—	—	—	—	—	
		紫波町	8	—	—	—	—	—	—	—	
		岩手中部広域水道企業団	15	—	—	—	—	—	—	—	
		合計	75	—	—	—	72	—	—	—	
6	会津若松市	会津若松市	38	18	18	2	—	—	—	—	旧会津若松市の配置人数と同数
		湯川村	1	—	—	—	—	—	—	—	
		合計	39	—	—	—	38	18	18	2	
7	双葉地方水道企業団	—	—	—	—	—	—	—	—	—	回答なし
8	相馬地方広域水道企業団	合計	—	※不明			39	—	—	—	広域連携後の業務量を推定し必要職員数を推定した
9	茨城県南水道企業団	茨城県南水道企業団	61	29	32	0	—	—	—	—	旧事業体と同数程度
		利根町	8	—	—	—	—	—	—	—	
		合計	69	—	—	—	60	※派遣職員除く			
10	芳賀中部上水道企業団	合計	21	—	—	—	18	—	—	—	統合前の職員の合計数をベースに、職員削減計画に基づき人数削減を行い職員定数を決定した
11	群馬東部水道企業団	太田市	19	4	14	1	—	—	—	—	広域連携後の業務量を推定し必要職員数を推定した
		館林市	17	6	10	1	—	—	—	—	
		みどり市	26	0	26	0	—	—	—	—	
		板倉町	7	0	7	0	—	—	—	—	
		明和町	4	0	4	0	—	—	—	—	
		千代田町	4	1	3	0	—	—	—	—	
		大泉町	9	4	5	0	—	—	—	—	
		邑楽町	7	0	7	0	—	—	—	—	
		合計	93	15	76	2	78	12	65	1	
12	秩父広域市町村圏組合	秩父市	35	—	—	—	28	—	—	—	統合前の各水道事務所の人員を引き継ぐものとする。
		横瀬町	5	—	—	—	5	—	—	—	
		小鹿野町	7	—	—	—	7	—	—	—	
		皆野長瀬上下水道組合	9	—	—	—	9	—	—	—	
		合計	56	—	—	—	51	※広域組合より+2人			

表 2.42 職員数の増減 (2/3)

No.	事業体	旧 事業体	統合前の職員数				統合後の職員数				統合後の職員数の 設定方法	
			総数	技術職	事務職	その他	総数	技術職	事務職	その他		
13	かずさ水道広域連合企業団	木更津市	35	18	15	2	—	—	—	—	広域連携後の業務量を推定し、必要職員数を推定した。	
		君津市	17	11	4	2	—	—	—	—		
		富津市	19	6	13	0	—	—	—	—		
		袖ヶ浦市	20	11	8	1	—	—	—	—		
		君津広域水道企業団	67	39	21	7	—	—	—	—		
		合計	158	85	61	12	156	87	63	6		
14	東京都水道局	—	—	—	—	—	—	—	—	回答なし		
15	柏崎市	柏崎市	37	—	—	—	37	—	—	—	自治体間での協議なし	
		刈羽村	—	※不明	—	—	—	※3人減	—	—		
		合計	37	+α	—	—	37	+α-3	—	—		
16	東部地域広域水道企業団	合計	13	※2005年時点	—	—	—	—	—	10	※2022年時点	回答なし
17	佐久水道企業団	—	—	—	—	—	—	—	—	—	統合後数年は統合された水道事業体職員を派遣	
18	小諸市	小諸市	18	4	12	2	16	4	11	1	回答なし	
		小諸市外二市御牧ヶ原水道組合	2	0	2	0	0	0	0	0		
		合計	20	4	14	2	16	4	11	1		
19	滋賀県企業庁	合計	75	—	—	—	70	—	—	—	記録が残っておらず不明	
20	大阪広域水道企業団	四條畷市	19	5	14	0	19	8	11	0	原則、旧事業体職員と同数を設定	
		太子町	4	2	2	0	5	3	2	0		
		千早赤阪村	4	2	2	0	5	1	4	0		
		合計	27	9	18	0	29	12	17	0		
21	大阪広域水道企業団	泉南市	18	12	6	0	16	10	6	0	原則、旧事業体職員と同数を設定	
		阪南市	13	7	6	0	15	9	6	0		
		豊能町	9	4	5	0	8	6	2	0		
		忠岡町	4	1	3	0	3	2	1	0		
		田尻町	4	3	1	0	4	4	0	0		
		岬町	5	3	2	0	4	3	1	0		
		合計	53	30	23	0	50	34	16	0		
22	大阪広域水道企業団	藤井寺市	19	13	6	0	19	10	9	0	原則、旧事業体職員と同数を設定	
		大阪狭山市	15	3	12	0	14	3	11	0		
		熊取町	13	7	6	0	13	8	5	0		
		河南町	6	3	3	0	6	3	3	0		
		合計	53	26	27	0	52	24	28	0		
23	淡路広域水道企業団	洲本市	24	7	5	12	—	—	—	—	統合直後は、旧事業体職員と同数を設定し、統合後、広域連携後の業務量に応じた必要職員数を推定した。	
		南あわじ市	19	7	9	3	—	—	—	—		
		淡路市	22	10	11	1	—	—	—	—		
		淡路広域水道企業団	17	6	11	0	—	—	—	—		
		合計	82	30	36	16	71	33	26	12		
24	磯城郡水道企業団	川西町	5	0	5	0	—	—	—	—	経営の一体化前の配置人数をベースに人数割りで設定	
		三宅町	5	2	2	1	—	—	—	—		
		田原本町	12	3	8	1	—	—	—	—		
		合計	22	5	15	2	19	6	11	2		

表 2.43 職員数の増減 (3/3)

No.	事業体	旧 事業体	統合前の職員数				統合後の職員数				統合後の職員数の 設定方法
			総数	技術 職	事務 職	その 他	総数	技術 職	事務 職	その 他	
25	香川県広域水道企業団	高松市	197	128	48	21	—	—	—	—	旧事業体職員と同数を設定
		丸亀市	34	16	17	1	—	—	—	—	
		坂出市	32	14	14	4	—	—	—	—	
		観音寺市	27	6	12	9	—	—	—	—	
		琴平町	7	1	5	1	—	—	—	—	
		多度津町	11	4	4	3	—	—	—	—	
		普通寺市	12	4	6	2	—	—	—	—	
		宇多津町	5	2	2	1	—	—	—	—	
		土庄町	12	1	8	3	—	—	—	—	
		三木町	6	0	6	0	—	—	—	—	
		さぬき市	16	0	13	3	—	—	—	—	
		東かがわ市	11	0	9	2	—	—	—	—	
		三豊市	35	8	6	21	—	—	—	—	
		まんのう町	5	0	5	0	—	—	—	—	
		小豆島町	11	5	4	2	—	—	—	—	
		綾川町	12	0	8	4	—	—	—	—	
		小豆地区広域行政事務組合	3	0	3	0	—	—	—	—	
		香川県 水道広域化推進室 (併任除く)	8	1	5	2	—	—	—	—	
合計	533	246	188	99	542	257	198	87			
26	田川広域水道企業団	事務局本部	18	7	8	3	—	—	—	事業統合にあわせて実施する組織の一元化及び窓口業務の民間委託に伴う職員数の減。	
		田川市	25	5	8	12	—	—	—		
		川崎町	10	4	2	4	—	—	—		
		糸田町	6	2	3	1	—	—	—		
		福智町	10	4	3	3	—	—	—		
		合計	69	22	24	23	55	24	19		12
27	北九州市	北九州市	362	262	95	5	362	262	95	5	組織体制が大きな北九州市の施設、組織、システム、経営ノウハウを活用した効率的なスケールメリットを活かした運営が可能であったことから、水巻町は水道事業を廃止した。
		水巻町	4	2	2	0	—	—	—	—	
		合計	366	264	97	5	362	262	95	5	
28	宗像地区事務組合	宗像市	18	8	10	0	—	—	—	統合後の業務量を推定し必要職員数を推定した	
		福津市	14	11	2	1	—	—	—		
		事務組合	15	8	2	5	—	—	—		
		合計	47	27	14	6	41	16	18		7
29	佐賀西部広域水道企業団	多久市	10	4	5	1	—	—	—	事業統合前の各市町水道事業に在籍していた職員をベースに職員派遣を受けている。派遣期間を10年間としているため、プロパー職員の採用を行い、派遣職員を順次減らしていく計画である。	
		武雄市	11	4	5	2	—	—	—		
		嬉野市	9	2	3	4	—	—	—		
		大町町	3	1	2	0	—	—	—		
		江北町	5	2	2	1	—	—	—		
		白石町	6	2	4	0	—	—	—		
		西佐賀水道企業団	19	8	10	1	—	—	—		
		佐賀西部広域水道企業団	20	11	7	2	—	—	—		
合計	83	34	38	11	93	28	14	51			
30	佐賀東部水道企業団	合計	—	※不明			6	3	3	※1	将来の業務量を推定し必要職員数を推定した。※1：発足当初(1975年) ※2：統合完了時(1996年)
						90	55	35	※2		

(2) 統合後の職員配置基準

統合後の職員配置基準について表 2.44に示す。

大半の事例で、転籍者（身分移管）より出向者の方が多い傾向である。

主な理由としては、転籍者を募ったが希望者が少なかった、事業を円滑に引き継ぐため統合から数年は出向者を多く配置したなどが挙げられている。

職員配置に関する今後の方針は、将来的には全職員プロパー化を図り、派遣・出向職員を減らす方針としている事例が大半である。

表 2.44 職員配置基準 (回答があった事業体のみ)

No.	事業体	出向者数	転籍者数 (身分移管)	新規 採用者 数	(1)～(3)の振り分けにした理由	職員配置に関する今後の方針
1	中空知広域水道企業団	39	0	0	-	業務内容、経営状況をみながら効率的な人員配置を検討していく
5	岩手中部水道企業団	7	65	回答なし	企業団発足時に転籍者を募ったが、定数に対し希望者が7人少なかったため、構成市町からの出向職員でこれを補った。	現在は全職員がプロパー採用であり、これを維持する予定
6	会津若松市	0	0	0	旧会津若松市の配置人数で業務を行うことが可能なため	変更の予定なし
8	相馬地方広域水道企業団	26	3	4	不明	管理職も含め全てプロパー化 令和4年度時点では事務局長のみ相馬市からの派遣
9	茨城県南水道企業団	5	0	0	検針・収納・業務全般1人、会計（決算・予算・資産引継ぎ）1人、施設関係1人、利根町浄水場解体（工事監督補助）	統合直後は利根町水道課から派遣職員5人。
10	芳賀中部上水道企業団	8	1	3	用水供給のみだった企業団に末端給水事業を円滑に引き継ぐため、統合から数年間は各町からの出向者を多く配置することとした。	すでにプロパー職員への転換完了。
11	群馬東部水道企業団	78	0	0	統合直後は転籍せず、全員を出向者とした	統合直後は全員出向者だったが、年々人員削減を行うとともに令和2年度に職員をプロパー化した。令和2年度は職員53人（出向者25人、転籍者26人、新規採用2人）。令和2年以降毎年新規採用を行い、その分出向者を減らしていく予定。
12	秩父広域市町村圏組合	49	0	2	統合時には、統合前の各水道事務所の人員を引き継ぐこととし、将来的には職員のプロパー化を進める。	派遣職員の退職に合わせて組合採用職員を補充するなど、技術継承等も考慮しながら、効果的な職員採用、職員のプロパー化を進める。
13	かずさ水道広域連合企業団	92	59	3	統合直後は、用水供給事業を行っていた君津広域水道企業団の正職員は出向者、退職者及び再任用終了者を除きすべて身分移管とし、水道事業を行う職員はすべて各市からの出向者とした。新規採用者は、君津広域水道企業団の退職者及び再任用終了者の補填分。	統合後は、水道事業の出向者を企業団正職員に入れ替えていくため、年間3人程度採用を行い、採用した年の翌年度に出向者を減らす措置を取っている。また、令和2年度に出向者を対象に身分移管者の選考を行い、令和3年度に出向者21名が企業団正職員となった。
16	東部地域広域水道企業団	5	0	5	回答なし	回答なし
17	佐久水道企業団	3	0	0	回答なし	回答なし
18	小諸市	回答なし	1	回答なし	御牧ヶ原水道組合から小諸への転籍者1名	回答なし
19	滋賀県企業庁	回答なし	回答なし	回答なし	同一事業体内での統合のため、統合前後で変更なし	回答なし
20	大阪広域水道企業団	1	20	8	転籍者数で不足する職員数を出向者及び企業団職員（新規採用者数）で補充。	適正な職員配置を行いながら、統合元市町からの出向を終了し、全職員を企業団職員とする。
21	大阪広域水道企業団	5	38	7	転籍者数で不足する職員数を出向者及び企業団職員（新規採用者数）で補充。	適正な職員配置を行いながら、統合元市町からの出向を終了し、全職員を企業団職員とする。
22	大阪広域水道企業団	9	36	7	転籍者数で不足する職員数を出向者及び企業団職員（新規採用者数）で補充。	適正な職員配置を行いながら、統合元市町からの出向を終了し、全職員を企業団職員とする。
23	淡路広域水道企業団	34	0	13	令和4年4月の配置による	令和8年度の計画で職員数を53人とし、職員26人、派遣職員を27人とする。
24	磯城郡水道企業団	19	回答なし	回答なし	身分移管を計画していないため	経営の一体化前の配置人数をベースに人数割りで設定
25	香川県広域水道企業団	440	0	14	会計年度任用職員等78人は除く 新規採用はR2より開始（主に退職者補充）	希望する職員について順次身分移管を進めていく
26	田川広域水道企業団	45	0	0	田川地域水道事業の統合に関する協定書（第2次）第6条第3項「事業統合後の企業団の職員構成は、企業団が任用する職員及び関係市町からの派遣職員をもって構成する」に基づき派遣職員と会計年度任用職員で構成している。	プロパー職員の採用を検討
28	宗像地区事務組合	24	0	0	全て派遣職員で対応	統合直後の職員数は34人（組合職員10人、派遣職員24人）、H28年から包括委託を開始し、現在の職員数は11人（組合職員2人、派遣職員9人） 当面は現在の派遣体制
29	佐賀西部広域水道企業団	39	0	5	事業統合前の各市町水道事業に在籍していた職員をベースに職員派遣を受けている。	派遣期間を10年間としているため、プロパー職員の採用を行い、派遣職員を順次減らしていく計画である。
30	佐賀東部水道企業団	6	不明	不明	不明	出向後は希望による身分移管

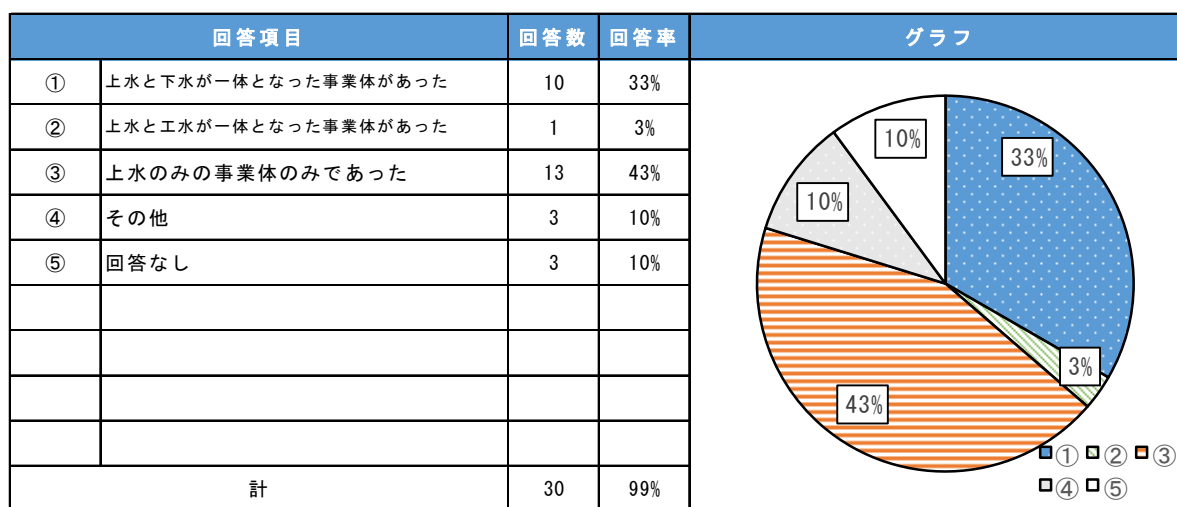
(3) 統合後の他事業について

統合前後の旧事業体の組織体制及び統合後に他事業に配慮した内容・対策について、
図 2.18、表 2.45に示す。

統合前の旧事業体の組織体制は、上水道事業と下水道事業が一体となった事業体があった事例が10事例、上水道事業のみであった事例が13事例である。

統合後の旧事業体の組織体制は、下水道事業が一体となっていた事業体があった事例は全て、下水道事業を分離した上で上水道事業のみを統合している。

統合後に下水道事業に配慮した内容・対策としては、旧事業体の下水道事業から使用料徴収業務を統合後の水道事業で受託している事例がほとんどである。



※回答率は小数点以下の端数により合計が異なる場合あり

図 2.18 統合後の他事業について

表 2.45 統合後の組織体制及び統合後に他事業に配慮した内容・対策 (回答があった事業体のみ)

No.	事業体	統合後の旧事業体の組織体制	統合後に他事業に配慮した内容、対策
1	中空知広域水道企業団	下水道事業は、分離したうえで上水のみ経営統合した	使用料徴収業務を経営統合後の水道事業に委託した
3	八戸圏域水道企業団	南部町は簡易水道事業と下水道事業を行っていたが、簡易水道事業のみを分離したうえで八戸圏域水道企業団と統合した。	人員補填は特になし
4	津軽広域水道企業団	統合時、旧事業体に下水道事業がなかったため、上水道事業だけ統合した。	回答なし
5	岩手中部水道企業団	そのまま上水のみ経営統合した。	なし
6	会津若松市	下水道事業は分離したうえで上水のみ事業統合した。	下水道使用料の徴収事務（上下一体徴収分のみ）を事業統合後の水道事業に委託した。
7	双葉地方水道企業団	用水供給事業を行う企業団に、構成町の末端給水事業を統合した。	統合後、構成町の下水道使用料の徴収事務委託を受託している。
9	茨城県南水道企業団	統合前と事業に変更はない。	上水道事業のみであり、他事業に配慮した内容、対策はないが、利根町から下水道料金徴収事務の委託を受けた。
11	群馬東部水道企業団	下水道事業は、分離したうえで上水のみ経営統合した	下水道使用料徴収業務委託を企業団が受けた
12	秩父広域市町村圏組合	皆野長瀬上下水道組合は、下水道組合として存続	特になし
15	柏崎市	事業統合により福祉保健部門の課が窓口となり、統合後の協議を行っている。	回答なし
18	小諸市	旧事業体の小諸市外二市御牧ヶ原水道組合は小諸市上水道事業に統合し、組合の解散及び財産処分等を実施した。	回答なし
19	滋賀県企業庁	上水の事業統合に合わせて、組織の一元化、業務の集中化を図った。	回答なし
20	大阪広域水道企業団	下水道事業は、分離したうえで上水のみ統合した。	下水道事業の使用料徴収業務について、現行のサービスを継続するため、市町村の権限が必要となる業務以外のすべての業務を受託している。
21	大阪広域水道企業団		
22	大阪広域水道企業団		
23	淡路広域水道企業団	回答なし	下水道は、使用料徴収業務を経営統合後の水道事業に委託した
24	磯城郡水道企業団	下水道事業は、分離したうえで上水のみ経営統合した	使用料徴収業務を経営統合後の水道事業に委託した
25	香川県広域水道企業団	工業用水道事業は企業団へ統合（別会計）し、下水道事業は分離した。	回答なし
26	田川広域水道企業団	上水のみ事業体	経営の一体化において、旧構成団体水道事業の給水人口割合に基づき事業を実施することを基本とするなど、地域間バランスに配慮して事業を実施している。
27	北九州市	上水道事業のみ事業統合し、水巻町は上下水道課の上水道事業の組織を廃止した。	下水道料金の徴収業務を事業統合後の水道事業に委託した。
28	宗像地区事務組合	上下水道一体となっていた事業体は、下水道事業は分離した上で上水のみ経営統合した	下水道料金の徴収業務は統合後も水道事業に委託されている
29	佐賀西部広域水道企業団	各市町の水道事業を統合し、新たに佐賀西部広域水道企業団水道事業の経営を開始した。	市町の下水道使用料徴収事務を佐賀西部広域水道企業団水道事業が受託した。
30	佐賀東部水道企業団	上水を全て経営統合した	不明

2.5.9 今後、広域連携に取り組む事業者へのアドバイス

今後、広域連携に取り組む事業者へのアドバイスについて表 2.46に示す。

主な意見の抜粋は以下に示す。

- ・ メリットやデメリットを議会や住民等に説明できるようにしておくこと。
- ・ 料金等の重要課題はなるべく最初に議論すべき。
- ・ 水道事業の運営だけでなく、地方公共団体の運営に長けた人材が必要。
- ・ 広域化事業を計画通りに進める推進力をもった人材の育成を継続的に行うこと。
- ・ 統合する事業体の現状を十分把握すること。
- ・ 長期的な視点で地域としての施設の最適配置等の広域連携を視野に入れて考えること。
- ・ 職員間の情報共有・意識の共有が重要。
- ・ 緩衝措置としての一定期間の区分経理は、料金統一まではエリアをまたぐ施設等の再編は難しくなる。
- ・ 給与、手当等の身分移管条件は確定まで時間を要する。
- ・ 広域連携の勉強会等で普段から連携を行っておくこと。

表 2.46 今後、広域連携に取り組む事業者へアドバイス

No.	事業体	回答
1	中空知広域水道企業団	構成団体のメリット・デメリットを明確にし、理事者、住民、議会に説明できるようにしておくこと
5	岩手中部水道企業団	料金等の重要課題は、なるべく最初に議論をした方が良い。 一部事務組合として組織を立ち上げるときは、水道事業の運営はもちろんのこと、地方公共団体の運営に長けた人材も必要である。
12	秩父広域市町村圏組合	広域化はあくまでもスタートであり、広域化後の10年間でいかに事業をこなせるかが重要です。広域化事業を計画通りに進める推進力を持った人材の育成を継続的に行う必要がある。
13	かずさ水道広域連合企業団	・統合自治体等とは特に財政面での協議を充分行うこと。
14	東京都水道局	一元化に際しては、給水安定性を確保する上での施設整備水準の差や、料金水準、料金徴収システム及び業務処理方法などが相違しているなど、さまざまな課題があるため、現地調査を行うなど、統合する自治体の現状を十分把握する必要がある。また、既存のお客さまや、これまで一元化を行ってきた市町との公平性なども踏まえ、課題を明らかにしていくとともに、施設整備や財政上の調整など、一元化の諸条件を整理していく必要がある。
20	大阪広域水道企業団	人口減少に伴い給水収益の減少が見込まれ、また、水道事業の担い手不足も顕在化する中、将来に渡って水道事業を支えていくためには、長期的な視点で、地域としての施設の最適配置（統廃合）などの広域連携を視野に入れて考えることが必要である。
21	大阪広域水道企業団	
22	大阪広域水道企業団	
23	淡路広域水道企業団	近隣の事業者であっても、事業の進め方等は違います。広域連携すれば、一つの組織として、統一しなければなりません。組織して、職員間の情報共有であったり、意識の共有であったりが重要になっていきますので、検討してください。
25	香川県広域水道企業団	・ 緩衝措置として一定期間の区分経理を行う場合、料金統一まではエリアをまたぐような施設等の再編は難しい。また、もともと財政状況が厳しい事業者については同様の状態が続くため、何らかの財源措置を検討する必要がある ・ 計画段階から職員に対する説明会・勉強会等を密に開催し、意識統一を図る ・ 給与、手当などの身分移管条件は確定まで時間を要する
26	田川広域水道企業団	事業統合の場合、補助事業に係る出資金や業務に精通した職員の派遣など統合後も継続して構成団体の協力が必要になることから、首長部局において、事業統合後も引き続き水道事業の課題に対する理解と一定の関与が必要であるとの認識を持ってもらう必要がある。
27	北九州市	事業統合に向けて、統合前の施設水準の格差解消や統合直後の円滑な業務運営のための引継ぎが取組のポイントであった。 緊急時応援協定の締結、広域連携の勉強会等の普段から連携を行っていたことが円滑な事業実現に繋がったと考える。
29	佐賀西部広域水道企業団	統合事業者のみで統合協議を進めたので、意見の集約等に苦慮した。 上位団体の旗振りがあればスムーズな協議ができたのではないかとと思う。

2.6 総括

- ・現在、広域連携の実施は限定的であるが、近年は事業統合や経営の一体化の事例が増加している傾向である。
- ・広域連携実現までに要した期間については、事例毎で差が大きい。例えば、最短1年～最長39年となっている。
- ・広域連携を実現した事例の内、約半数が計画通りで実現しているが、計画と実績で差が生じた事例も半数程度ある。差が生じた主な理由としては、住民説明への期間や職員の身分移管等の議会調整に期間を要したことが挙げられる。
- ・広域連携を実施した場合の指標による評価や費用削減効果は全ての事業体で算定しているわけではないが、広域連携を円滑に進めるにあたっては、現状の課題などを十分に把握したうえで、それを解決するための方策を関係者に提示し、合意形成を図る必要がある。その際に広域連携の効果を可視化することが関係者の理解をより深めることに繋がるため、定性的評価だけでなく、可能な限り定量的に効果を算定することが重要である。
- ・広域連携の実績評価については、全ての事例で実施しているわけではない。これは、広域連携の実現直後で施設整備中、もしくは、広域連携を実現した時期が古く、近年と違いPDCAサイクルのような評価、検証を行うことが一般的に求められていなかったことなどが理由に考えられる。
- ・広域連携の計画段階及び実績段階での課題は、主に、負担金の負担割合の設定や広域連携後の職員体制の設定、下水道事業の取扱い、営業所の設置、給与の調整等が挙げられたため、同様の課題が生じた場合は、本報告書に示す解決策も参考にされたい。
- ・広域連携後の職員配置基準としては、大半の事例で出向者が多い傾向であった。これは、転籍の希望が少ないことや事業を円滑に引き継ぐために計画当初は出向者を多く配置したなどが背景としてある。今後の方針として、全職員プロパー化を掲げている事例が多いことから統合当初から身分移管が理想的だと考えられるが、市町村との調整等により多くの時間を要することが考えられるため、広域連携を検討する早い段階から市町村と職員配置についても議論しておくことが望ましい。
- ・上水道事業と下水道事業が一体となっていた事業体があった事例においては、全事例で下水道事業を分離して広域連携している。下水道事業への配慮としては、使用料徴収業務を下水道事業から受託することとした事例がほとんどである。分離後の下水道事業についても、広域連携を検討する際は、重要事項と考えられるため、こちらについても広域連携を検討する早い段階で市町村の下水道事業との調整を図ることが望ましい。
- ・計画・実績段階での課題として広域連携後の職員体制や下水道事業の取扱いが挙げられたことや、今後、広域連携に取り組む事業者へのアドバイスより職員の配置や給与や手当等の設定条件について言及されている。今後も継続的に広域連携の事例を収集するとともに、より具体的に職制や給与、下水道事業の取扱い等の設定方法について調査することも広域連携の取組みを加速化させる上で有益であると考えられる。

3. 「水道広域化推進プラン」の分析

3.1 調査目的

現在、令和4年度末を策定期限とし、各都道府県において「水道広域化推進プラン」が策定されているところである。そこで本業務において、策定済みとなったプラン（令和4年11月末時点）についてそれぞれ内容を分析・要約してとりまとめるとともに、都道府県毎の比較ができる要約表等の全国に横展開できる資料を作成する。

3.2 調査対象事業体

令和4年11月末時点で策定済みである以下6府県の水道広域化推進プランの策定年月及びプラン名称を表3.1に示す。

表 3.1 水道広域化推進プラン策定済み府県の策定年月及びプラン名称

都道府県	策定年月	プランの名称
大阪府	2020年3月	府域一水道に向けた水道のあり方に関する検討報告書
兵庫県	2018年3月	兵庫県水道事業のあり方に関する報告書
広島県	2020年6月	広島県水道広域連携推進方針
香川県	2017年8月	香川県水道広域化基本計画
愛媛県	2022年7月	愛媛県水道広域化推進プラン
佐賀県	2020年3月	佐賀県水道ビジョン

3.3 調査結果及び分析

上記6府県の水道広域化推進プランを水道広域化推進プラン策定マニュアルの項目にしたがって、分析・要約して取りまとめたものを次表に示す。

表 3.2 水道広域化推進プラン 要約表 (1/6)

		プラン名→ 策定年月→ マニュアル公表 (2019.3) 前後→	府域一水道に向けた水道のあり方に関する検討報告書	兵庫県水道事業のあり方に関する報告書	広島県水道広域連携推進方針	香川県水道広域化基本計画	愛媛県水道広域化推進プラン	佐賀県水道ビジョン	
			2020.3 公表後	2018.3 公表前	2020.6 公表後	2017.8 公表前	2022.7 公表後	2020.3 公表後	
記載項目		都道府県	27 大阪府	28 兵庫県	34 広島県	37 香川県	38 愛媛県	41 佐賀県	
1. 現状と将来見通し		記載内容							
(1) 現状	ア 自然・社会的条件 に関する事	① 水道事業者の状況	水道事業や水道用水供給事業の認可事業数等の水道事業者に関する基礎的事項について、市町村等の水道事業者ごとに記載	【P6】 大阪府、42事業市町村が水道事業、大阪広域水道企業団、泉北水道企業団が水道用水供給事業	【P3、P11】 ・42事業体、うち末端給水40事業（上水道34、簡易水道6）、用水供給2事業 ・簡易水道事業を有するのは佐用町のみ	【P2、P77】 ・21市町（県南部15市町、県北部8市町）が水道事業（上水道事業19事業、簡易水道事業4事業）を実施（区画外給水を受けている2町を除く） ・水道用水供給事業は3事業実施し、県南部15市町（島しょ部など水源確保が困難な市町）に水道用水を供給 ・P77に基本情報としても記載	記載なし	【P3～4】 愛媛県内の地域名称（東予・中予・南予）及び地域の事業者名、事業ごとの事業者名、用水供給事業者からの受水事業者名が記載	【P21】 上水道事業17箇所、簡易水道事業45箇所、専用水道79箇所であり、合計で141箇所 また、小規模水道は26箇所、水道用水供給事業は2箇所となっており、水道事業等は169箇所
		② 給水人口	給水人口や普及率の現状について、市町村等の水道事業者ごとに記載	【P7、P57】 ・府全体の給水人口を記載 ・市町村別基礎データに記載	【P35、P44、P52、P58、P65、P75、P82、P88】 給水人口：阪神北ブロック739,194、東播磨ブロック849,163、北播磨ブロック147,527、中播磨ブロック582,344、西播磨ブロック264,596、但馬ブロック174,169、丹波ブロック108,927、神戸・阪神南ブロック2,795,404、淡路ブロック（淡路広域水道企業団）139,580※ ※淡路ブロックの給水人口は記載がなかったため数字は企業団ウェブサイトより ・給水人口合計5,800,904人 ・県内の水道普及率は99.8%、市町村ごとの未記載	【P2】 ・県南部15市町、上水道事業13事業、簡易水道事業2事業、給水人口2,523千人、浄水場63施設（997千㎡/日）、管路14,450km ・県北部8市町、上水道事業6事業、簡易水道事業2事業、給水人口150千人、浄水場143施設（98千㎡/日）、管路3,213km ・P77に基本情報としても記載	記載なし	【P12】 給水人口は、全県及び東予・中予・南予の3地域の平成30年度及び令和40年度の推移を予測	【P21】 ・給水人口について、上水道事業777,246人、簡易水道事業10,359人、専用水道2,119人、小規模水道は1,144人と合計790,868人 ・給水人口及び水道普及率の推移を記載
		③ 産業構造	生活用途以外の水使用の状況を分析するため、工業、商業等の産業構造について記載	【P7】 ・府全体の需要用途別給水量の推移を記載	【P34、P43、P51、P57、P64、P74、P82、P88】 ブロック毎に各市町の地理・産業等の特徴、概況を記載	記載なし	記載なし	【P11】 推計方法に「工場用・業務用・その他有収水量」として記載されているが、産業構造は記載なし	【P20】 第3次産業の就業者が約67%で最も多く、次いで第2次産業が約24%、第1次産業が約9%
		④ 水需要	配水量等の水需要に関する項目について、市町村等の水道事業者ごとに記載	【P57】 ・市町村別基礎データに記載	【P29】 ・市町毎の配水能力、平均配水量、施設利用率を記載 【P35、P44、P51、P57、P65、P74、P82】 ・ブロック毎に各市町の水源地別配水量を記載	【P、3】 県全体として、県人口の推移（～R42）と水需要・給水収益の見直し（～R43）を記載	記載なし	【P13】 全県の有収水量と給水収益の予測が記載、市町村等の水道事業者ごとの記載はなし	【P35】 水道事業者毎の給水量（日平均・日最大）を記載
	イ 水道事業のサービスの質に関する事	① 安全な水の確保	水源から給水栓に至る各段階で危害評価と危害管理を行うための水安全計画の策定状況について、市町村等の水道事業者ごとに記載	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	【P34】 水道事業者毎の水安全計画の策定状況を記載
		② 災害時の体制	現在の災害時の連携体制や業務マニュアルの作成状況等について、市町村等の水道事業者ごとに記載 なお、災害時の連携体制については、日本水道協会による全国的な相互応援体制は除き、他の水道事業者と個別に連携体制を構築している場合に記	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	【P62～63】 「愛媛県これまでの具体的取組事項」として「災害時等の応援体制」及び「資器材備蓄情報」が記載	【P82】 ・水道事業者毎で整理されていないが、広域圏毎で状況について評価しており、一部危機管理マニュアルやBCPが未策定と記載 ・災害時の応援協定は近隣の水道事業者間で締結
	ウ 経営体制に関する事	① 職員の状況	市町村等の水道事業者ごとに、事務、技術、技能職員ごとに年齢構成を記載	【P11、P57】 職員数と年齢構成（水道事業者）を記載	記載なし	【P7～8、P77】 ・県全体の職員数の推移、市町の規模別職員数、職員の年齢構成を記載（職別の記載はなし） ・事業者ごとの職員数はP77に記載	記載なし	【P8】 事業者ごと、各職種ごと、年齢構成は記載はないが、「主要経営指標」として「職員一人あたりの有収水量」、「水道事業平均経年数」、「水道技術職員率」が記載	【P23～24】 水道事業者毎で事務、技術職員の年齢構成を記載
		② 業務委託の状況	検針業務や施設管理等の業務委託、第三者委託や指定管理者制度等の実施状況を、市町村等の水道事業者ごとに記載	記載なし	【P40、P49、P55、P61、P71、P79、P86】 市町毎の業務委託状況を記載	【P26～35】 運転監視・保全体制、水質検査業務、営業業務、給水装置業務の実施状況が市町の水道事業者ごとに記載	記載なし	【P52～53】 広域化のシミュレーションのなかで、一部記載	【P24～25】 水道事業者毎の業務委託、第三者委託（窓口業務や検針、漏水調査点検業務等）の実施状況を整理
		③ 広域化の状況	現在実施している広域化の取組について、取組内容を記載	【P27、P60】 府内市町村間における広域化の取組み事例等を記載	【P10～11】 ・これまでの簡易水道統合の取組について記載 【P23～99】 ・懇話会の提言を踏まえた、県内各ブロックにおける課題と対応策の検討内容について記載	【P8】 ・平成22年に策定された「広島県水道整備基本構想（第2次）」では、水系、地域性、一体性を考慮した3圏域（広島・備後・備北）が設定 ・水道の取り巻く環境を踏まえると圏域にとらわれない「県全域」を広域連携の範囲とすることが記載	記載なし	記載なし	【P3～5】 ・県内を3つの広域圏に区分（佐賀東部広域圏、佐賀西部広域圏、佐賀松浦広域圏） ・これまでの県内の水道広域化の取組を記載 【P105】 ・隣接する水道事業者などとの災害時協定の締結 ・多久市と唐津市で共同浄水場（蔵木多久共同浄水場）の管理協定の締結 ・上記以外の人材育成や各種業務委託などは、ほ
	エ 施設等の状況に関する事	① 水源の状況	表流水、ダム水、伏流水、地下水、受水、その他の水資源について、市町村等の水道事業者ごとに、現状を記載	【P8、P57】 ・水資源ごとに市町村を記載 ・市町村別基礎データに主な水源を記載	【P35、P44、P51、P57、P65、P74、P82】 ブロック毎に各市町の水源地別配水量を記載	【P12～21】 水系単位（5エリア：太田川エリア、小瀬川・八幡川エリア、沼田川エリア、芦田川エリア、江の川エリア）ごとに記載	記載なし	記載なし	【P25～26】 水道事業者毎の水源地の状況を記載
		② 給水能力	現状について、市町村等の水道事業者ごとに、給水能力、一日平均配水量、一日最大配水量などを記載した上で、施設利用率や最大稼働率等の指標を算出し、施設の効率性について分析	記載なし	【P29】 市町毎の配水能力、平均配水量、施設利用率を記載	【P12～21】 水系単位（5エリア：太田川エリア、小瀬川・八幡川エリア、沼田川エリア、芦田川エリア、江の川エリア）ごとに記載	記載なし	記載なし	【P36】 水道事業者毎の給水能力、一日平均配水量、一日最大配水量、施設利用率、最大稼働率、負荷率を記載し、分析

表 3.2 水道広域化推進プラン 要約表 (2/6)

		プラン名→ 策定年月→ マニュアル公表 (2019.3) 前後→	府域一水道に向けた水道のあり方に関する検討報告書	兵庫県水道事業のあり方に関する報告書	広島県水道広域連携推進方針	香川県水道広域化基本計画	愛媛県水道広域化推進プラン	佐賀県水道ビジョン		
			2020.3 公表後	2018.3 公表前	2020.6 公表後	2017.8 公表前	2022.7 公表後	2020.3 公表後		
		都道府県	27 大阪府	28 兵庫県	34 広島県	37 香川県	38 愛媛県	41 佐賀県		
記載項目		記載内容								
オ	経営指標に関する こと	③ 施設等（管路除く） の状況	管路以外の主要な施設について、市町村等の水道事業者ごとに、箇所数など現状を記載可能であれば、主要な施設について、地理的環境が分かるように図で表示	【P57】 市町村別基礎データに記載	記載なし	【P12～21】 水系単位（5エリア：太田川エリア、小瀬川・八幡川エリア、沼田川エリア、芦田川エリア、江の川エリア）ごとに記載	記載なし	記載なし	【P30】 水道事業者毎の主要施設箇所数を記載（図はなし）	
		④ 管路の状況	管路の布設状況、耐震化・経年化の状況について、市町村等の水道事業者ごとに記載	【P57】 市町村別基礎データに記載	記載なし 【P6～7】 （県における管路の老朽化率、管路延長、更新率、基幹管路の耐震適合率の推移を記載）	【P4、P79】 ・基幹管路の耐震化率がH26-29年度まで全国平均と比較（H29値で-5%） ・期間管路耐震化率、管路経年化率、管路更新率等について記載 ・管路延長はP12～21の5エリアに記載	記載なし	【P8】 事業者ごとではないが、「主要経営指標」として「管路の更新率」が記載	【P30】 水道事業者毎の管路の布設状況、耐震化・経年化の状況を記載	
		⑤ 耐震化計画の策定状況	水道施設の耐震化等の耐震化対策と地震発生後の応急復旧、応急給水等の応急対策について検討した耐震化計画の策定状況について、市町村等の水道事業者ごとに記載	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	【P34】 水道事業者毎の耐震化計画の策定状況を記載
		⑥ アセットマネジメントの実施状況	市町村等の水道事業者ごとのアセットマネジメントの実施状況について、1A～4Dに区分して記載	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	【P14～15】 区分ごとではないが、アセットマネジメントの取組み状況は整理して記載	【P34】 水道事業者毎のアセットマネジメントの実施状況を区分けして記載
		① 更新費用（建設改良費等）	市町村等の水道事業者ごとに建設改良費の支出状況や有形固定資産減価償却率を記載し、比較分析	記載なし	記載なし	【P39～45】 試算効果額に記載され、比較 また、県全体として、将来見込み比較が記載され、各市町単位でも記載	記載なし	【P8、P17】 ・全県として「有形固定資産減価償却率」は主要経営指標として記載 ・全県として更新投資額の推移をH26からR40年度まで記載	【P40～51】 建設改良費の支出状況はないが、水道事業者毎で経営指標を整理し、広域圏毎で分析	
		② その他の支出	市町村等の水道事業者ごとに給水原価の内訳である費用構成を記載し、比較分析	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
		③ 給水収益（水道料金）	市町村等の水道事業者ごとに有収水量、給水収益、供給単価、1か月の水道料金等の項目を記載し、給水収益に関する現状を比較分析	【P57】 市町村別基礎データに記載	【P36、P45、P52、P58、P66、P75、P83】 市町毎の経常収支及び料金収入について、H27実績とH37推計を記載	【P46～51】 県全体として、実績値と単独経営と広域連携の比較が記載、各市町単位でも記載	記載なし	【P13】 ・全県の有収水量と給水収益の予測が記載、市町村等の水道事業者ごとに記載なし ・水道料金については記載なし	【P33】 水道料金の比較・分析は実施	
		④ その他の収入	市町村等の水道事業者ごとに企業債収入、国庫補助金収入、一般会計繰入金、長期前受金戻入といった収入について金額と内容を記載し、比較分析 特に、一般会計繰入金については、繰入れの目的や金額等を詳細に記載	記載なし	記載なし	【P52～60】 県全体として、実績値と単独経営と広域連携の比較が記載、各市町単位でも記載	記載なし	記載なし	記載なし	
		⑤ 収益性の指標	市町村等の水道事業者ごとに経常収支比率、経常収益（総収益）、料金回収率を分析	【P57】 市町村別基礎データに記載	【P36、P45、P52、P58、P66、P75、P83】 市町毎の経常収支及び料金収入について、H27実績とH37推計を記載	【P80】 経営分析として記載	記載なし	【P8】 事業者ごとではないが、「主要経営指標」として「経常収支比率」、「料金回収率」を算出し、全国の平均値等と比較分析	【P40～51】 水道事業者毎で経営指標を整理し、広域圏毎で分析	
		⑥ 経営安全性の指標	市町村等の水道事業者ごとに累積欠損比率、企業債残高対給水収益比率、流動比率を分析	【P57】 市町村別基礎データの一部記載	記載なし	【P80】 経営分析として記載	記載なし	【P8】 事業者ごとではないが、「主要経営指標」として「流動比率」、「企業債残高対給水収益比率」を算出し、全国の平均値等と比較分析	【P40～51】 水道事業者毎で経営指標を整理し、広域圏毎で分析	
(2)	将来見通し	ア 自然・社会的条件に関すること	① 水道事業者の状況	都道府県内の水道事業・水道用水供給事業について、経営統合の予定の有無等、将来見通しについて記載	【P19】 広域化のロードマップを記載	【P124】 ・今後の取組について記載 ・具体的な統合予定は未記載	【P76】 ロードマップにて事業統合の方針が策定され、令和2年度末までに各事業者が判断するとなっているが、21市町のうち、事業統合への参加者数は未記載	記載なし	【P105～P106】 佐賀西部広域圏の一部水道事業者において、2020年度に事業統合予定と記載	
		② 給水人口	区域内の人口については、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計や都道府県で作成している人口ビジョン等に基づき、今後の人口変動率を求め、その上で、行政区域内人口×普及率×人口減少率や現在給水人口×人口変動率といった推計方法により、複数の推計パターン（高位・中位・低位）で将来の給水人口を推計	【P62】 市町村ごとに2060年までの将来人口と将来水量を記載	【P4】 ・県人口について、人口対策を実施した場合、しなかった場合について2060年までの推移を掲載 【P5】 ・国立社会保障・人口問題研究所による県内各地域の2040年までの将来推計人口を掲載	【P3】 県人口のR42年までの将来見通しが記載（給水人口としては記載なし）	【P14】 県全体の給水人口の見通し（R10まで）は記載、推計方法は不明	【P12】 給水人口は、全県及び東予・中予・南予の3地域の平成30年度及び令和40年度の推移を予測	【P36～39】 国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計値を採用	
		③ 産業構造	過去の工場数の推移や使用水量の推移、将来産業の動向の予測などを踏まえ、将来推計を行うことでより精緻な将来の水需要を推計	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	【P11】 推計方法に「工場用・業務用・その他有収水量」として記載、産業構造は記載なし	記載なし	
		④ 水需要	配水量及び有収水量について、用途別料金体系を採用している事業者においては、用途区分ごとに推計、口径別料金体系を採用している事業者においては、口径区分ごとに推計 有収率については、過去の傾向に基づき推計を行うほか、計画期間内の更新投資を踏まえた目標値を採用する等して算出 推計に当たっては、平均配水量だけでなく、過去の負荷率（一日平均配水量／一日最大配水量）の実績に基づく等の方法で最大配水量についても算出 県全体の傾向（増加・減少・横ばい）	記載なし	記載なし	【P3】 県人口のR42年までの将来見通しが記載（給水人口としては記載なし）	【P14】 県全体の一日平均給水量、一日最大給水量の見通し（R10まで）は記載、推計方法は不明	【P13】 全県の有収水量と給水収益の予測が記載、市町村等の水道事業者ごとは記載なし	【P36～39】 広域圏毎で、日平均・日最大給水量、施設利用率、最大稼働率を推計	
		イ 水道事業のサービスの質に関すること	① 水安全計画の策定状況	水源から給水栓に至る各段階で危害評価と危害管理を行うための水安全計画の策定状況について、将来見通しを記載	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	【P88】 水安全計画を策定していない場合の策定目標は2025年度

表 3.2 水道広域化推進プラン 要約表 (3/6)

プラン名→		府域→水道に向けた水道のあり方に関する検討報告書	兵庫県水道事業のあり方に関する報告書	広島県水道広域連携推進方針	香川県水道広域化基本計画	愛媛県水道広域化推進プラン	佐賀県水道ビジョン		
策定年月→		2020.3 公表後	2018.3 公表前	2020.6 公表後	2017.8 公表前	2022.7 公表後	2020.3 公表後		
マニュアル公表 (2019.3) 前後→		27 大阪府	28 兵庫県	34 広島県	37 香川県	38 愛媛県	41 佐賀県		
記載項目		都道府県							
		記載内容							
ウ	経営体制に関する こと	② 災害時の体制	業務マニュアルの作成や訓練状況、災害時の連携体制などについて、将来見通しを記載	記載なし	見通しに関する記載はないが、各ブロックにおける検討事項として災害時の連携強化等が記載	【P23】 「危機管理対策」は記載、「災害時の体制」としては未記載	【P7】 企業団の災害対策基本計画及び応急対策マニュアルを作成すると記載	【P62～63】 「愛媛県のこれまでの具体的取組事項」として「災害時等の応援体制」及び「資器材備蓄情報」について記載	【P95】 業務マニュアルの作成や訓練状況、災害時の連携体制などに関する将来見通しはないが、目標は毎年1回以上の災害対策訓練実施
	① 職員の状況	年齢構成別、事務・技術・技能別の職員数について、将来見通しを記載	記載なし	記載なし	【P7】 H29年度の年代別年齢構成が示されているが、将来見通しについてのコメントも記載	【P2～4】 企業団としての組織・職員体制に関して記載	記載なし	記載なし	
エ	施設等の状況に関する こと	② 広域化の状況	広域化の状況について、将来新たに実施することが決まっているものについて記載	【P19、P22】 ・広域化のロードマップを記載 ・企業団と市町村水道事業者との連携及び統合を記載	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	【P105～P106】 佐賀西部広域圏の一部水道事業者において、2020年度に事業統合予定と記載
		① 水源の状況	水源の状況について、将来見通しが現在の状況と異なる点について記載	記載なし	【P138～142】 水源の将来見通しとは異なるが、外部アドバイザーによる各ブロックにおける将来の理想的な給水体制に関する見解が記載	【P12～21】 水系単位（5エリア：太田川エリア、小瀬川・八幡川エリア、沼田川エリア、芦田川エリア、江の川エリア）ごとに記載	記載なし	記載なし	記載なし
		② 給水能力	将来の水需要を満たす適正な水準の給水能力について見込むことが必要 平均配水量だけでなく、最大配水量に関する指標である最大稼働率や負荷率の水準についても併せて設定していく必要がある	記載なし	【P138～142】 給水能力の見通しとは異なるが、外部アドバイザーによる各ブロックにおける将来の理想的な給水体制に関する見解が記載	【P12～21】 水系単位（5エリア：太田川エリア、小瀬川・八幡川エリア、沼田川エリア、芦田川エリア、江の川エリア）ごとに「必要水量」として記載	記載なし	【P8】 「主要経営指標」として、「施設利用率」を算出し、全国の平均値等と比較分析	記載なし
		③ 施設等（管路除く） の状況	管路以外の施設等の更新や統廃合の見込み、老朽化・耐震化の見込み等、将来見通しを記載	記載なし	【P38～85】 各ブロックにおいて今後検討が可能と思われる施設等の連携方を記載	【P12～21】 水系単位（5エリア：太田川エリア、小瀬川・八幡川エリア、沼田川エリア、芦田川エリア、江の川エリア）ごとに記載	記載なし	【P8】 「主要経営指標」として、「施設利用率」を算出し、全国の平均値等と比較分析	【P93】 管路以外の施設等の更新や統廃合の見込み、老朽化・耐震化の見込み等に関する将来見通しはないが、2034年度までの目標として基幹施設の耐震化率50%
		④ 管路の状況	管路の布設状況、耐震化・経年化状況について、将来見通しを記載	記載なし	記載なし	【P12～21】 水系単位（5エリア：太田川エリア、小瀬川・八幡川エリア、沼田川エリア、芦田川エリア、江の川エリア）ごとに「管路延長」として記載	記載なし	記載なし	【P93】 管路の布設状況、耐震化・経年化状況に関する将来見通しはないが、2034年度までの目標として耐震適合率50%
⑤ アセットマネジメント の実施状況	現在未実施の事業体の実施予定や、より精緻なアセットマネジメントを行う等、将来のアセットマネジメントの実施見込みを記載	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	【P99】 2025年度までにタイプ3C、2034年度までの目標としてタイプ4Dのアセットマネジメントを実施		
オ	経営指標に関する こと	① 更新費用（建設改良 費等）	アセットマネジメントに基づき、それぞれの施設、管路、設備等について、地域の実情に応じた更新時期を設定し、既存施設の取得価格（デフレター補正を考慮）や近年の施工実績などから費用を算出した上で、事業の平準化を実施し、施設等の更新費用の将来見込みを作成	記載なし	記載なし	【P39】 「建設改良費のコスト縮減額」として算出（全21市町及び県（用供））	【P12】 企業団としての、R9までの事業費を記載	【P14～17】 更新投資額のH26からR40までの「更新投資額の推移」を記載	【P52～56】 ・総務省発刊の「地方公営企業年鑑」「簡易水道事業年鑑」の「資本的収支に関する調」に掲載されている過去の上水道事業、水道用供水給事業、簡易水道事業（公営のみ）の建設改良費実績を使用 ・更新時期は、法定耐用年数以上の更新基準を設定（土木・建築構造物…75年、機械・電気設備…25年、管路…60年）
		② その他の支出	減価償却費、人件費、支払利息、動力費、委託料、受水費等の維持管理費・運転経費に係る支出のうち、広域化した場合の将来見通しとの比較による効果が多いと見込まれる費目について、水道事業者ごとの推移を示した上で、県全体の将来見通しを記載	記載なし	記載なし	【P39】 「維持管理費のコスト縮減額」として算出（全21市町及び県（用供））	記載なし	記載なし	記載なし
		③ 給水収益（水道料 金）	将来の給水収益については、用途区分ごとや口径区分ごとに有収水量と供給単価を乗じる等の方法で推計	記載なし	記載なし	【P46～51】 県全体として、実績値と単独経営と広域連携の比較が記載、各市町単位でも記載	【P13】 事業者間の公平性を保つため、旧水道事業者ごとに費用と収益のバランスを確認しながら、水道料金を適切に設定（平成39年度における内部留保資金を料金収入の50%程度となるようにするとともに、企業債残高を料金収入の3.5倍以内となるように設定）	記載なし	【P52～56】 ・供給単価（一定）×有収水量（推計値）で算定 【P58～59】 ・毎年度黒字となるようなどを考慮し、料金改定を行う場合も推計
		④ その他の収入	企業債には、投資負担を平準化し、世代間負担の公平を確保する機能がありますが、今後の人口減少を踏まえ、将来世代に過度な負担を強いることがないよう、企業債発行額の適切な管理が重要 国庫補助金及び他会計繰入金については、現行の国庫補助制度や繰出基準に基づき、支出見込みから将来の収入額を算出	記載なし	記載なし	【P37、P52～60】 ・一般会計繰入金（国交付金の対象事業費の1/3含む）、企業債、国交付金（生活基盤施設耐震化等交付金等）を試算 ・県全体として、実績値と単独経営と広域連携の比較が記載、各市町単位でも記載	【P13】 ・国庫補助金：水道事業運営基盤強化推進事業費として交付要綱に基づき算出、交付率は象事業費の3分の1を基準とし更にその65%で試算 ・一般会計繰入金：現状の繰出金は引き続き繰出しを受ける、水道料金の着しい値上げ（1回の料金改定につき平均改定率10%を超える改定）を回避するために必要な額を一般会計から繰出しを受ける、ただし、国の交付金（水道事業運営基盤強化推進事業）の額が上限	記載なし	記載なし
		⑤ 収益性の指標	経常収支比率（経常収入／経常費用）、料金回収率（供給単価／給水原価）がそれぞれ将来どのような見通しになるか分析	記載なし	【P36、P45、P52、P58、P66、P75、P83】 市町毎の経常収支及び料金収入について、H27実績とH37推計を記載	【P80】 経営分析として記載	記載なし	【P60～61】 「広域化の財政シミュレーション」として、「給水原価」と「料金回収率」の指標を県全体・東予・中予・南予地域についてH30年度とR40年度で、成り行き（現行）、広域化にて比較検討	【P57】 ・広域圏毎で、経常収支比率と料金回収率の将来見通しを行い分析 【P60】 ・料金改定した場合の上記指標の将来の見通しを検討

表 3.2 水道広域化推進プラン 要約表 (4/6)

記載項目		都道府県		大阪府	兵庫県	広島県	香川県	愛媛県	佐賀県
記載項目		都道府県		大阪府	兵庫県	広島県	香川県	愛媛県	佐賀県
(3) 経営上の課題	⑥ 経営安全性の指標	記載内容		累積欠損金や企業債残高の将来見通しについて記載	記載なし	記載なし	【P80】 経営分析として記載	記載なし	【P57】 ・広域圏毎で、企業債残高対給水収益比率と営業収益対資金残高比率（＝資金残高／営業収益）の将来見通しを行い分析 【P60】 ・料金改定した場合の上記指標の将来の見通しを検討
		自然・社会的条件に関すること	・水需給の不均衡	記載なし	【P4】 水需要の減少に伴い施設規模が過大になることを想定	記載なし	記載なし	【P13】 「有収水量と給水収益」について、県全体・東予・中予・南予地域について、H30年度値とR40年度値と比較し、減少率は-20%強から-50%強	【P82】 ・水需要減少に伴い施設能力には余裕が生まれているが、水融通が可能な系統とその水量は限られていることを課題として記載
		水道事業のサービスの質に関すること	・災害への対応	記載なし	【P6～7】 ・管路の更新や耐震化が進んでいないことが、災害時の断水の長期化等、住民生活に甚大な影響を及ぼすと記載 【P7～8】 ・職員数の減少、高齢化、専門職員の不足による将来への強い危機感があると記載	記載なし	記載なし	記載なし	【P80】 ・多くの事業体で水安全計画が策定されていないことを課題として記載 【P82】 ・一部事業体が危機管理マニュアルやBCPを策定できていないことを課題として記載 【P83】 ・比較的大規模な水道事業では、地域防災訓練を実施しているが、小規模な水道事業では実施していないことを課題として記載
		経営体制に関すること	・職員数の減少	記載なし	【P7～8】 職員数の減少、高齢化、専門職員の不足による将来への強い危機感があると記載	【P7】 人材・技術力として記載	記載なし	記載なし	【P84】 ・技術職の高齢化や不足があり、将来の人材育成計画はほとんどの水道事業で策定されていないことを課題として記載
		施設等の状況に関すること	・有収水量の減少に伴う、施設利用率の低下 ・老朽化、耐震化対策の必要性	記載なし	【P4】 ・水需要の減少に伴い施設規模が過大になることが想定 【P6～7】 ・管路の更新や耐震化が進んでいないことが、災害時の断水の長期化等、住民生活に甚大な影響を及ぼすと記載	【P4】 施設として、施設更新、耐震化について記載	記載なし	【P8、P39】 ・「主要経営指標」として、「施設利用率」を算出し、全国の平均値等と比較分析しているが、将来推計値は未記載 ・耐震化については、「浄水場の統廃合について」にて一部必要性が記載	【P84】 ・施設や管路の老朽化等に対する事業の実施計画について、多くの事業体で策定されていないことを課題として記載
		経営指標に関すること	・料金収入の減少 ・更新需要の増大 ・経営状況の悪化	記載なし	【P3～7】 検算簿の状況として、水需要の減少、料金収入の減少に伴う操出金の増加、施設老朽化に伴う更新需要の増大、専門職員の不足等を課題として記載	【P4～5】 ・施設として、施設更新費用について記載 ・財務として、損益・資金残高・給水原価それぞれの見通しが記載	記載なし	【P60～61】 「広域化の財政シミュレーション」として、「給水原価」と「料金回収率」の指標を県全体・東予・中予・南予地域についてR40で、成り行き（現行）、広域化にて比較検討	【P85】 ・単独運営かつ現行の料金水準で事業運営を継続した場合、ほとんどの水道事業で料金回収率が100%未満となる見通し ・佐賀西部広域圏、佐賀松浦広域圏ではほとんどの水道事業が資金残高が不足する見通しであることを課題として記載

表 3.2 水道広域化推進プラン 要約表 (5/6)

プラン名→		府域一水道に向けた水道のあり方に関する検討報告書	兵庫県水道事業のあり方に関する報告書	広島県水道広域連携推進方針	香川県水道広域化基本計画	愛媛県水道広域化推進プラン	佐賀県水道ビジョン		
策定年月→		2020.3	2018.3	2020.6	2017.8	2022.7	2020.3		
マニュアル公表 (2019.3) 前後→		公表後	公表前	公表後	公表前	公表後	公表後		
都道府県		27	28	34	37	38	41		
記載項目		大阪府	兵庫県	広島県	香川県	愛媛県	佐賀県		
2. 広域化のシミュレーションと効果									
(1) 広域化パターンの設定	I 広域化の検討に当たっての留意点	圏域の設定と考え方を記載	【P18】 府域一水道	【P23】 ・試行的に県内を9ブロックに区分し、各ブロックの特性を踏まえた課題と対応策を分析：阪神北ブロック、東播磨ブロック、北播磨ブロック、中播磨ブロック、西播磨ブロック、但馬ブロック、丹波ブロック、神戸・阪神南ブロック、淡路ブロック（淡路広域水道企業団） 【P111～114】 ・自己水源から県営水道への転換（垂直連携）を1つの検討例として記載	【P8】 H22年度「広島県水道整備基本構想（第2次）」にて設定された3圏域（広島圏域、備後圏域、備北圏域）があるが、今後の経営環境を踏まえ、全県域を広域連携の範囲とすると記載	記載なし	【P34】 ・3つの地域（東予地域、中予地域、南予地域） ・現状傾向のままの「成り行き将来推計」と「広域化メニューの効果額を比較し効果を把握」 ・効果の試算に当たっては、県内20市町及び2企業団に実施調査をして把握した数値を使用	【P5】 ・3つの広域圏（東部広域圏、西部広域圏、松浦広域圏） ・広域圏区分の基本的な考え方は、水道整備基本構想における広域圏を基本とし、地理的・社会的を考慮し、区分けして記載 ・東部広域圏…水道用水供給事業あり ・西部広域圏…水道用水供給事業あり ・松浦広域圏…水道用水供給事業なし（地形的に高低差があり、小規模水道事業と簡易水道事業が多く存在）	
	II 広域化の種類	経営統合のほか、浄水場等一部の施設の共同設置・共同利用や事務の広域的処理等、多様な類型が考えられる。	【P19】 府域一水道に向けた段階的な取り組み ステップ1：業務の共同化 ステップ2：経営の一体化・事業統合	【P30～32】 ブロック毎に、ハード面とソフト面の連携方策をそれぞれ検討。検討課題例としては以下の事項が記載 ハード面：① 施設の統合、② 既設の緊急時連絡管による行政区域外給水、③ 管路接続 ソフト面：① 営業業務、施設管理等の共同委託、② 資材等の共同購入、③ 各種システムの共同化、④ 業務情報のクラウド化、⑤ 水道スマートメーター導入に向けた調整	【P9】 ・広域連携の形態として、統合による連携と統合以外の連携（事務の広域的処理・施設の共同化） ・広域連携の受け皿として、企業団と事業譲渡、協議会	記載なし	【P34～36】 ・施設の共同設置・共同利用、事務の広域的処理等、経営統合を検討	【P123】 ・ビジョン計画期間（R16まで）は、広域圏単位で、施設の統廃合や管理の一体化の検討・実施を進める計画 ・ビジョン計画期間以降（R17以降）は、県内1水道を見据えた事業経営を目指した検討をすすめる計画	
(2) 広域化のシミュレーション	IIア 施設の共同設置・共同利用（施設の統廃合）	① 対象の設定	実現可能性のある水源、取水場、浄水場、ポンプ場、導送水管、配水池などの施設の統廃合について、ケースを洗い出す。	【P30】 淀川系浄水場で府内水需要を全て賅えることから、淀川系以外の浄水場の存廃の設定により3パターンに区分	【P23～99】 ブロック毎に地域特性を踏まえた課題と対応策を検討しており、「ハード面の連携方策」として記載	【P9】 ・浄水場などの施設を共同設置 ・建設改良工事の効率化が可能 ・共同施設について施設整備水準の向上が可能	【P9】 ・水道施設等の維持・管理、運営等の効率化により、水道事業の基盤を強化し、円滑な水融通を行うために必要な施設を整備 ・香川用水及び県内自己水源は、水利権水量の範囲内で、効率的に活用 ・施設能力や配水区域等において、合理的かつ経済的と考えられる施設は継続して運用し、統合等により整理できる施設は運用を休止又は廃止 ・施設の再編にあわせ、水源を整理	【P37～40】 ・配水池及び浄水場の統廃合について検討 ・配水池では定量的効果あり ・浄水場については「峠越え」や「河川横断」があり統合費用が増加することや、廃止対象となる浄水場の良好な水源や、耐震性があるなど統合の必要がないとの記載	【P107】 ・水系や地域特性を考慮し、建設から40年以上経過した浄水場を含めて、施設の共同化の組合せを設定
		② 効果の算出	更新費用、維持管理費及び運転管理費について効果を算出	【P32】 一水道化の効果（試算期間：2021年～2060年、2030年に一水道実現を仮定） 総費用：約1,600億円～2,100億円削減	課題と対応策の検討にとどまっており、効果の算出は未記載	【P9】 ・建設改良工事の効率化が可能 ・共同施設について施設整備水準の向上が可能	記載なし	【P108】 ・費用の算定に当たっては、「水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き（2011（平成23）年12月 厚生労働省）」を活用 【P109～110】 ・施設の共同化により、県全体で約120億円の削減効果となる試算結果	
	IIイ 事務の広域的処理	① 対象の設定	浄水場等の運転監視業務の一体化や施設の保守・点検業務の一体化等の業務の一体化、システムの共同化等がある。	【P19】 府域一水道に向けた段階的な取り組み ステップ1：業務の共同化 ステップ2：経営の一体化・事業統合	【P23～99】 ブロック毎に地域特性を踏まえた課題と対応策を検討しており、「ソフト面の連携方策」として記載	【P9】 職員研修や施設の運転監視、窓口業務などの共同実施、共同委託	【P5～7】 ・情報システム統合計画（財務システムや工事監理システム、水道料金システム、マッピングシステム等の統合計画。）を記載 ・検針、測定及び収納業務や窓口業務等の統一、給水装置工事施工基準の統一、設計積算・工事検査業務、維持修繕業務を統一	【P41～55】 検討業務は以下の6種 ①部材の共同調達 ②システムの共同化 ③水質検査の共同化 ④運転管理業務の共同化 ⑤営業業務の共同化 ⑥その他	【P112】 検討業務は、以下3種 ①水道施設（取水場～配水池）運転及び維持管理（点検）業務の共同化 ②窓口業務、給水契約、検針、収納などの営業業務の共同化 ③管路マッピングシステムの共同化
		② 効果の算出	ICT・IoTの活用により、システムの標準化・共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込む。	【P51】 ・システムの共同化 各団体の様々なシステムを統一することで、コストを削減。災害時の広域応援の際にも有用。 ・ICT等の活用 業務の効率化や事業費抑制等のためにICTを積極的に活用することが必要。	【P142】 「アドバイザーから提示された各地域の将来像」として、西播磨ブロック北部、但馬ブロック、丹波ブロックにおけるIoT技術を活用した施設運転の自動化や遠隔操作のネットワークの活用が記載	【P9、P24、P28】 ・職員研修や施設の運転監視、窓口業務などの共同実施、共同委託 ・組織・管理体制の最適化での基本的な考え方に「DXの推進による業務の効率化」が記載 ・「IoT、AIなどのデジタル技術や委託も活用しながら、運転監視業務や保全業務を効率化し、維持管理費の低減を図る」が記載	【P5】 情報システム統合計画（財務システムや工事監理システム、水道料金システム、マッピングシステム等の統合計画。）を記載	【P67～69】 ・スマートメーター等は導入に向けた検討 ・会計システムは、「水道標準プラットフォーム」の活用を検討 ・水道施設台帳は、「水道施設台帳電子化促進事業」を活用し、システムの共同化を推進し、利用しない場合には「水道標準プラットフォーム」の活用を検討 ・運転管理業務の共同化においては、ICT化・IoT化を推進することが記載 ・その他には「デジタル化の推進（水道標準プラットフォームの活用）」を検討項目として記載	【P124～P125】 広域圏内での広域連携に伴う事務関係システムの統合
		様々なシステムについて、水道事業者間の複数パターンを組み合わせて、現行の契約形態で発注した場合と比較し、共同発注を行った場合の効果を試算する。	【P37】 委託費の効果 一水道による同一業者同時発注等のスケールメリットによる削減（152億円～343億円）	課題と対応策の検討にとどまっており、効果の算出は未検討	【P9】 ・維持管理や事務処理面での効率化が可能 ・連携業務について、サービスの向上が可能	記載なし	【P41～55】 部材の共同調達、システムの共同化、水質検査の共同化、運転管理業務の共同化、営業業務の共同化、その他に分けて3地域ごとに試算（効果と削減率等）	【P113】 ・費用の算出方法は不明 ・管理の一体化により、県全体で年間約4億円の削減効果となる試算結果	

表 3.2 水道広域化推進プラン 要約表 (6/6)

プラン名→		府城一水道に向けた水道のあり方に関する検討報告書	兵庫県水道事業のあり方に関する報告書	広島県水道広域連携推進方針	香川県水道広域化基本計画	愛媛県水道広域化推進プラン	佐賀県水道ビジョン	
策定年月→		2020.3	2018.3	2020.6	2017.8	2022.7	2020.3	
マニュアル公表 (2019.3) 前後→		公表後	公表前	公表後	公表前	公表後	公表後	
都道府県		27	28	34	37	38	41	
記載項目		記載内容						
IIウ 経営統合	① 対象の設定	・県内一水道として経営統合 ・複数の圏域ごとに経営統合 ・県営の用水供給事業から受水しているA市～F市において、末端給水事業の水平統合及び用水供給事業との垂直統合	府内一水道として経営統合	【P93～99】 淡路広域水道企業団と3市（洲本市、南あわじ市、淡路市）が垂直統合を完了（H22.4）の経緯や効果、課題等について記載	【P9、P76】 ・組織を一つに統合 ・広域連携の受け皿として「企業団」 ・R4.11企業団設立（竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野市、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町、広島県）	【P2～P4】 ・（H29.11）企業団設立：高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町、香川県） ・H30.4：企業団による事業開始	・全県（3地域の合計） ・3地域（東予・中予・南予） 東予…今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、上島町 中予…松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町 南予…宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、南予水道企業団、津島水	【P105～P106】 ・佐賀西部広域圏の一部水道事業者において、2020年度に事業統合予定と記載 ・事業統合の対象：多久市、武雄市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、西佐賀水道企業団（小城市三日月町、小城市牛津町、小城市芦刈町、白石町福富地区）、佐賀西部広域水道企業団
	② 効果の算出	施設の共同設置・共同利用や事務の広域的処理の効果を含算するとともに、経営体制の強化や専門人材の確保、技術水準の維持、災害時の体制強化など、定量的、定性的な効果を算出。	【P32】 一水道化の効果（試算期間：2021年～2060年、2030年に一水道実現を仮定） 総費用：約1,600億円～2,100億円削減	課題と対応方策の検討にとどまっており、効果の分析は未実施	【P9】 ・施設整備、維持管理、サービスなど全体最適による事業全般の効率化が可能 ・広域連携に係る国交付金の活用が可能 ・サービスや施設整備水準の向上が可能 ・料金格差解消に向けた検討が可能	記載なし	【P56～57】 全県及び3地域ごとに広域化の効果と削減率が記載	記載なし
	III 広域化した場合の将来見通しの策定と総合的な効果の分析		【P32】 一水道化の効果（試算期間：2021年～2060年、2030年に一水道実現を仮定） 総費用：約1,600億円～2,100億円削減	【P100～110】 ・広域連携（水平連携）による経営改善効果について、他都市による試算例を掲載	【P11】 施設の最適化のため、5エリア（河川流域や水道用水供給事業の整備状況）を設定して、具体的な取組（施設再編整備）と効果が記載	記載なし	記載なし	【P114～122】 管理の一体化を実施した場合の財政シミュレーションを実施し、経営環境の改善が期待できる結果（資金残高の増加等）や水道利用者の負担軽減（供給単価の上昇を抑制）となる結果
	IV 広域化に向けた課題		記載なし	【P123】 今後の検討・取組の進め方や課題について、市町、地域別協議会、住民への周知・理解促進等の項目を挙げ記載	【P76】 ロードマップにて、広域連携の推進に向け詳細な検討と適切な準備期間の確保が重要と記載	記載なし	地域性（山間地域、半島や離島が点在等）による統廃合の余地が少ないと記載	【P111、P123】 ・統廃合に伴う管路整備の検討（導水管、送水管、ポンプ場など） ・水質検査結果に基づいた浄水処理方法の検討 ・将来の水需要量見直しを踏まえた浄水場供給能力の検討 ・施設の統廃合を反映した財政シミュレーションの実施 ・水道事業者及び水道用水供給事業者における経費削減などの精査
3. 今後の広域化に係る推進方針等								
(1) 広域化の推進方針		広域化のシミュレーションと効果の算出を踏まえて、今後どのような方針で広域化の検討を進めていくか、可能な限り記載	【P52】 ・各団体が水道の基盤強化に向け、必要な取組をより一層強化することが不可欠 ・一水道化は府城水道の基盤強化に大きく資するものであるため一水道に向けた検討を推進 ・広域化には財政・組織運営体制の両面で効果があるため各団体・地域の実情に応じた広域化に取り組んでいくことも重要 ・府のリーダーシップの下、一水道をめざしてオール大阪で取り組む	【P123～124】 今後の検討・取組の進め方や課題について、市町、地域別協議会、住民への周知・理解促進等の項目を挙げ記載（シミュレーション、効果の算出は未実施）	【P76】 ロードマップ 市町においては、十分な検討・議論を行い、令和2年度末までに県の方針に対して判断 ただし、市町において令和2年度中の判断が困難な場合などについては、令和3年度以降の判断も可能	・基本計画自体が、企業団としての方針 【P16】 ・東予・中予地域では、事務の広域的処理 ・南予地域では、事務の広域的処理、施設の共同設置・共同利用、将来的に事業統合を視野に入れて協議	【P123】 ・2024年度までに各広域圏で組合管簡易水道事業などの事業統合などの要望がない関係者へヒアリング調査を行い、要望に応じて事業統合などを検討 ・2034年度までに、広域圏単位で事務及び管理業務、システム構築などのソフト面を主体とした広域連携の検討及び実施を推進 ・2035年度以降に、県内1水道を見据えた事業経営を目指し、検討を推進	
(2) 当面の具体的な取組内容及びスケジュール		広域化の推進方針に基づき当面実施する具体的な取組やスケジュールについて、必要な施設の整備内容や検討のための協議会の開催など、水道広域化推進プラン策定時において決まっていることを記載	【P52】 ・「大阪府水道基盤強化計画」の策定と「大阪府水道整備基本構想（おおさか水道ビジョン）」の見直し ・一水道に向けたさらなる検討 ・広域化に向けた検討・取組み ・住民理解を深めるための効果的方策の検討・実施	【P124】 懇話会の提言を受け、H30以降に取り組むべき具体例を記載	【P76】 ロードマップ ・令和3年度：統合による連携に賛同する市町と県による基本協定を締結 ・R4.11：企業団設立（竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野市、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町、広島県） ・R5.4：企業団による事業開始	【P2～P4】 ・（H29.11）企業団設立：高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町、香川県） ・H30.4：企業団による事業開始 ・H32.4：県内5ブロック（東讃、小豆、高松、中讃、西讃）に統括センター設置	【P64】 ・3地域（東予・中予・南予）に区分して検討 ・「宇和島市と津島水道企業団の事業統合」は令和6年度末が望ましいと記載 ・「南予水道企業団及び用水受水水道事業者間における広域化」は、経営統合・事業統合を視野に入れた検討・協議が望ましいと記載	【P124～126】 ・当面の具体的な取組内容や実施が見込まれる事業を広域圏毎及び関連事業体毎で記載（例えば、システムの共同開発や統合や事業統合に係る施設の整備、緊急時に備えた施設整備に必要な調査検討、備品等の共同購入など） ・スケジュールについては、広域化の推進方針に記載
その他記載事項		シミュレーションを行った範囲 (全体or一部の圏域)	全体	なし	【P76】 ロードマップ 市町においては、十分な検討・議論を行い、令和2年度末までに県の方針に対して判断 ただし、市町において令和2年度中の判断が困難な場合などについては、令和3年度以降の判断も可能	全体 (3地域)	全体 (圏域毎)	
		その他		【P93～99】 ・H22に完了している淡路広域水道企業団と3市（洲本市、南あわじ市、淡路市）の垂直統合について、その経緯や効果、将来的課題等を事例紹介として掲載 【P100～110】 ・広域連携（水平連携）による経営改善効果について、他都市による試算例を掲載	【P61-74】 ・工業用水事業の広域連携について記載 【P75】 ・下水道事業の取り扱いについて記載	【P17】 ・簡易水道事業は上水道に統合 ・中讃地区工業用水事業は、企業団において一体的に管理運営 ・下水道事業の取扱いについて記載	【P70】 ・「水道事業の広域連携に関する検討（総務省）」、「水道広域化推進プラン（総務省・厚労省）」の検討状況を踏まえ、「水道基盤強化計画（水道法第5条）」を新たに作成し、水道事業の広域化を引き続き推進すると記載	【P62～76】 ・広域圏毎のPIを算出し、評価・分析、業務指標からみた課題を抽出 【P106】 ・水道広域化に関する意見・意向のヒアリング結果を記載

4. 「水道基盤強化計画」の分析

4.1 調査目的

水道広域化推進プランにおける広域化の推進方針や当面の具体的な内容を踏まえつつ、基本方針に基づき、広域連携に関しては、計画区域を定め、その区域において実施する具体的な連携内容（対象施設や対応策等）を記載するとともに、実現に向けた具体的な整備内容を記載することとしている。そこで本業務において、上記「水道広域化推進プラン」同様に、都道府県毎の比較ができる要約表等の全国に横展開できる資料を作成した。

4.2 調査対象事業体

令和4年11月末時点で策定済みである以下1県の水道基盤強化計画の策定年月及び計画名称を表4.1に示す。

表 4.1 水道基盤強化計画策定済み県の策定年月及び計画名称

都道府県	策定年月	計画の名称
茨城県	2022年5月	県南西地域水道基盤計画

4.3 調査結果及び分析

上記茨城県の水道基盤計画を水道基盤強化計画作成の手引きの項目にしたがって、分析・要約して取りまとめたものを次表に示す。

表 4.2 水道基盤強化計画 要約表 (1/4)

記載項目		記載内容	計画名→ 都道府県	県南西地域水道基盤計画 8 茨城県
水道基盤強化計画				
1	一般概況	都道府県全域において、地勢、人口、産業等の水道を取り巻く諸条件の概要について、図や表を用いるなどして記載。		【P.3～9】 地勢、人口、産業（商工業、農林水産業）、水資源等（水資源開発、地下水規制）を記載
2	水道基盤強化計画の期間	水道基盤強化計画の期間は、概ね15年以上とすることが望ましい。計画に関しては、計画の進展状況や協議会等の検討状況を勘案し、適宜見直しを行うなど、計画遂行の見通しを立てつつ進捗を管理		【P.9】 10年間 (令和3(2021)年度～令和12(2030)年度)
3	計画区域の設定	都道府県は、自然的社会的諸条件の一体性等に配慮して計画区域を設定する(図-1参照)。計画区域全体における水道事業等の全体最適化の構想を描くことが重要。 また、計画区域の設定については、各都道府県の実情を踏まえ、人材配置、施設管理、財源確保などの諸条件を考慮し、各都道府県内で計画区域を1つ、または複数に分けた上でそれぞれの計画区域ごとに水道基盤強化計画を策定することも可能。 さらに、市町村合併による行政的社会的情勢の変化などを踏まえて検証しつつ、必要に応じて水道基盤強化計画に位置づける計画区域とすることも可能。		【P.10～11】 県南西広域圏の24市町村(17市6町1村) ただし、小美玉市(石岡市の一部に給水)、千葉県我孫子市(取手市の一部に給水)及び千葉県香取市(稲敷市の一部に給水)の給水区域を除く
4	計画区域の将来給水人口及び水需給の見通し	(1) 将来給水人口	人口減少社会を踏まえた水道の基盤の強化を計画的に図るために、今後、30年以上の人口推移を把握することが必要。例えば、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計や都道府県で作成している人口ビジョン等を参考に、今後の人口変動率を求めるなどによって、計画区域内の将来給水人口を推計。	【P.12～13】 給水人口の実績(H25～R1)及び将来給水人口(R2～R32)を記載
		(2) 水需給の見通し	「(1)将来給水人口」で得られた結果を踏まえ、計画区域における水道事業者等ごとに、水需給の見通し(将来における水道水の需要量の推定と供給の見通し)について記載。	【P.12～13】 水需要の実績(H25～R1)及び水需要の見通し(R2～R32)を記載
5	水道の現況	計画区域における水道事業者等ごとに、水道の現況について記載する。 これらについては、「水道事業ガイドライン JWWA Q100」(公益社団法人日本水道協会)に基づく業務指標(PI)などを利用し、できる限り定量的な情報を収集し、数値や図表を用いた分かりやすい内容にすること。また、計画期間中の下記数値や図表の更新を考慮し、データ収集時の日付を記載しておくことが望ましい(「〇年△月現在」など)。		
(1) 水道事業者等の状況について	1) 水道普及率と施設数	計画区域における水道事業者等ごとに、水道普及率と施設数について記載(表-2参照)。		【P.14～21】 ・平成30(2018)年度の水道普及率は、70%台～99%超で県南地域が低い傾向 ・事業数は上水道事業(24市町村21事業)、非営利簡易水道事業(111事業)、専用水道(152施設)
	2) 職員の年齢別構成	計画区域における水道事業者等ごとに、事務職、技術職、技能労務職ごとの年齢別構成を記載(表-3参照)。		【P.22～26】 ・県南地域の平成30(2018)年度の職員数は151人で、事務職57.0%、技術職41.7%、技能職1.3%で構成、年齢構成別は、50歳以上が33.2%で高齢化が進行 ・県西地域の平成30(2018)年度の職員数は137人で、事務職79.6%、技術職20.4%、技能職0.0%で構成、年齢構成別は、50歳以上が31.4%で高齢化が進行 ・市町村等別職員の職種別及び年齢別の構成を記載
	3) 水需要の実績	計画区域における水道事業者等ごとに、水需要の実績について記載(表-4、表-5参照)。		【P.27～33】 ・上水道事業における平成30(2018)年度の水需要(1日最大及び1日平均給水量、1人1日最大及び1人1日平均給水量、有収率、等)の実績を記載 ・水道用水供給事業における平成30(2018)年度の水需要(1日最大及び1日平均供給量、1人1日最大及び1人1日平均供給量、有収率、等)の実績を記載 ・非営利簡易水道事業における平成30(2018)年度の水需要(1日最大及び1日平均給水量、1人1日最大及び1人1日平均給水量、有収率、等)の実績を記載
	4) 水源内訳(取水量)の推移	計画区域における水道事業者等ごとに、水源の内訳とその取水量の推移について記載(表-6参照)。		【P.34～36】 上水道事業及び簡易水道事業の水源内訳(取水量)の推移(H10～H30)を県南地域及び県西地域について記載
	5) 広域連携の状況	計画区域における水道事業者等ごとに、現在実施している広域連携の取組状況について記載(表-7参照)。		【P.37】 令和2(2021)年度の広域連携の状況(事業統合(広域水道)、経営の一体化、管理の一体化、共同施設の設置)を記載
	6) 官民連携の状況	計画区域における水道事業者等ごとに、現在実施している官民連携の取組状況について記載(表-8参照)。		【P.38～39】 令和2(2021)年度の官民連携(取導水施設・浄水施設・送配水施設の運転管理及び保守点検業務、料金徴収業務、その他、第三者委託)の状況を県南地域及び県西地域について記載

表 4.2 水道基盤強化計画 要約表 (2/4)

記載項目		記載内容	計画名→
			都道府県
			県南西地域水道基盤計画
			8
			茨城県
(2)施設等について	7) 技術支援、人事交流の状況	計画区域における水道事業者等ごとに、他の水道事業者等への技術支援或いは人事交流について記載(表-9参照)。	記載なし
	8) 広域連携に関する協議会等の設置状況	計画区域における水道事業者等ごとに、広域連携に関する協議会等の設置状況について記載(表-10参照)。	記載なし
	1) 施設の状況	計画区域における水道事業者等ごとに、施設の状況について記載(表-11参照)。	【P.40~41】 平成30(2018)年度の上水道事業の施設利用率、最大稼働率及び負荷率を県南地域及び県西地域について記載
	2) 管路の布設状況	計画区域における水道事業者等ごとに、管路の布設状況について、管種別で記載(表-12参照)。	【P.42~45】 平成30(2018)年度の上水道事業(県南地域及び県西地域)及び水道用水供給事業の管路の布設状況(管種別布設割合)を記載
	3) 施設の経年化状況	計画区域における水道事業者等ごとに、施設の経年化状況について、浄水施設、電気・機械設備及び管路の法定耐用年数超過率を記載(表-13参照)。また、管路の経年化状況について管路延長を記載(表-14参照)。	【P.46~47】 管路(全管路)の経年化状況(H26~H30の推移、法定耐用年数40年を超過した割合)を記載
	4) 施設の耐震化状況	計画区域における水道事業者等ごとに、施設の耐震化状況について、浄水施設、浄水施設の主要構造物、ポンプ所、配水池及び管路の耐震化率を記載(表-15参照)。また、管路の耐震化状況について、管路延長を記載(表-16参照)。管路の耐震化状況については、重要給水施設管路とその他の管路に分類して記載。	【P.48~53】 浄水施設(浄水場)及び配水施設(配水池)の耐震化状況と基幹管路の耐震適合率を記載(H26~H30の推移)
	5) 直近の大規模災害における施設の被害状況	計画区域における水道事業者等ごとに、直近の大規模災害における施設の被害状況について記載(表-17参照)。	【P.54】 直近の大規模災害における施設の被害状況(東日本大震災(平成22(2010)年度)、関東・東北豪雨災害(平成27(2015)年度))を記載
	6) 水道事業ビジョンの策定状況	計画区域における水道事業者等ごとに、水道事業ビジョンの策定状況について記載。策定中・未着手の場合、策定完了の目標年度についても記載(表-18参照)。	【P.55】 令和2(2021)年度における上水道事業21事業者、水道用水供給事業1事業者の水道事業ビジョン策定状況を記載
	7) 危機管理マニュアルの策定状況	計画区域における水道事業者等ごとに、危機管理マニュアルの策定状況を記載(表-19参照)。	【P.56】 令和2(2021)年度の上水道21事業者、水道用水供給事業1事業者における危機管理マニュアル(地震、風水害、水質汚染、クリプトスピリジウム、施設事故、停電、管路事故、凍結事故、テロ、湯水、応援協定、情報セキュリティ、インフルエンザ)の策定状況を県南地域及び県西地域について記載
	8) 水安全計画の策定状況	計画区域における水道事業者等ごとに、水安全計画の策定状況について記載(表-20参照)。	【P.57】 令和2(2021)年度の上水道21事業者、水道用水供給事業1事業者における水安全計画の策定状況(22事業者のうち3事業者が策定済み)を記載
	9) クリプトスピリジウム対策の実施状況	計画区域における水道事業者等ごとに、クリプトスピリジウム対策の実施状況について記載(表-21参照)。	【P.58】 平成30(2018)年度の上水道21事業者、水道用水供給事業1事業者におけるクリプトスピリジウム対策の実施状況(県南地域に未対応施設が1施設あり)を記載
10) 水道施設台帳の作成状況	計画区域における水道事業者等ごとに、水道施設台帳の作成状況について記載(表-22参照)。	【P.59】 令和2(2021)年度の上水道21事業者、水道用水供給事業1事業者における水道台帳の作成状況(22事業者のうち14事業者が策定済みあるいは策定中)を記載	
11) アセットマネジメントの実施状況	計画区域における水道事業者等ごとに、アセットマネジメントの実施状況について、厚生労働省「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」(平成21年7月)に基づき1A~4Dに区分して記載(表-23参照)。	【P.60~61】 令和2(2021)年度の上水道21事業者、水道用水供給事業1事業者におけるアセットマネジメントの実施状況(22事業者のうち18事業者が策定済み)を記載	
(3)経営指標について	1) 資本的支出の状況	計画区域における水道事業者等ごとの支出のうち、投下資本の増減に関する支出(資本的支出)に関する状況について、水道事業者等ごとに把握。具体的には、水道施設の整備や計画的な更新等に必要となる支出(建設改良費)がどの程度生じたか、あるいは当該支出が将来発生する見込み(減価償却の進捗状況)(式1)についての状況を把握。また、現有施設に要した企業債の元金償還状況を把握。 減価償却累計額/取得原価×100 (%)・・・式1	【P.62~65】 平成30(2018)年度の資本的支出の状況(新設・拡張事業費、改良事業費、企業債償還金、企業債償還元金対減価償却費率)を県南地域及び県西地域について記載
	2) 収益的支出の状況	計画区域における水道事業者等ごとの支出のうち、損益取引に基づく支出(収益的支出)について記載(表-24参照)。経常費用の内訳を把握し、給水原価の水準を比較することで、水道事業者等における給水の効率性について把握。	【P.66~70】 平成30(2018)年度の収益的支出の状況(費目別金額・割合、給水原価)を県南地域及び県西地域について記載

表 4.2 水道基盤強化計画 要約表 (3/4)

記載項目		記載内容	計画名→
			都道府県
			県南西地域水道基盤計画
			8
			茨城県
	3) 給水収益の状況	計画区域における水道事業者等ごとに、水道事業者等における収入の中で重要性の高い給水収益の状況について記載(表-25参照)。年間有収水量、給水収益、水道料金(20㎡)や直近の料金改定の状況等について明らかにすることで、水道事業者等における給水収益の状況を把握。	【P.71~77】 平成30(2018)年度の給水原価の状況(年間有収水量、給水収益、供給単価、水道料金)を県南地域及び県西地域について記載
	4) その他収入の状況	計画区域の水道事業者等における収入のうち、給水収益以外の部分の状況について、水道事業者等ごとに把握。具体的には、資本金収入(企業債収入、国庫補助収入、一般会計繰入金等)、収益的収入(長期前受金戻入等)の状況について把握。	【P.78】 平成30(2018)年度の給水収益以外の収入の状況(資本金収入内訳、収益的収入内訳)を県南地域及び県西地域について記載
	5) 収益性の指標	計画区域における水道事業者等ごとに、収益性の指標について記載(表-26参照)。水道事業者等が継続性を維持できる収益性の指標として代表的な経常収支比率や料金回収率について把握。	【P.79~81】 平成30(2018)年度の経常収支比率(経常収益/経常費用)及び料金回収率(供給単価/供給原価)の状況を県南地域及び県西地域について記載
	6) 経営の安全性の指標	計画区域における水道事業者等ごとに、経営の安全性の指標について記載(表-27参照)。経営の安全性の指標を、水道事業者等の自己資本構成比率(水道事業者等が調達した資本のうち、返済義務のない自己資本の割合を示す)や、流動比率(水道事業者等の短期的な支払能力を示す)等とし、水道事業者等ごとの事業の継続性について把握。	【P.82~86】 平成30(2018)年度の経営の安全性の指標(自己資本構成比率、累積欠損金比率、企業債残高給水収益比率、流動比率)の状況を県南地域及び県西地域について記載
	7) 収支の見通しの作成及び公表の状況	水道事業者等は、法第22条の4の規定に基づき、長期的な観点から、その給水区域における一般の水の需要に鑑み、水道施設の計画的な更新に努めるとともに、更新に要する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならない。そのため、計画区域における水道事業者等ごとに、収支の見通しの作成及び公表の状況等について確認・記載(表-28参照)。	【P.87~88】 令和2(2021)年度における収支の見通しの作成の状況(21事業者のうち6事業者が策定済み)を県南地域及び県西地域について記載
6	計画区域の課題抽出	「4 計画区域の将来給水人口及び水需給の見通し」、「5 水道の現況」で得られた情報から、水需要や水道施設の更新需要等の長期的な見通しや地域の実情を踏まえ、計画区域の課題を抽出。その際、水道広域化推進プラン策定マニュアル及び都道府県水道ビジョンなどの検討内容も踏まえて記載。	【P.89~104】 ・県全域共通の課題、目標及び実現方策を記載(茨城県水道ビジョンと整合を図った) ・県南西地域特有の課題、目標及び実現方策を記載
7	計画区域における基盤の強化の目標及び基盤の強化に向けた実現方策	「6 計画区域の課題抽出」で抽出された課題を踏まえて、基盤の強化の目標を設定するとともに、都道府県、市町村及び水道事業者等が取り組む実現方策の概要を記載。その際、都道府県においては、中核となる水道事業者等の協力が得つつ、単独で事業の基盤強化を図ることが困難な経営条件が厳しい水道事業者等も含めて、その区域内の水道の基盤を強化する取組を推進。実現方策については、「適切な資産管理の推進」、「広域連携の推進」、「官民連携の推進」、「水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成」などの具体的な取組が想定され、着手すべき実現方策の優先順位を明確にして取組を推進。特に、広域連携については、連携等の推進の対象区域(以下「連携等推進対象区域」という。)を設定した上で、各種取組を実施。その詳細については、「8 都道府県及び市町村による水道事業者等間の連携等の推進」において記載。連携等推進対象区域の設定に応じた広域連携の取組の概要を記載。	【P.89~104】 ・県全域共通の課題、目標及び実現方策を記載(茨城県水道ビジョンと整合を図った) ・県南西地域特有の課題、目標及び実現方策を記載
8	都道府県及び市町村による水道事業者等間の連携等の推進		
	(1) 連携等推進対象区域の設定	「7 計画区域における基盤の強化の目標及び基盤の強化に向けた実現方策」を踏まえ、水道の基盤の強化に向けて、計画区域内で広域連携が有効な実現方策となる水道事業者等に対して、連携等推進対象区域を設定(表-29参照)。設定に当たっては、都道府県水道ビジョンや水道広域化推進プランにおける検討結果など、既存の広域連携の取組内容について検証し、必要に応じて水道基盤強化計画の策定の機会を見直し。検証は、地域の実情への配慮や連携対象となる水道事業者等のスケールメリットなどを十分に考慮(図-2参照)。	【P.105】 県南西地域連携等推進対象区域は全域(24市町村(17市6町1村)、21水道事業)とし、県南西広域水道用水供給事業を着実に推進
	(2) 水道事業者等間の連携等に関する事項	連携等推進対象区域において、水道の基盤の強化を図る上での連携に向けた具体的な内容等を記載。	
	1) 実現方策の概要	「6 計画区域の課題抽出」で得られた課題を踏まえて、将来の見通し等のシミュレーション等の実施も含め、水道の基盤の強化を図る上での各種取組の方向性を検討し、関係者からの意見聴取や必要な利害調整を行って、「(1) 連携等推進対象区域の設定」で定めた連携等推進対象区域における実現方策を検討及び企画立案し、課題解決を図る。 なお、ハード面の整備を伴う実現方策の検討に当たっては、水需要や水道施設の更新需要等の長期的な見通しを踏まえ、地域の実情に応じて、水の供給体制を見直す。	【P.106】 県南広域水道用水供給事業と県西広域水道用水供給事業の事業統合について及び水道普及率の向上(水道未普及の解消)について記載

表 4.2 水道基盤強化計画 要約表 (4/4)

記載項目		記載内容	計画名→ 都道府県
			県南西地域水道基盤計画
			8
			茨城県
	2) 実現方策による効果の試算	広域連携を実施した場合の効果について、アセットマネジメント簡易支援ツール（厚生労働省ホームページ参照）を活用するなどして、実現方策ごとについて試算し、広域連携を実施しない場合と比較することで連携による効果を確認。検討は、水道事業ガイドラインの業務指標(PI)を活用するなど、可能な限り定量的に行うとともに、グラフや表、地図などの図表を用いて表現。	【P.107】 実現方策による基盤強化の効果を記載
	3) 実現方策における役割分担	実現方策を遂行するための都道府県、市町村、水道事業者等の役割を実現方策ごとに記載する（表-30参照）。	【P.108】 実現方策における役割分担（県、水道用水供給事業者（茨城県企業局）、水道事業者（市町村等））を記載
	(3)水道事業者等間の連携等を行うに当たり必要な施設整備に関する事項	施設整備を伴う連携を行う場合にあつては、連携等を行うにあたり必要となる主要な水道施設の概要、経常費用の概算、給水原価及び実施スケジュールについて明らかにする。 なお、施設整備を伴う連携を検討する場合、法第44条及び水道法施行令（昭和32年政令第336号）第12条別表の二の項に基づき、水道基盤強化計画において定められた本事項に係る水道施設であつて一定の要件に該当する水道事業等の用に供するものの整備に要する費用については国庫補助の要件となる。この一定の要件については、生活基盤施設耐震化等交付金（水道事業運営基盤強化推進事業）に基づくものであるため、国庫補助の申請に当たっては要件等を十分確認するとともに、必要に応じて厚生労働省に相談する。	【P.109～110】 県南西事業統合に係る整備内容（県南西広域水道用水供給事業）、整備箇所、整備期間、概算事業費、等を記載

5. 参考 事例集

「水道事業の統合と施設の再構築、水道基盤強化に向けた優良事例等調査（広域連携及び官民連携の推進に関する調査）（R2）」から追加された事例である大阪広域水道企業団と磯城郡水道企業団の事例を整理する。

5.1 大阪広域水道企業団

5.1.1 基本情報

(1) 都道府県	大阪府					
(2) 事業体名	大阪広域水道企業団					
(3) 広域連携の形態	経営の一体化					
(4) 広域連携実現年月	令和3年4月					
(5) 広域連携実現までに要した期間	平成30年2月～令和3年3月（3年2カ月）					
(6) 広域連携前の事業体等	2市2町1企業団 藤井寺市、大阪狭山市、熊取町、河南町、大阪広域水道企業団					
(7) 直近の認可	事業区分	藤井寺市 水道事業	大阪狭山市 水道事業	熊取町 水道事業	河南町 水道事業	水道用水 供給事業
	目標年度	令和12年度	令和12年度	令和12年度	令和12年度	令和11年度
	計画給水人口	65,100人	58,200人	43,000人	15,200人	-
	計画一日 最大給水量	21,000 m ³ /日	18,850 m ³ /日	15,190 m ³ /日	5,590 m ³ /日	1,540,000 m ³ /日

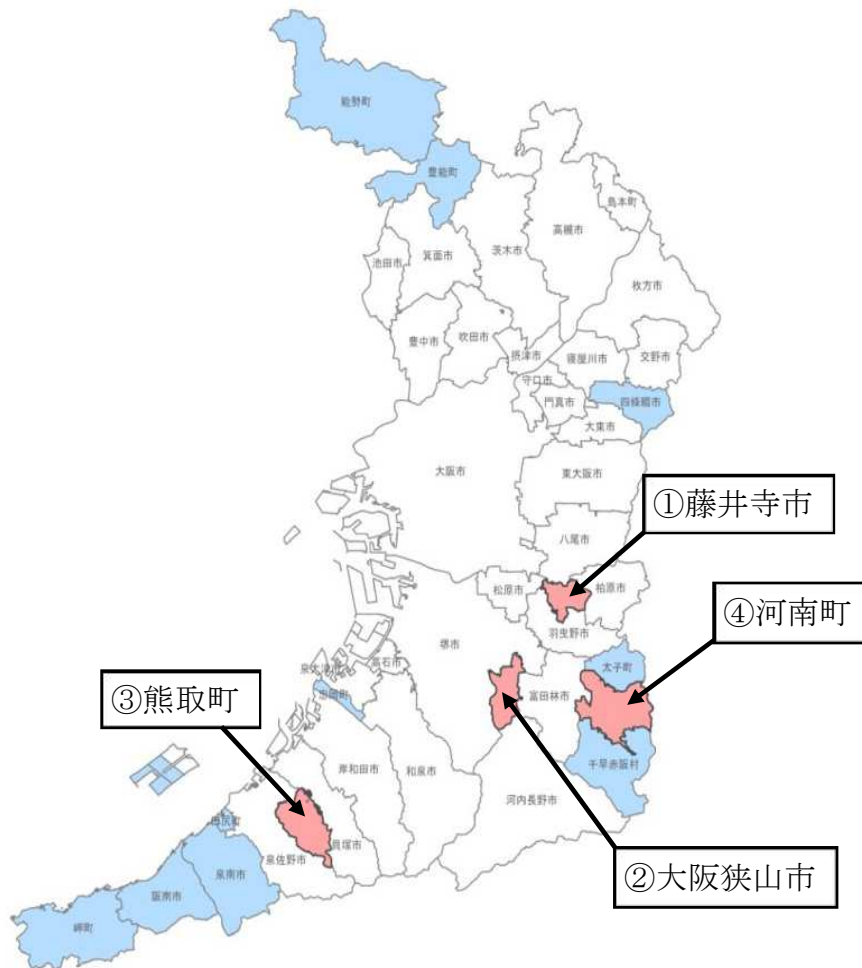


図 5.1 4事業体の位置図

(出典) 「大阪広域水道企業団と藤井寺市・大阪狭山市・熊取町・河南町との水道事業の統合に向けての検討、協議統合案 大阪広域水道企業団」

5.1.2 広域連携の概要

(1) 広域連携(計画)の内容

大阪府域の水道事業については、人口減少等に伴う水需要・料金収入の減少をはじめ、老朽化した施設の更新・耐震化やベテラン職員の退職に伴う技術継承への対応など、様々な課題に直面している。

このため、府域では、将来にわたり安全・安心な水道水を安定的に供給するため、大阪府が策定した「大阪府水道整備基本構想（おおさか水道ビジョン）」に基づき、府域の水道事業の効率化や運営基盤の強化につながる「広域化」（市町村水道事業との連携拡大や統合）を推進し、当企業団を核とした「府域一水道」（大阪市を含む府内の全市町村との水道事業統合）をめざしているところである。

広域化の推進にあたっては、これまで災害用備蓄水の共同製作、水質管理業務の共同化といった「業務の共同化」など連携に取り組みやすい分野から順次取組を進めてきた。

現在は、「経営の一体化、事業統合」に軸足を置き、市町村水道事業との統合に向けた検討・協議を進め、平成29年4月から、四條畷市、太子町、千早赤阪村の各水道事業、平成31年4月からは、泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町の各水道事業（能勢町は令和6年4月から事業開始）、令和3年4月からは、藤井寺市、大阪狭山市、熊取町、河南町の各水道事業を企業団が引き継ぎ、計13団体の水道事業を担っている。

(2) 広域連携(実績)の内容

当初計画を踏襲した経営戦略に基づき、施設整備を実施している。

統合効果である専門技術職の最適配置に伴い、現場における技術力のボトムアップが図られ、新規事業の着実な推進に繋がっている。また、既存施設の点検を含めた施設整備計画の詳細な検討を実施することが可能となったため、施工時期の優先度について見直しを行った。

その結果、アセットに基づく設備系の更新事業については、実際の老朽度・危険度等に基づき、適切な施工時期の見直しを行い、一部の工事については施工時期の入替え等を実施した。

また、施設の統廃合に基づく最適配置計画についても、今後、技術力に基づく詳細な検討を進めて行く予定である。

5.1.3 施設の統廃合及び再構築計画の概要

(1) 計画の方針

計画の方針は次の通りである。

統合後の施設の最適配置	
■	企業団の技術力・組織力を活用し、4団体の水道施設及び水運用について、俯瞰的に調査、検討することにより、施設能力に余裕のある施設の統廃合、集中監視制御設備など各団体に個別に保有している施設の一元化及び企業団の「受水エネルギー有効利用」制度を活用した効率的な施設整備等について検討する。
■	府補助金を最大限活用できるよう検討する。
■	企業団の整備計画（河南ループ整備事業等）と整合させる。
■	4団体統合以降、隣接する市町の水道事業が統合する場合は、それにより可能となる施設の最適配置を検討する。

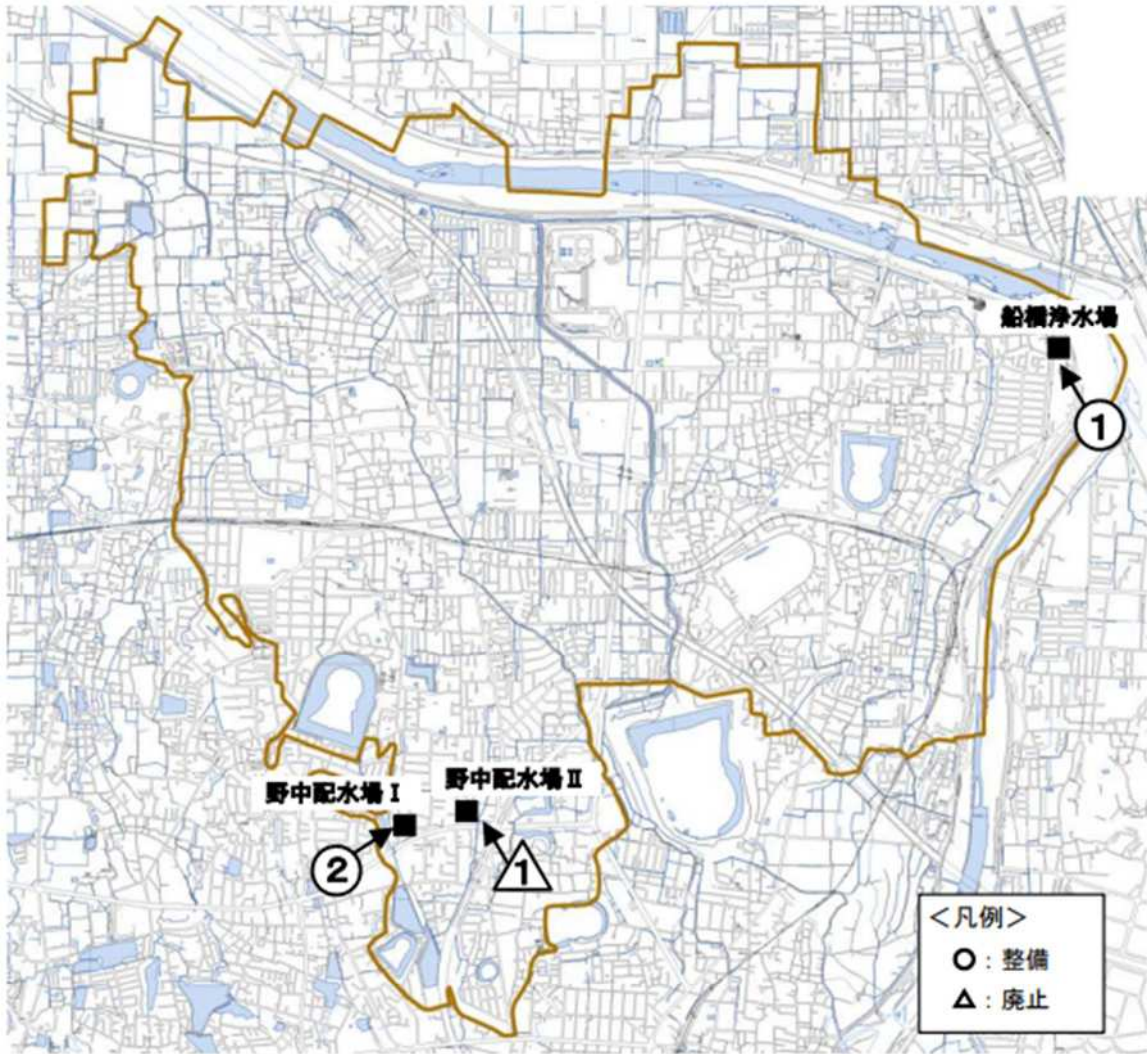
(出典) 「大阪広域水道企業団と藤井寺市・大阪狭山市・熊取町・河南町との水道事業の統合に向けての検討、協議統合案 大阪広域水道企業団」

(2) 計画の概要

施設の統廃合及び再構築計画は次の通りである。（詳細は図 5.2～図 5.5参照）

団体名	No.	事業項目	対象施設	整備内容
藤井寺市	1	配水池等の統合整備	船橋浄水場	<ul style="list-style-type: none"> 既設の船橋浄水場と、野中配水場Ⅰ・Ⅱを統合した浄水場を船橋浄水場に築造 既設の野中配水場Ⅰ（東池）と野中配水場Ⅱを廃止し、統合した配水場を野中配水場Ⅰに築造 野中配水場Ⅰの場内連絡管の布設（直結増圧ポンプ含む）
			野中配水場Ⅰ（西池・東池）	
			野中配水場Ⅱ	
大阪狭山市	1	連絡管整備によるポンプ場等の廃止	広域水道受水ポンプ場	<ul style="list-style-type: none"> 受水ポンプ場の廃止
			広域水道受水池兼低区配水池	<ul style="list-style-type: none"> 連絡管の布設（受水弁含む） 大野中区配水池への送水ポンプの廃止
			ニュータウン配水池	<ul style="list-style-type: none"> 連絡管の布設（受水弁・直結増圧ポンプ含む） 大野高区配水池への送水ポンプの廃止
熊取町	1	配水池等の統合整備	希望が丘受水・配水場	<ul style="list-style-type: none"> 既設の希望が丘受水・配水場を廃止し、統合配水場を築造 連絡管の布設（直結増圧ポンプ含む）
	2	配水池等の統合整備	紺屋受水場	<ul style="list-style-type: none"> 受水池の廃止 野田配水池への送水ポンプの廃止
	3	監視制御設備の一元化	希望が丘受水・配水場	<ul style="list-style-type: none"> 中央配水場（泉南水道センター）へ設置予定の集中監視制御設備へ一元化
河南町	1	連絡管整備による配水池等の廃止	馬谷配水池	<ul style="list-style-type: none"> 配水区域への連絡管（川野辺～馬谷）の布設 馬谷配水池の廃止
			芥生谷加圧ポンプ場	<ul style="list-style-type: none"> 配水区域への連絡管（水分低区～芥生谷）の布設 芥生谷加圧ポンプ場の廃止
			白木加圧ポンプ場	<ul style="list-style-type: none"> 馬谷系送水ポンプの廃止

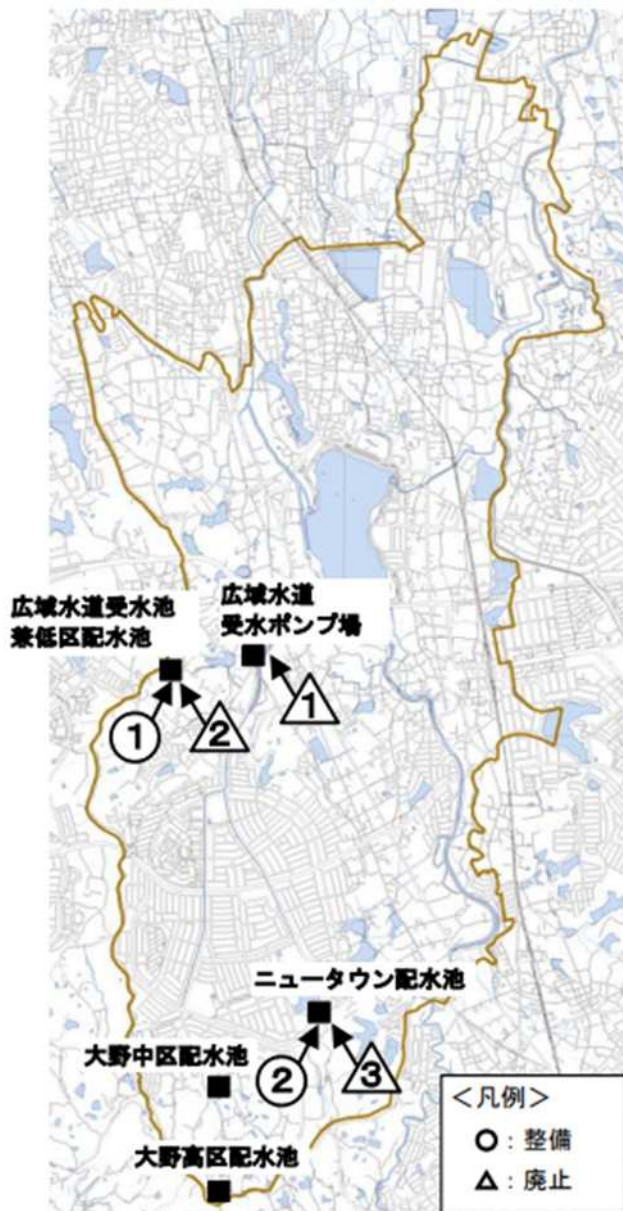
(出典) 「大阪広域水道企業団と藤井寺市・大阪狭山市・熊取町・河南町との水道事業の統合に向けての検討、協議統合案 大阪広域水道企業団」



事業項目	対象施設	整備内容	凡例
配水池等の統合整備	船橋浄水場	<ul style="list-style-type: none"> 既設の船橋浄水場と、野中配水場 I・II を統合した浄水場を船橋浄水場に築造 既設の野中配水場 I (東池) と野中配水場 II を廃止し、統合した配水場を野中配水場 I に築造 野中配水場 I の場内連絡管の布設 (直結増圧ポンプ含む) 	①
	野中配水場 I (西池・東池)		②
	野中配水場 II		①

図 5.2 施設整備計画図 (藤井寺市)

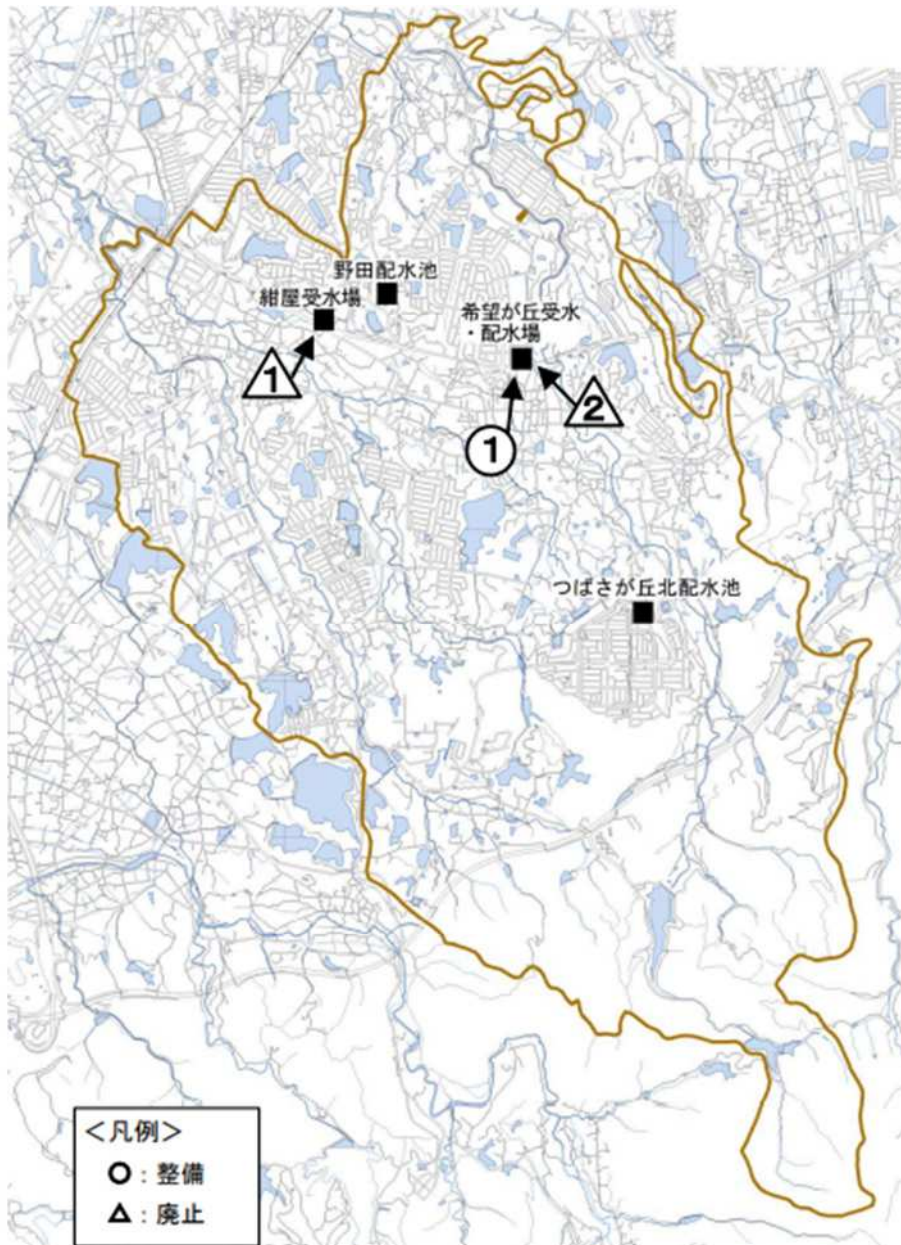
(出典) 「大阪広域水道企業団と藤井寺市・大阪狭山市・熊取町・河南町との水道事業の統合に向けての検討、協議統合案 大阪広域水道企業団」



事業項目	対象施設	整備内容	凡例
連絡管整備によるポンプ場等の廃止	広域水道受水ポンプ場	・受水ポンプ場の廃止	△1
	広域水道受水池兼低区配水池	・連絡管の布設（受水弁含む）	○1
		・大野中区配水池への送水ポンプの廃止	△2
	ニュータウン配水池	・連絡管の布設（受水弁・直結増圧ポンプ含む）	○2
・大野高区配水池への送水ポンプの廃止		△3	

図 5.3 施設整備計画図（大阪狭山市）

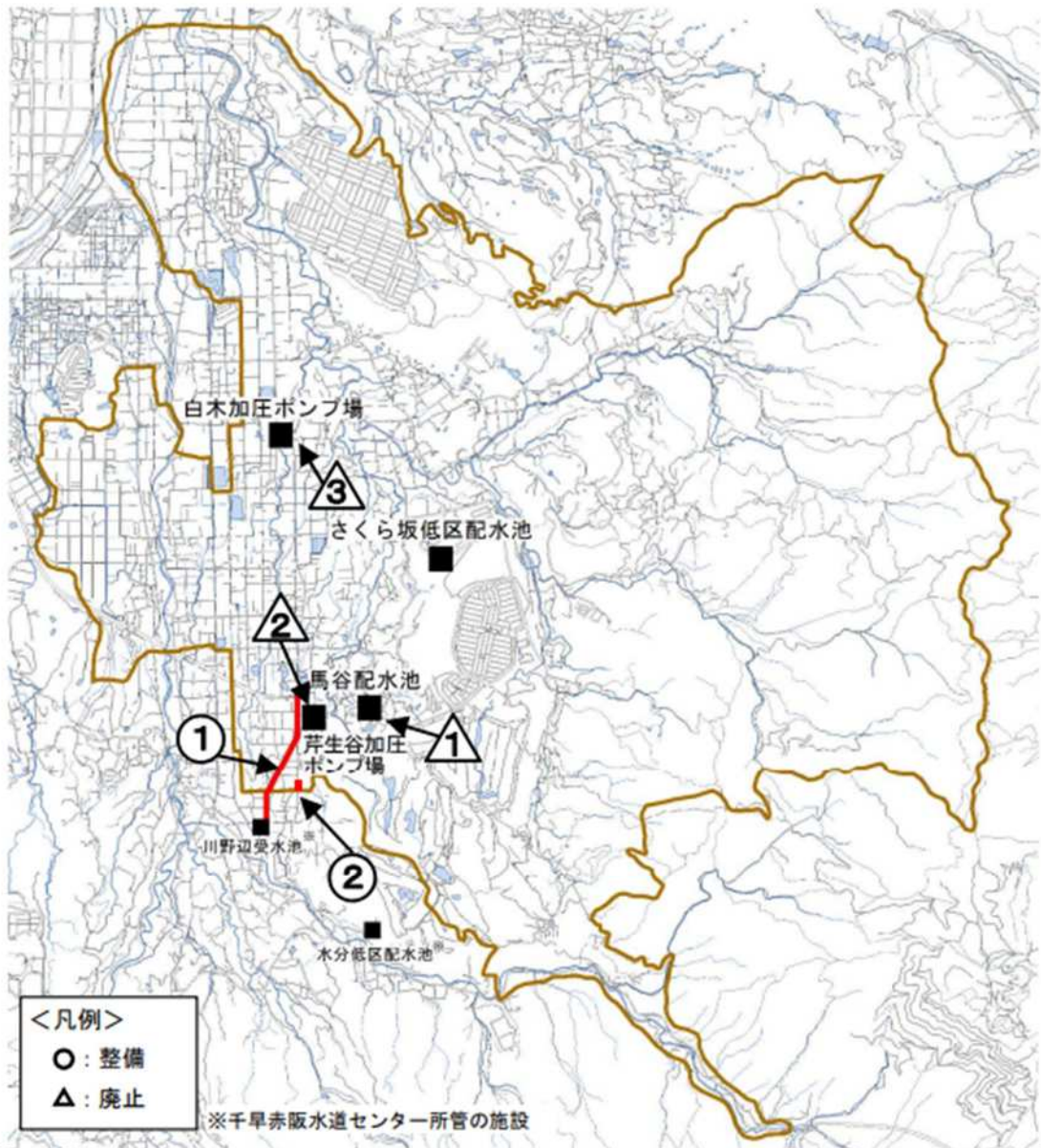
（出典）「大阪広域水道企業団と藤井寺市・大阪狭山市・熊取町・河南町との水道事業の統合に向けての検討、協議統合案 大阪広域水道企業団」



事業項目	対象施設	整備内容	凡例
配水池等の統合整備	希望が丘受水・配水場	・既設の希望が丘受水・配水場を廃止し、統合配水場を築造 ・連絡管の布設（直結増圧ポンプ含む）	①
配水池等の統合整備	紺屋受水場	・受水池の廃止 ・野田配水池への送水ポンプの廃止	△①
監視制御設備の一元化	希望が丘受水・配水場	・中央配水場（泉南水道センター）へ設置予定の集中監視制御設備へ一元化	△②

図 5.4 施設整備計画図（熊取町）

（出典）「大阪広域水道企業団と藤井寺市・大阪狭山市・熊取町・河南町との水道事業の統合に向けての検討、協議統合案 大阪広域水道企業団」



事業項目	対象施設	整備内容	凡例
連絡管整備による配水池等の廃止	馬谷配水池	・配水区域への連絡管（川野辺～馬谷）の布設	①
		・馬谷配水池の廃止	△1
	芹生谷加圧ポンプ場	・配水区域への連絡管（水分低区～芹生谷）の布設	②
		・芹生谷加圧ポンプ場の廃止	△2
白木加圧ポンプ場	・馬谷系送水ポンプの廃止	△3	

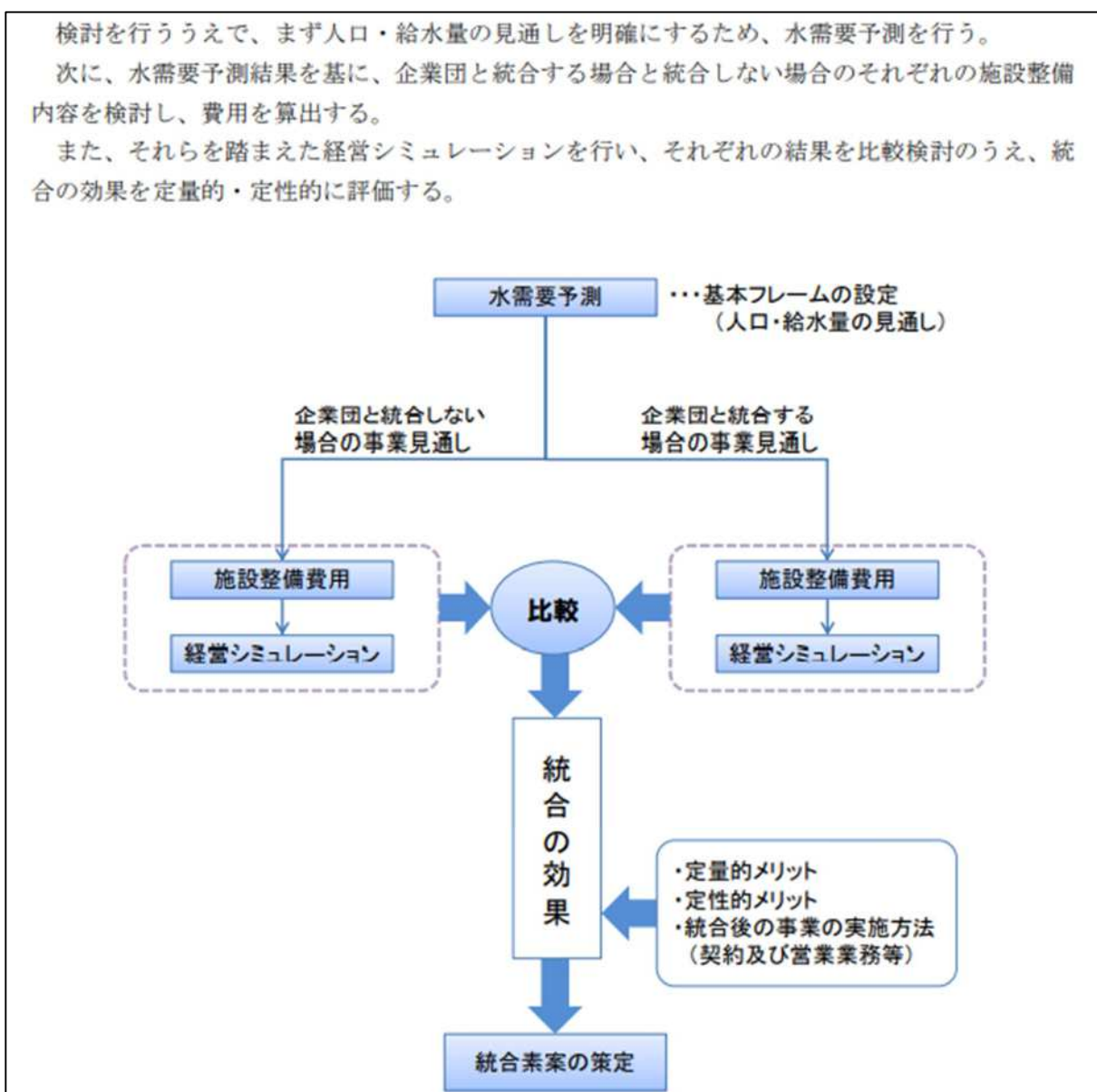
● 隣接する企業団太子水道センターとの連絡管の整備については、関係施設の更新時期にあわせて、改めて検討することとする。

図 5.5 施設整備計画図（河南町）

(出典) 「大阪広域水道企業団と藤井寺市・大阪狭山市・熊取町・河南町との水道事業の統合に向けての検討、協議統合案 大阪広域水道企業団」

(3) 検討手法

検討手法は次のとおり。



(出典) 「大阪広域水道企業団と藤井寺市・大阪狭山市・熊取町・河南町との水道事業の統合に向けての検討、協議
統合案 大阪広域水道企業団」

(4) 計画検討の際に生じた課題及び対応策

【課題】

- ・耐用年数を経過した老朽化施設が大幅に増加
- ・給水人口の減少、更新費用の増加に伴う給水原価の上昇
- ・技術職員の確保が難しい状況であり技術継承が困難
- ・厳しい経営環境の中、お客さまサービスの維持が困難

【解決策】

- ・施設の最適配置による一部施設の統廃合やダウンサイジングを行うとともに府補助金を活用
- ・業務の一元化等による効率化や、企業団の持つ組織力（人的資源）等の活用

(5) 計画変更の方針及び概要

該当事項は特になし

(6) 実施の際に生じた課題及び対応策

【課題】

- ・水道事業ごとに運用しているため、業務マニュアルや技術基準が異なる

【解決策】

- ・業務の一元化等による効率化

5.1.4 広域連携による効果

(1) 広域連携により生み出される効果 [計画策定時]

1) 経営の一体化による事業費削減 (定量的効果)

項目	内容
算定期間	2017年4月～2057年3月 (40年)
算定手法	今後40年間の市町村水道の事業費について、単独経営と統合時の財政計画シミュレーションを実施し、その差分を効果として算定。 ・更新事業費：施設整備計画で検討した最適配置（アセット及びダウンサイジング）に基づき算定。
効果算定対象費目	建設改良費
評価結果	3.0%

※ 評価結果のプラス値は「削減」、マイナス値は「増高」を示す。

2) 経営の一体化による維持管理費削減 (定量的効果)

項目	内容
算定期間	2017年4月～2057年3月 (40年)
算定手法	今後40年間の市町村水道の事業費について、単独経営と統合時の財政計画シミュレーションを実施し、その差分を効果として算定。 ・維持管理費：原則平成30年度の決算値を採用するが、施設の統廃合等による動力費、委託費等の増減を考慮。
効果算定対象費目	維持管理費
評価結果	1.5%

※ 評価結果のプラス値は「削減」、マイナス値は「増高」を示す。

3) 交付金の活用（定量的効果）

項目	内容
算定期間	2021年4月～2031年3月（10年）
算定手法	シミュレーション内において、令和3年度から令和12年度までの10年間について、施設整備事業費の1/3の財源に国の交付金を見込み、総額（充当額）を効果として算定。
効果算定対象費目	交付金
評価結果	—

※ 評価結果のプラス値は「削減」、マイナス値は「増高」を示す。

- 4) 企業団の技術力・組織力を活用した非常時対応の発揮（定性的効果）
- 5) 人員の適正配置による技術継承問題の解消（定性的効果）
- 6) 技術管理者を中心とした専門技術職による確実な事業運営（定性的効果）
- 7) 水源から蛇口までの総合的な水質管理（定性的効果）
- 8) 新規サービスの導入等によるお客様サービスの維持・向上（定性的効果）

(2) 広域連携により生み出される効果〔計画変更時〕

該当事項は特になし

(3) その他特筆すべき事項

該当事項は特になし

5.2 磯城郡水道企業団

5.2.1 基本情報

(1) 都道府県	奈良県
(2) 事業体名	磯城郡水道企業団
(3) 広域連携の形態	経営の一体化
(4) 広域連携実現年月	令和4年4月
(5) 広域連携実現までに要した期間	平成26年7月～令和4年3月（7年8カ月）
(6) 広域連携前の事業体等	3町 川西町、三宅町、田原本町

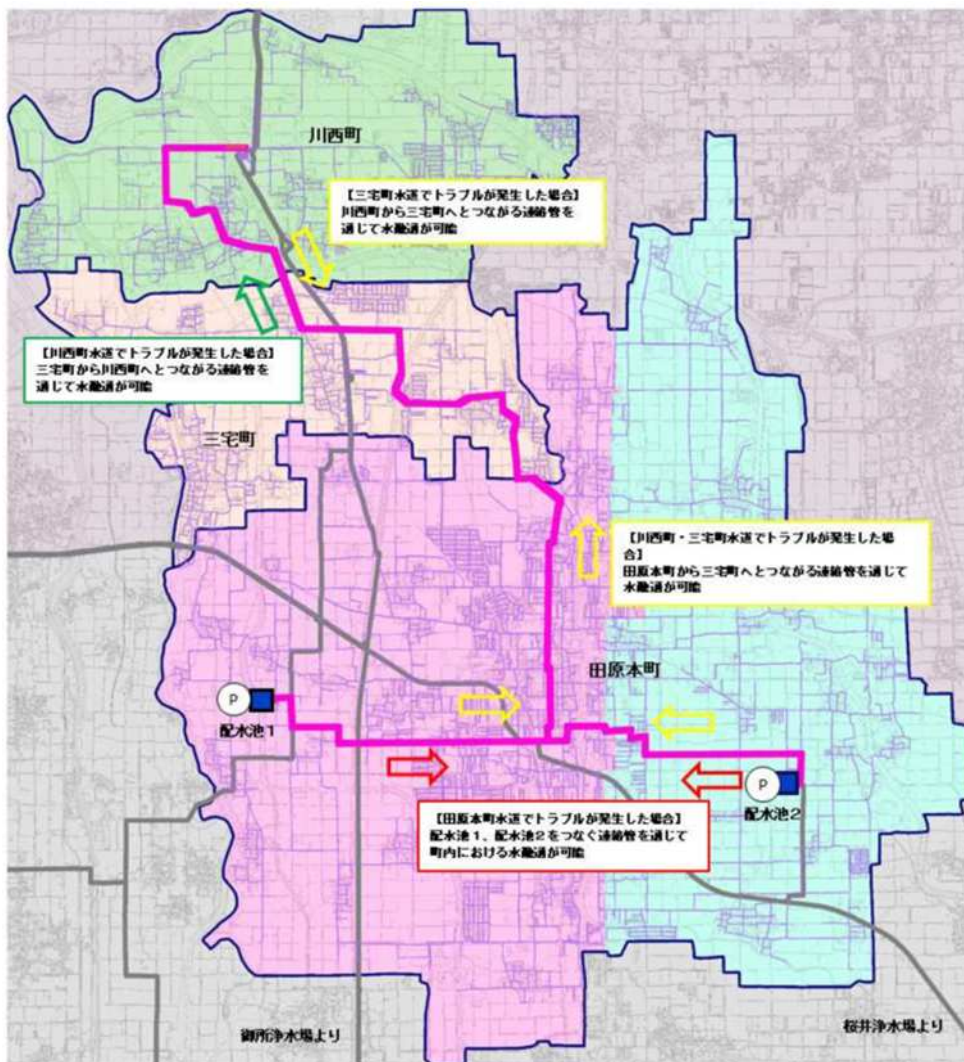


図 5.6 3事業体の位置図

(出典) 「磯城郡水道広域化計画 磯城郡広域水道事業体設立準備協議会」

5.2.2 広域連携の概要

(1) 広域連携(計画)の内容

水道事業においては、人口の減少等による水需要の減少、老朽化施設の更新や耐震化対応による投資費用の増大、熟練職員の退職による技術力の低下や人材不足が大きな課題となっており、全国の多くの自治体において、将来的な水道料金の大幅な値上げや、安定した水道事業経営持続の困難化が懸念されている状況である。

このような状況の中、磯城郡3町及び奈良県は、安定した水道事業経営を持続するため、投資費用の削減や事業運営の効率化による将来の水道料金の上昇幅抑制を目指して、平成26年7月の大和郡山市・天理市・磯城郡地域懇談会において、磯城郡の水道事業広域化についての検討を開始した。

【年表】

平成26年7月	大和郡山市・天理市・磯城郡地域振興懇談会を開催し、磯城郡3町における施設共同化・広域化の検討を開始
平成28年5月	磯城郡3町水道広域化懇話会を開催
平成28年7月	「磯城郡における水道事業の広域化に関する覚書」を締結し、磯城郡3町において広域的に水道事業を運営する事業体の設立に向け協力して取り組むことを確認
平成28年10月	「磯城郡水道広域化推進協議会」を設置し、磯城郡3町において広域的に水道事業を運営する事業体の設立に向けた協議、検討を開始
平成29年6月	川西町で県営水道の直結配水を開始し、全量を県営水道に転換
平成30年3月	田原本町も全量を県営水道に転換
平成30年4月	「磯城郡広域水道事業体設立準備協議会」を設置するとともに、事務局として準備室を設置し、経営統合に向けた課題分析や方向性の検討を実施
平成31年3月	それまでの検討の方向性を取り纏め、磯城郡広域水道事業体の設立の指針となる「磯城郡水道事業広域化基本方針」を磯城郡広域水道事業体設立準備協議会で策定
令和2年3月	磯城郡3町の水道事業を統合し、水道事業の経営の一体化を実施するにあたり関係する基本的事項について定めた「磯城郡水道広域化計画」を磯城郡広域水道事業体設立準備協議会で策定
令和2年6月	「磯城郡における水道事業広域化にかかる基本協定」を締結し、水道事業の経営の一体化を実施するにあたり関係する基本的事項について合意
令和3年3月	三宅町でも県営水道の直結配水を開始し、全量を県営水道に転換
令和3年3月	磯城郡水道企業団規約案等について、磯城郡広域水道事業体設立準備協議会で協議（事実上の協議）
令和3年6月	磯城郡水道企業団の設立議案を磯城郡3町の各議会に上程し、議決
令和3年6月	磯城郡水道企業団の設立について、磯城郡3町で協議（法定上の協議）
令和3年7月	奈良県知事に磯城郡水道企業団の設立許可を申請
令和3年9月	奈良県知事より設立許可
令和4年3月	奈良県知事より創設事業認可
令和4年4月	磯城郡水道企業団による水道事業の運営開始

(2) 広域連携(実績)の内容

今年度が広域化の初年度であるため未検証。

5.2.3 施設の統廃合及び再構築計画の概要

(1) 計画の方針

計画の方針は次の通りである。

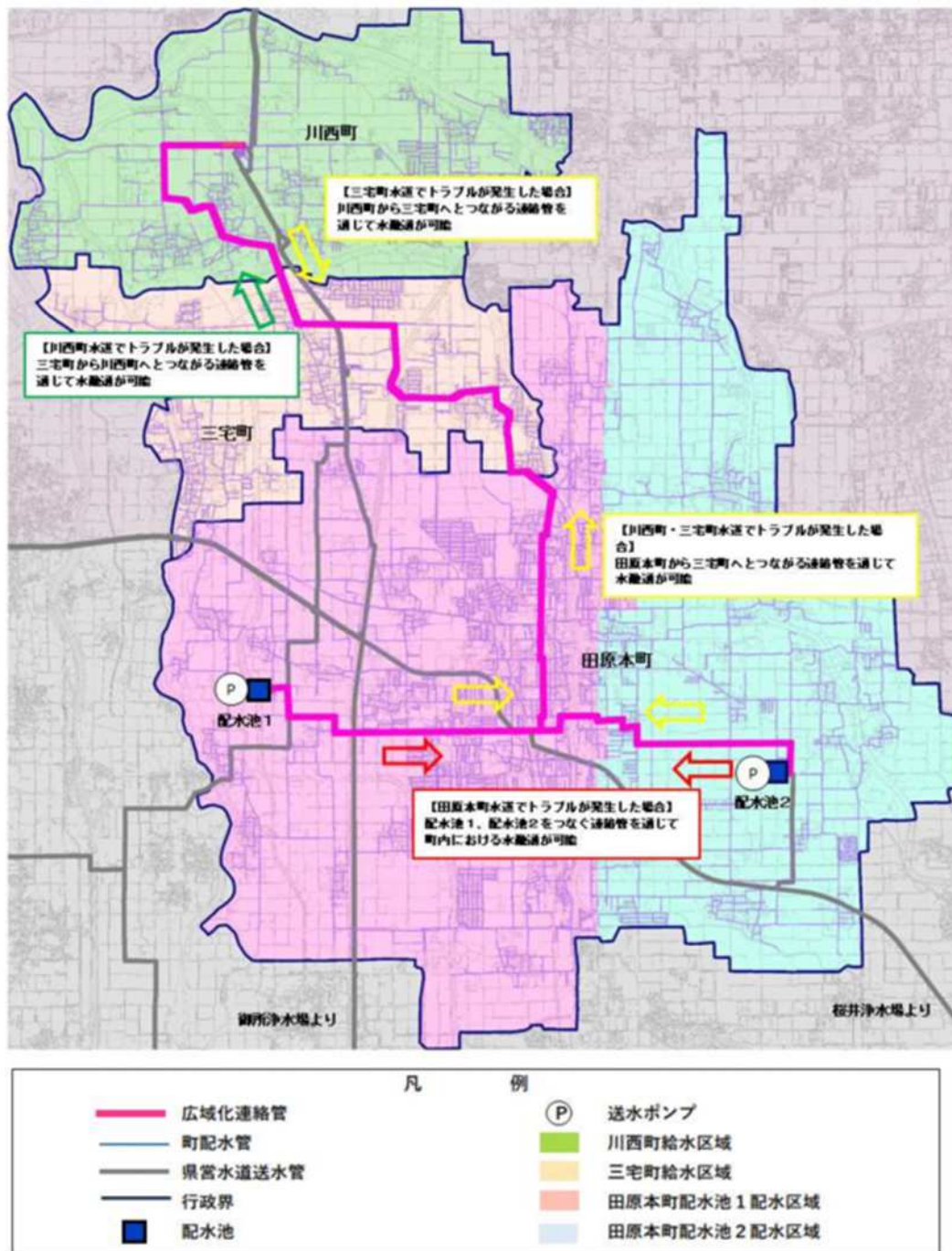
3.1 広域連絡管の整備

各町における配水トラブルに対応するため、令和8年度までに緊急時の広域連絡管を整備する。

(出典) 「磯城郡水道広域化計画 磯城郡広域水道事業体設立準備協議会」

(2) 計画の概要

施設の統廃合及び再構築計画は次の通りである。



(出典) 「磯城郡水道広域化計画 磯城郡広域水道事業体設立準備協議会」

(3) 検討手法

検討手法は次のとおり。

- ・ 水需要予測を実施
- ・ 事業計画を策定
- ・ 財政シミュレーションを実施

(4) 計画検討の際に生じた課題及び対応策

【課題】

- ・ 下水道事業の取り扱いについて
- ・ 県域水道一体化への対応について

【解決策】

- ・ 下水道事業については、一部事務組合（企業団）へ移管せず各町で実施する。
- ・ 料金徴収等、既に水道担当部局で実施している業務については一部事務組合（企業団）への委託の形で実施することとし、委託項目の拡大についても検討する。
- ・ 奈良県では、平成30年4月に上水道事業を経営する28市町村が参加する県域水道一体化検討会を設置し、県域水道一体化の検討を進めている。磯城郡の広域化は県域水道一体化に向けたモデルケースとして位置づけられていることから、県域水道一体化への参加を見据えて検討を進めている。今後も奈良県及び他の市町村と連携を取り、県域水道一体化の動きを踏まえて検討を進める。

(5) 計画変更の方針及び概要

該当事項は特になし

(6) 実施の際に生じた課題及び対応策

該当事項は特になし

5.2.4 広域連携による効果

(1) 広域連携により生み出される効果 [計画策定時]

1) 経営の一体化による費用削減（費用削減効果）

項目	内容
算定期間	2017年～2046（30年）
算定手法	企業団及び構成町において、経営の一体化後及び単独経営を継続した場合における財政シミュレーションを実施し、その差分を経済効果として算定。
効果算定対象費目	建設改良費、維持管理費、その他（受水費）
評価結果	7.8%

※ 評価結果のプラス値は「削減」、マイナス値は「増高」を示す。

- 2) 水道料金の将来的な値上げ幅の抑制（定量的効果）
- 3) 施設統廃合による更新投資の抑制（定量的効果）
- 4) 業務共同化による運営効率化（定性的効果）

(2) 広域連携により生み出される効果 [計画変更時]

該当事項は特になし

(3) その他特筆すべき事項

該当事項は特になし